

其陰謀速に成るべからざるを信じ、他の事變の起らざるに先つて景勝を夷平せんとして出づ。鳥居元忠を止めて伏見を守らしめて曰く、萬一變起らば天主閣中の黄金を鑄て之を用ひよと。家康立つや、三成蹶起して使を四方に發し、徒黨を募る。大谷吉繼、未だ三成の陰謀を知らず、家康に従軍せんと欲して、三成の子重家を誘ふ。三成之に告ぐるに兵を上臈に擧げて、景勝に應じ、南北挾撃せんことを以てす。吉繼其決して勝たざるを打算して之を止む。三成聽かずして曰く此事、一身の爲めにあらず、以て豊臣氏に酬へんと欲するのみ。成敗利鈍は顧みる所にあらず。且つ已に上杉と約して兵を擧げしむ。上杉をして獨り家康に當らしむるは忍びざる所也と。吉繼遂に別を告げて去る。然かも之を棄るに忍びず即ちまた歸つて曰く、我一身を以て汝に與へんと。三成、遂に長束正家、増田長盛及び玄以の名を以て毛利輝元を誘ふに元帥を以てせしめ、また兵を以て大坂の四面を守り、諸侯の質の國に逃るを防がしめ、三奉行の名を以て家康の十三罪を數へて、檄を諸侯に傳ふ。諸侯應ずるもの三十二人。毛利輝元、吉川廣家、毛利秀元、宇喜田秀家、島津惟新、小早川秀秋、鍋島勝茂、小西行長、脇坂安治、秋月種長を初めとして其兵九萬三千七百人に達す。秀家の議により機先を制せんかため、兵を美濃尾張に出して、家康の舉動を見んとす。輝元秀頼を奉じて大坂にあり、また兵を分つて細川忠興の父幽齋を田邊に攻め、家康の城代、鳥居元忠を伏見に攻む。幽齋は一代の歌人にして、歌

學の奥義に達し、公卿また却つて幽齋に學ばんとす。天皇幽齋死して歌學また共に亡びんことを恐れ、兩軍に諭して交綏せしむ。元忠は固守して下らず、遂に敗れて自殺す。家康の後には此の如き變あり、家康の前には景勝、精兵を備へて俟ち、自ら微服して白河附近の地を相して、革籠原を以て最後の決戦場と定め、家康の兵を此に誘ひ、家康を敗らば其全軍を此に殲さんとす。景勝敗れば上杉の全軍また此に死せんことを期し、矯々として家康の來るを俟ち、また使を發して越後の遺族をして亂を起さしむ。佐竹義宣また陽に家康の命を奉じて兵を出し、其鬼怒川を渡るを待つて後より之を撃たんとを計る。家康之を知らず、二十四日下野の小山に入り秀忠は已に宇都宮に至て、初めて鳥居元忠が三成等の暴發を報ずるの書に接し、即ち福島正則、黒田長政、細川忠興等の客將を召きて狀を告げ、且つ其志を問ふ。衆皆な曰く唯だ内府を助けて三成を誅せんのみ。妻子は顧みる所にあらずと、また旗下の將士を集めて事を議す、井伊直政、酒井家次、極力三成を撃つて直ちに天下を取らんことを主張す、家康沈吟して決せず直政疾聲して曰く、公若し此に出でず、徒らに箱根を守て偷安せんと欲せばまた再び見えざるべしと、袖を拂て出づ。家康沈思熟考する久うして、また直政を招きて議を交ゆ。已にして秀忠使を發して之を賛す。家康遂に意を決して三成を先にせんと欲し、先づ客將をして上國に向はしむ。福島正則、池田輝政先鋒たり、井伊直政、本多忠勝軍監たり、別に子秀康をして宇都

宮に據らしめ、傍近諸侯をして城廓を修繕して、景勝の追躡に備へしめ、別に政宗をして兵を案して動かす、景勝を控制せしめ、秀忠をして中山道より進ましめ、自ら東海道より進まんとし、形勢を伺ふ。

三百四十九節 三成、家康兩軍の形勢 此時に方つて三成の黨與已に進んで美濃に入り、其の南北東西交通の要衝たるを以て、全力を盡くして之を略し、其の二十二城中已に十七城を取り、大垣、岐阜、竹ヶ鼻、^三犬山に據りて尾張に迫る。已にして八月十四日家康黨の先鋒諸將、悉く尾張の清洲に入り、家康の來るを待つて戦はんとして、空しく對峙す。家康猶ほ彼等を信ずる能はずして、狐疑躊躇し、萬全の形勢を見ずんば發せざらんとし、使を發して曰く、速に開戦して三成等に黨せざるの實を示せと。諸將乃ち先づ岐阜竹ヶ鼻を攻めて之を取り、犬山を下し敵軍を追ふて赤坂に入り大垣を壓し、家康の本營を岡山に定め、火を放つて垂井、關ヶ原を燒く。三成其必らず佐和山に向はんとするを察し、即ち大谷吉繼、脇坂吉治等をして關ヶ原の西南を扼せしむ、毛利秀元、吉川廣家また來つて南宮山に陣して、家康黨の陣營を俯瞰し、秀秋は松尾山に陣す。家康江戸にあり、下野常陸の黨與に對しては、景勝若し來らば直ちに出で、助けんと云ひ、先鋒の客將に對しては速に上國に上るべしと云ひ、兩端を持す。今や、岐阜、犬山を取るの報に接し、則ち之を政宗等に報じ、急に秀忠は中山道より、自らは東海道より、美濃に進

む。九月十四日岡山の本營に入るや、家康黨の軍氣大に揚る。此時家康の全軍七萬人、三成の全軍七萬九千、數に於ては略ぼ匹敵すと雖も、三成の軍は早く已に弱點を示したり。天下の信用、家康に歸するは之を云はず。三成の黨與にして最も戦に長して恃むべきは、浮田秀家と大谷吉繼のみ。毛利輝元は大坂にありて吉川廣家のために沮まれて來らざる也。毛利秀元は其兵一萬六千人あり、秀家に次ぎて最も大兵を擁するものにして、而して吉川廣家のために制せられて戦ふ能はざる也。小早川秀秋は一萬五千六百人の大兵を有するもの也。而して彼また形勢を觀望して戦志なきのみならず。また後より三成を襲はんとことを家康に約し、三成をして秀秋を危ぶみて其の最も恃む所の驍勇大谷吉繼をして家康に備へずして、秀秋に具ふるの已むを得ざるを感せしめたり。佐和山に向ふの道を扼したる脇坂安治も、已にまた内應を約したり。故に三成の軍七萬九千と稱するも、戦志あるは四萬六千人のみ。加ふるに島津惟新の如きは其初め家康に屬せんとして勢に卷かれて、三成に黨せるものにして、戦志薄く、且つ三成、聲望闊越あるにわらずして、全軍の牛耳を執るがため、號令は號令にわらずして、依頼となり、號令と云ふや、其命を奉せざる島津惟新の如きものあり。故に戦はずして勝敗の數已に明かなるものありき。

三百五十節 關ヶ原の戦、三成黨大敗す

家康形勢を案じて曰く敵軍遂に大垣を出でざるべしと、即ち

池田輝政、淺野幸長等をして大垣に備へしめ、大軍佐和山に向ふて之を屠り、直ちに大坂に入らんとす。三成之を聞き全軍を關ヶ原に集めて要撃せんと欲して、夜私かに發し、北國街道の口を扼す。家康之を聞きまた急に其後を追ふて進み。家康の先鋒正則の兵と、三成の後陣と殆んど相接するに至る。家康、桃配山に陣し、福島、加藤、藤堂、田中、黒田等の客將をして主として敵に當らしめ、家康の麾下遙かに後に陣す。己にして九月十五日の曉、先鋒、福島正則の未だ戦を開かざるに先たち、井伊直政、列を犯して前進し、浮田直家を撃つて戦端を開く。此より福島井伊の二將は浮田に當り、藤堂京極の二將は大谷に當り、織田、吉田、佐久間、船越は小西に當り、黒田、加藤、細川、田中、金森、竹中の諸將は石田に當る。三成の諸將皆な能く戦ひ、家康の諸將數ば撃退せらる。殊とに三成の本隊五千人、最も勇猛、黒田、細川、加藤田中、戸川、生駒、藤堂、京極の八將、百戰の勇、五倍の兵を以て之を攻めて勝たず。己にして三成毛利秀元、小早川秀秋を招かんとして、豫じめ約する所に從つて烽火を擧ぐ。二人遂に來らず。家康、秀元、秀秋の二人、遂に三成に加はらざるを見るや即ち本多忠勝をして兵を放つて前隊を助けしむ。小西宇喜多の二隊之がために敗る。家康猶ほ危疑して自ら戦はず、秀秋が後より三成を襲ふを待つて動かんとし、麾下の士久保島孫兵衛をして試みに銃を發して秀秋の營を撃たしむ。秀秋己むを得ずして動き、横さまに大谷の隊を衝く。脇坂朽木の諸將、また三

秀秋の先鋒松野主馬、秀秋の命を李に背くは、今日三成に報ずる所豊公に報ずる所

佐和山は三成の父正繼、元正澄の子重家等をして諸將能く戦ふて破る已にして死す。其將、津田清幽、曾我家康に屬せ

成に背きて藤堂高虎に應し 大谷の前隊を撃つ。吉繼逆撃して秀秋の兵を取る、然かも大勢遂に支ざるを見て自殺す。家康勢に乗じ麾下をして突撃せしむ。全軍之に應し軍氣爲に十倍し、進んで小西宇喜多を走らし、全軍悉く石田島津の二隊を掩撃す。二隊能く戦ふて屈せず、己にして三成の部下、力盡きて走る。島津惟新、即ち將士に命じて曰く、四方皆な敵にして走路なし。家康の陣を斬つて死せんと。衆皆な諫止す、即ち走路を前方に開かんと欲し、記章馬標を去り、全軍を一團とすれば一千六百の衆半ば己に盡く、即ち東南の敵を衝く。福島、小早川、本多、井伊の諸隊合撃して己まず、豊久以下亂軍中に死し、惟新が圍を脱し得たる時は僅かに八十人を存するのみ。即ち牧田川を渡り、多良より近江に出で、國に歸る。長曾我部、安國寺、長束、毛利秀元等之を聞きて皆な走る。此に於てか家康急に甲を着く、衆之を怪む。曰く諺に勝つて甲の緒を締めよと云ふは、殆んど今日の謂也と、衆凱歌を唱へんことを乞ふ、家康曰く今や大敵已に走ると雖も、諸君の質、猶ほ大坂にあり、大坂を占有して而して後凱歌を唱ふべしと。即ち小早川秀秋、脇坂安治をして内應の期に後るゝの罪を償はしめんがため、井伊直政の監軍の下に佐和山城を攻めて之を取らしめ、且つ書を發して輝元に告げ、家康輝元に介然たる所なしと云ふ。秀元、南宮山より走つて大坂に入り、輝元を勧め秀頼を擁して戦はしめんとす。輝元聽かず、吉川廣家の策を聽き家康を避けて木津の邸に入る。後陽成天皇家康の勝利を聞き、

勅使を近江の草津に發して之を迎へ、其京師に入るや、公卿争つて其門に集まる。之より家康大坂に入り、大に功を論し、賞を行ひ、行長、惠瓊、三成を執へて之を斬る。

しもの也。奮闘
屈せず。城陷る
に及び。坂安治
の士を擒にして
質を乞ふ。其黨
上入さる。悠々
敵中を去る。家
康招きて之を成
だす。以て三成
の士心を得るの
深き也。見る
伏し野味を食
ふ。已にして下
痢を憂へて農家
に入る。或る日
農夫に謂て曰
く。福を成るを
ば。福を成るを
三語りて、農夫
の語を以て、農
三成を成るを
む。農夫肯んぞ
も。成るを成る
さるも。成るを
なる。如の汝に幸
農夫之を訴ふ。幸
田中吉政之を執
任ふ。然れども之
し。諸將多日の如
を侮らす。浅野を
暗らす。浅野を
長獨り之を遇す
る。幸

三百五十一節 景勝以下、家康に服屬す。之より先き景勝の衆家康の上國に上るを聞き、兵を發して之を追撃せんと欲す。景勝、政宗の其虚を衝かんことを恐れて聽かず。已にして秀康宇都宮より戦書を發して之を挑むや、景勝之を却けて曰く、子年少くして兵少なし我敵にあらす。子糧を欠かば我能く之を分たんと。また最上義光に黄金二萬兩を送りて之を誘ふ。義光家康に心服して聽かざるや、景勝即ち先づ之を夷げんと欲し、四萬の兵を擧げて之を攻む。義光二十五塞を作りて伊達政宗と相應援す、兼續力戰其二十一塞を取り、將に上の山、長谷の兩城を取らんとするるとき、關ヶ原の敗報を聞き兵を收めて歸る。此他越後にありては宇佐見勝行、柿崎景則等の土豪兵を起して四方に轉戦するあり。越前加賀にありては丹羽長重は三成に黨し、前田利長は家康に黨して、小松大聖寺に戦ひ、伊達政宗は白石城を取り、信州にありては眞田昌幸其子幸村、上田を守りて秀忠の軍を遮つて、十日の間之を逗遛せしめ。秀忠爲めに關ヶ原に會戦する能はず。豊後にありては、黒田如水、兵を募つて四隣を攻伐し、大友義統は三成に屬して四方を攻めて如水と争ひ、肥後にありては加藤清正、小西の虚を擣きて其地を併せ、筑後にありては鍋島直茂、立花宗茂を攻む。已にして關ヶ原の報に接するや、景勝和を乞ひ、幸村もまた

降り、島津もまた降り、天下初めて平也。

三百五十二節 家康府を江戸に開らく、征夷大將軍の任官。此に於てか、家康新に幕府を起さんとして地を

相す。關ヶ原の勝利は客將の力なりしと雖も、家康は關ヶ原以北の勢力を疑ふ能はざりき。地を以てせば京畿大坂は守るの地にあらす。兵を以てせば中國四國の兵は不破の關以北の兵に如かず。況んや家康、江戸に移りて以來、所謂る八州の形勢、守るに天嶮あり、居るに天富あり士心悍強にして贊實、名節を抵厲し、義理を重んずるの風あり、頼朝以來覇者の此に居りしもの偶然ならざるを見たり。是れ秀吉が京攝中國を來往して功を爲し、其の天下の要樞たるを知覺したると、各々着眼の點を異にするが故也。此に於てか遂に幕府を江戸に定め、また其親族を要地に封じて、天下の勢を制せんとし、秀康を越前に封じて北道を鎮せしめ、忠吉を尾張に封じて海道を固めしめ、爾來事に觸れ、機に投じて客將を僻地に驅り、譜代を以て要地を占めしめ、秀吉の廟に萬石を寄附し、三千四百石を延暦寺に、二萬石を高野山に、三千石を圓城寺に寄附し、皇室公卿の田を増加して、以て禍亂の源を塞がんとす。彼れ未だ征夷大將軍たらずと雖も、事實に於て已に大將軍也。缺く所は名義のみ、併かも彼は秀頼の存するを以て、禍亂關ヶ原に止ると爲す能はず、關ヶ原の客將、多く三成を憎みしを以て已に黨するも、一旦、秀頼の天下を奪はんとせば、多少の騒亂を免れざるを知りて、暫らく虚名を避く。故に慶長七年正

行長、知所に走
り、主を倚る。
林藏主を以て
林藏主を以て
自殺せしめて
とす。行長聽か
ずして、曰く我
耶蘇教を奉ず
自殺すべからず
と僧之を訴ふ。
三成、行長以下
大阪、堺、京都
中、に御へて、六
條、に斬る。

月諸侯江戸に會同して、明白に家康が天下の主たるを證認せんと欲するも家康辭して受けず。前田利長最も慧敏にして家康謙退の情偽を察し、則ち強ひて江戸に入るや諸侯相繼で江戸に會同す。此に於てか其十二月家康遂に征夷大將軍となり、右大臣を以て淳和拜學兩院の別當、源氏の長者たり。家康深く古今の國主、多く己の身に及んで繼嗣を立てず、身死するや其子をして孤立せしめたるを見て、即ち早く繼嗣を立て、威力を附し、之を仰ぐこと己と同じからしめ、身死するも天下を動搖せざらしめんと欲し、慶長十年征夷大將軍を其子秀忠に譲り、駿海の靜岡に城きて此に居り、猶ほ大事は自ら督す、此に於てか徳川氏の覇業全く成る。

第二十五章

徳川氏の盛世

神武紀元二千二百六十六年より
二千三百七十六年に至る

- 第三百五十三節 封建成つて平人安康を得、産業進む 第三百五十四節 淀君の人物、家康之を激發す、大坂兵を擧ぐ 第三百五十五節 大坂敗北して和す 第三百五十六節 大坂の再擧、秀頼淀君の自殺 第三百五十七節 藤原の惺窩、林羅山、文運の興隆、宋學武士の學となる 第三百五十八節 家康の法令、鎗武の手段 第三百五十九節 徳川時代の憲法 第三百六十節 家康の一統政略、其の功過 第三百六十一節 家康の死、其像を西南に向はしむ 第三百六十二節 泰平の空氣、秀忠の女中宮となる 第三百六十三節 幕府中の黨争、本多正純放たる、春日の局 第三百六十四節 家光諸侯を臣とす 第三百六十五節 不形儀の改易、五人組の制、士農衣服の制限 第三百六十六節 後水尾徳川氏を憤る、外様大名の夷滅、家光の上洛 第三百六十七節 耶蘇教徒の迫害、島原の教徒亂を起す 第三百六十八節 島原亂徒の敗滅、信仰試験の酷刑 第三百六十九節

節 海外遠征の雄圖、暹羅に於ける日本人 第三百七十節 明の覆亡、遺臣來つて援兵を乞ふ 第三百七十一節 藤樹、蕃山、奴隸の全滅 第三百七十二節 徳川武士氣質 第三百七十三節 生活、美術行樂、工藝の進歩 第三百七十四節 浪人の抱負、由井の正雪 第三百七十五節 將軍家綱、正雪の叛亂 第三百七十六節 浪人滅びて遊俠の徒興る 第三百七十七節 公卿、江戸に媚附す 第三百七十八節 酒井忠清の專横、大奥の婦女政治に容喙す、皇親を將軍とするの議、綱吉の迎立 第三百七十九節 堀田正俊の重農政策 第三百八十節 綱吉學を好む、諸侯學に向ふ 第三百八十一節 池田光政、熊澤蕃山、第三百八十二節 會津の保科正之、山崎闇齋、神道の給成、異端排撃 第三百八十三節 水戸の學風、明學の感化を受く 第三百八十四節 綱吉時代の學者 第三百八十五節 正俊殺さる、男色の少年、藝能の徒、士林に入る 第三百八十六節 柳澤保明の寵任、保明文學を保護す 第三百八十七節 禽獸保護の令、僧侶の殊寵、犬を殺すを禁ず 第三百八十八節 綱吉の禁奢令、彼の

驕奢濫惠、社會的進歩、貿易財政の狀態 第三百八十九節 元祿武士の風尚、赤穂義士の復仇、天災地變、綱吉の死、第三百九十節 家宣綱吉の非政を改む 第三百九十一節 政權側用人に移る 第三百九十二節 間部詮房、新井君美の出身、君美の硬貨政策 第三百九十三節 王霸の衝突、新井君美將軍を國王とし主權を取らんとする、朝鮮使節待遇の禮を改む、家宣の死 第三百九十四節 硬貨の制行はる、荷蘭清の貿易及び其制限、拔荷の風生ず、吉宗出で、家宣の政を破る、幕府衰亡の發端

三百五十三節 封建成つて平人安康を得、産業進む 關が原大戰の前後に方つて武士浮浪の時代已に去つ

て、封建撫御の勢益々固く、諸侯多く競ふて人民を招撫せしがため、平人漸やく其土に安じて産物益々増加し、加ふるに葡萄牙、西班牙、和蘭の貿易船の來るもの益々多く、支那沿岸の貿易もまた發達し、且つ東西南北の大征戰は道路を作り、交通を便にし、秀吉の好大政策は内國の航路を開き、政權の強固なるによりて海賊を平げて、追剝を減せしかば、産業勃々として起りぬ。且つ國內銀を産するの地は、石見と佐渡にして、鐵は中國の山より出るものを恃みしも其産額多からざりしに、家康に至り、毛利上杉の手より此二鑛を取り、大久保長安をして採金

佐渡は初め銀を
出さず、大久保
長安に至りて銀
を長安の時に見
毛利の時に出
さず、長安に至

りて金を出だす、佐渡は慶長六年前後毎年一萬貫の銀、七百九十枚の金を出す、石見は四千貫の金を出す、

家康慶長十一年正月、大坂に江戸城を築き、大坂に諸侯を召す

江戸城の建築に用ひし石、百人の特用石は銀二十枚を拂ひ、二百枚を拂ひ、三兩を拂へり。

せしむるに及び、産額大に増加し、獨り銀のみならず、黄金をも出すに至り、是より金銀山を採検する者に命じて地方を開發せしかば、其産出の額驚くべきものありき。また民間の賣買は足利氏以來、明の永樂錢を用ひ、後鐵を以て錢を鑄り、鑿錢と名けて永樂錢と交用し、其四個を以て永樂錢の一に更へしが、慶長十一年永樂錢を禁じて鑿錢を専用せしむるに至り、民間猶ほ永樂錢を愛するや、即ち銅銀二種の慶長通寶を鑄造して、永樂錢を驅逐せしめたり。また秀吉多く金銀を蓄へて軍國の變に備へんとし、金を鑄て千枚分銅なるものを作り、一個凡そ飯金一千枚に當りしが、秀頼之を鑄て通貨を作りしかば、此等の貨幣は或は城地の築造費として、或は諸侯宴遊の費として、或は寺院修繕の費として民間に流布しぬ。此の如く社會の富榮便宜の増加するに従つて、和平の氣、融々として四方より湧き來り、加ふるに木綿の産出益す盛んにして、寒冷なる麻衣に代りしかば、生活の快樂も加はりぬ。已にして熊猪侍從以下朝廷の公卿、後陽成の寵姫長橋局以下の徒を姦するあり、朝廷の中、黨を分つて相争はんとせしに家康宮中の腐敗由る所ありとなし、強て之を窮めず、以て公卿の間和睦せしめ、慶長十六年後陽成の太子を立て、後水尾天皇とせしかば公卿家康の寛大を悦び、萬民皆な思らく北條氏以來の治平得て求むべしと。早くも鼓腹の樂を期したるものありき。然れども天下之を喜ばざるものあり。即ち秀頼淀君を中心とする大坂の一黨也。

三百五十四節 淀君の人物、家康之を激發す、大坂兵を擧ぐ

淀君巧慧多才にして美貌あり。秀吉の寵愛を一身に集む。

秀吉の死するや年僅かに二十二。才色双絶の女にして、豊臣氏の權勢を一身に集め子は少にして夫なく、媚附佞巧の徒に圍繞せらる、過なきを得べからず。况んや淀君、貞節自ら保つの家妻にあらず。其辨才は以て武人を役すべく、其誇榮心は以て冒險者を嘉ばすべく、其智見は以て老雄家康の秘密を摘發するに足るべく。殆んど佛王の寵姫ボムパドールに比すべき政治的婦人なるをや。彼女を役するに沈重、嚴肅の士を以てすれば、其辨才、名譽心、智見は以て内を助くべく、以て外を飾るべく、殺伐野鄙なる武人社會に一個の高尙、温雅なる感情を與ふべかりし也。然れども不幸にして彼女は徒大自ら樂しみ、放縱制縛なき秀吉の妃たりしがために、其才をして邪佞に走らしめ、秀吉の死するや、また諂諛、巧佞の徒に圍繞せられて、遂に傲慢、放恣自ら制する能はざる驕婦となり、大野治長に私す。治長輕驥、淀君の愛を負ふを誇り、威權を専らにし、豊臣氏の再興を以て自任す。淀君また妬嫉の念に富み、諸將にして婦人を愛するものあるや、自家の夫婿が他の婦人を愛するが如くに、妬悍し、往々諸將、部屬の内事に干涉す。今や此の妬悍、輕驥の男女は家康の威權漸やく豊臣氏を壓するを見て之に平かならず。家康と相抗爭するの機會を窺ふ。况んや三成、行長、長盛等、關ヶ原の役を企てしもの皆な淀君の黨にして、一敗地に塗るゝや、其敵手加藤清正、淺野幸長等の權漸やく大に、

慶長十年、此頃薩島より煙草を輸入し來る、此に榎へて九州に下して、爾後全下を賣るもの町人は二十日、百姓は五日、其同郷の烏

目百正、代官は
通料として五貫
を出さしむ、然
れども遂に止る
能はず。

之と共に其親近する所の夫人杉原氏の聲望漸やく高く、家康もまた杉原氏平靜の性情以て和平を爲すべきを知りて之と親近す、故に關ヶ原以來淀君益す志を得ず。已にして慶長十一年、杉原氏一寺を東山に建て、秀吉の冥福を祈る。福島正則、加藤清正之を助けて工を竣へ、高臺寺と稱す。之より杉原氏を高臺夫人と云ふ。淀君之と競ふて方廣寺を建てんとす、西南諸侯また之を助く。乃ち使を發して家康に其工を助けんことを乞ふ。家康退けて曰く東大寺は聖武帝の勅願寺也、僧重源の之を修めんとするや、鎌倉霸府之を助けず。況んや方廣寺は一豊臣氏の家事のみ。天下の主たる者に於て何かあらんと。大坂の諸黨益す家康に平ならず、私かに諸道亡命の士を養ふて世變を待つ。家康が京都に置く所の所司代板倉勝重、人をして浪士と稱して大坂に入らしめ、其情偽を探りて之を家康に報す。家康之を夷滅せずんば長く禍根たらんとするを思ひ、遂に意を決して之を激發せしめんとす。十九年七月方廣寺成る、秀頼自ら之を落せんとし、儀衛供張皆な整ひ、諸侯朝官、皆な之に會せんとして道路に充つ。僧侶、家康に倣して鐘銘に家康を咒咀するの文字ありとなす。家康、羅織附會し、怒りを粧ふて曰く、是れ家康を咒ふて命を縮めんとするもの也と、急に命じて其慶會を止む。大坂片桐且元をして百方哀訴せしめ、其他意なきを辯するも聽かず。淀君また二尼を使として其意志なきを辯す。家康二尼を待つこと極めて厚く、且元を責むること愈よ急也。遂に之に云つて曰く鐘銘のことは之を容さん

京都の商人、角
倉了以、父子、
技工に長く多く
畿内の水運を計
る。慶長十二年四
月、越前の國守、
徳川秀康死す、
近臣永見右兵衛
長次、土屋左馬
之助、殉死す、家
康之を聞き、嚴令
して、殉死を禁
ト、若し、犯すべ
し、門を亡ぼすべ
し、云ふ、是より
十四年二月、藤
堂高虎、秀忠に
勤めて、諸侯の重
臣子弟を質し、
て、江戸に收め
しむ、之を高虎
として、其質を納
る。二月、島津家久、
徳川氏に請ふて、
琉球を撃つて之
を、取り、其主を
擄へて、江戸に上

但だ浪士を招き兵備を整ふるの一事は決して容るすべからず、知らず汝何を以て秀頼の異志なきを明さんとするかど。且元家康の欲する所を問ふ。家康答へずして曰く是れ大坂自ら計るべき所也と。且元恐懼して歸り、道に二尼に會ふて曰く大坂の情偽悉く現はる、鐘銘の如きは口實のみ。今に及んで斷ずる所なくんば、故太閤の業、遂に保つべからざらん。第一策は秀頼公をして江戸に移らしむる也。第二策は暫らく江戸に遊びて、其戒心を減ずる也。第三策は大坂城を避けて他に移る也と。之より先き且元、大坂と江戸との間を圓滑ならしめんとして、婚を本多正信に結びしかば大坂の諸黨久しく其の異志を疑ひしに今や兩尼家康の己に對するや默然として他語なきに獨り且元の倉皇するを見て、益す且元、江戸と相通するを疑ひて之を淀君に告ぐ。淀君大に怒り且元を族滅せんとし之を治長に計る。時に秀頼の領する所六十五萬七千四百石にして百萬石と云ふ。治長天下の形勢を速断して曰く、今や家康頻りに土木を起して諸侯を苦しめ、福島正則の如き、其築城の負擔に苦しみて暫らく肩を息はせんと云ふや、家康盛怒して、負擔を壓はし國に歸り兵備を嚴にして、以て征伐を待てと云ふに至り、萬民皆な之に苦しむ。宜しく此の機に乗じて大事を擧ぐべき也。大坂の領する所百萬石、金城湯池の固、以て天下に當るに足る。况んや故大閤殿下の遺恩、猶ほ天下に遍し。一たび檄を傳ふれば、天下皆な動かんと。淀君遂に意を決して織田長益、渡邊胤、木村重成、薄田兼相以下の將校を會して

二年十二月談伴
兼なる者を集め
て將軍の傍に侍
むして談判せし
む。

元和五年六月、
福島正則の領邑
安藝備後を奪つ
て、庶人とし、
其子津輕の四
萬五千石を與
ふ。罪名は幕府
の許可なくして
城廓を修めたり
と云ふにあり、
然れども久しく
豊臣氏に志をよ
せ、大坂陣の時
秀頼を助くるの
志ありしによ

信勝羅山と號す

默する良々久し。左右之を促がすや即ち曰く、大學は治國修身の大道也。大道を聞かんと欲して、公の衣冠正しからざるは何ぞやと。家康起つて衣服を整ふ。肅は獨り朱註を信ずるのみならず。其狷狹、偏介、自ら高しとするの風を示めすに於て、また宋儒の風を傳へたり。而かも此の偏介自尊の風は武力の外、何もの知らず、茶の湯の外、何の禮法をも知らず、袒赤、大食以て自ら得たりとする武士を馴致するに、最も適當なるものなりき。故に家康已に大將軍となるや、即ちまた肅を招きて學を講せしむ。肅の弟子林信勝＊また出藍の才あり、博聞宏識、能く其の學ぶ所を以て家康を助く。家康令を下して天下の遺書を求む。之より諸侯靡然として競ふて學に嚮ひ、兵革の氣日に消ゆ。是れ兵器を集めて鎔解し、以て兵革の氣を銷さんとせる秀吉の未だ曾つて知らざる所也。而して藤原肅、林信勝等皆な宋儒性理の説を奉せしかば、鎌倉以來、武士の學たりし禪學、遂に廢つて、宋學之に代つて武士の學となる。

三百五十八節 家康の法令、鎔武の手段

文教已に漸やく起らんとするや、家康また高野山に遷れたる

細川幽齋を招きて法令を質す。幽齋は足利義照に従つて流離せる藤孝也。和漢の文學に通じ、古典に明かに、武士の心に通じ、親しく足利氏の末路を見て、信長秀吉の制度を實見せり。故に家康は彼によりて王朝、鎌倉、信長、秀吉の法令制度を折衷參酌して、以て時務に應ずるを得たり。而して僧南光坊天海あり。傑犢の才を以てまた家康を助け、能く公卿朝廷を制するの

＊慶長十六年四月
十二日の諸侯の
誓詞

術を教ゆ、故に家康は此二人に於て、叔孫通と大江廣元を得たりき。此くて家康が出したる法令の第一は、諸國の武家たる者は、＊賴朝以來代々公方の法式を守るべく、江戸より發する條目は、益々堅く守るべく、法度に背き上意に背く者は、諸侯之を掩屏せず。諸侯の養ふ所の侍以下、若し弑逆殺害の罪あるときは、諸侯互に之を容るゝを得ずと云ふにありき。彼れ自ら源家の正統と稱し、右大將以來の法令を守るべしと云ふ。彼が源家の正統たるや否や、知るべからず。然れども彼は精神に於ては、確かに賴朝の後胤たるものあり。彼は北人を以て天下を取り北方によりて天下を制せんとし、平氏藤氏の如く近く天皇に迫らずして、遠く天皇を控御せんとし、民政に注目して民心の上に其政府を立てんとし、士氣を勵まし、名節を磨かしめ、質素と、積威と、武斷の力によりて天下を經營せんとす。其手段の周密にして強硬、沈着にして厲刻なるは、鎌倉以來唯だ一人あるのみ。彼は更らに南方諸侯が武備を以て相競ひ、城廓を修め大艦を造るを以て、統一に害ありとして之を禁し、大艦巨舶を沒收しぬ（慶長十四年八月）寺院の新建は天下の財を盡くして、禍亂を招くの恐あるを以て、之を禁じぬ。之より武家の法度を定め、文武弓馬の道を厲まし、群飲迭遊を禁じ、他國の侍を藏くすを禁じ、新たに城隍を起すを禁じ、其修補も必らず認許を得べしとなし、新制を希ふて徒黨するを禁じ、諸侯の私婚を禁じ、大名の江戸に勤仕するや、百萬石以下二十萬石以上は、二十騎以上を引率すべからずと

なし、幕府の特許を得ざるもの、着くべからざる衣服を定め、勤儉を勧め、更らに禁中方御條目十七箇條を作りて、天皇と將軍の關係、公卿、寺院の守るべき法規を立て、また公武法制十八條を定めて、幕府諸侯朝廷の際に規定す。是れ日本ありて以來、最も明確にして躰裁ある憲法にして成文憲法は此に初まると云ふべき也。固より此より以前と雖も、聖德太子の憲法十七條なきにあらざると雖も、是れ政治上の金言のみ。決して適當の意義に於ける憲法にあらざ。眞に憲法と云ふべきものは實に此に初まる。

禁中方御條目十七箇條

- (一) 天子御製能之事、第一御學問也、不學則不明古道、而能致太平者未之有也、貞觀政要明文也。寬平遺戒、雖不究經史、可謂習書治要云云、和歌自光孝天皇未絶、雖爲綺語、我國習俗也、不可棄置云云、所載禁抄、御習學要候事。
- (二) 三公之下親王、其故者、右大臣不比等、着舍人親王之上、殊舍人親王、仲野親王、贈太政大臣、藤原親王、准右大臣、是皆一品親王以後、被贈大臣、時者、三公之下、可爲勿論、歟。親王之次、前官之大臣、三公、在官之内者、雖爲親王之上、辭表之後者、可爲次座、其次者諸親王、但諸君者格別、前官大臣、關白職再任之時者、攝家之内、可爲位次事。
- (三) 清華之大臣辭表之後、座位可爲諸親王之次座事。
- (四) 雖爲攝家、無其器用者、不可被任三公攝關、况其外乎。
- (五) 器用之御仁、雖被及同年女三條攝關、不可有辭表、但雖有辭表、可有再任事。
- (六) 武家之官位者、可爲公家當官之外事。
- (七) 武家之官位者、漢朝年號之内、以吉例可相定、但重而於習禮相熟者、可爲本朝先規之作法事。
- (八) 天子禮服、大袖、小袖、裳御紋十二象、(諸臣禮服格別)御袍麴塵青色、昂生氣御袍、或御引直衣、御小直衣等之事、仙洞之御袍、赤色椽或、甘御衣、大臣之袍、椽異文小直衣、親王之袍椽小直衣、公卿着紫色雜袍、雖殿上人大臣息或孫、聽着紫色雜袍、貫主五位藏人六位藏人、着紫色至極、着麴塵袍、是申下御服之儀也。晴之時雖下着着之袍色四位以上椽、五位緋、地下赤衣、六位深綠、七位淺綠、八位深綠、初位淺綠、袍之紋、響唐草輪無、家上舊例、着用之任、魂以後異交也。直衣、公卿着紫色直衣、始或拜領家、任之時者、着綾殿上人不着綾、練貫、羽林家、三十六歲迄、着之、此外不着之。紅梅十六歲三月迄諸家着之、此外平絹也。冠十之者、着綾殿上人不着綾、練貫、羽林家、三十六歲迄、着之、此外不着之。紅梅十六歲三月迄諸家着之、此外平絹也。冠十
- (九) 諸家昇進之次第、其家、守舊例、可申上、但學問、有職歌道、勤學、其外於積奉公勞者、雖爲超越、可被成御推任御推叙、

下道直選雖從八位下、依有才智、右大臣拜任、尤規模也。營雪之功、不可棄事、
 (一) 關白、傳奏、并奉行職事等、申渡儀、堂上地下之輩、於相背者可爲流罪事。
 (二) 罪之輕重、可被相守、守例律、事。
 (三) 攝家門跡者、可爲親王門跡之次座、攝家三公之時、雖爲親王之上、前官之大臣者、次座相定上者可准之、但皇子連枝外之門跡者、親王宣下有間敷也。門跡之室之位者、可依其仁體、考先規法中之親王、希有之儀也。近代及繁多、無其謂、攝家門跡親王之外之門跡者、可爲准門跡事。
 (四) 僧正、門跡、院家、可守先例、至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可爲准僧正也。但國王大臣之師範者、格別之事。
 (五) 門跡者、僧都、法印、任叙之事。院家者僧都、律師、法印、法眼、任叙先例、任叙勿論也。但平人者、本寺推舉之上、猶以相器用、可申沙汰事。
 (六) 紫衣之寺者、住持職先規希有之事也。近年猥勅許之事、且亂、亂次且汚官寺、甚不可、然於向後二者、擇其器用、戒腐相積、有智者入院之儀、可有申沙汰事。
 (七) 上人號之事、願學之輩者、爲本寺正權之差、別於申上者、可被成勅許。但其仁鉢佛法修行、及二十箇年者可爲正。年序未滿者可爲權、猥望之儀於有者、可被行流罪事。

慶長二十乙卯年七月

公武法制十八條は後人の偽作とするの論あり。然れども其文章強附會、神學的なるを以ての故に偽作なるべしと云ふの外、確の考證あらす、何ぞ知らん、是れ是の神學的の荒唐文字、却て朝廷公卿を満足せしむるの文字ならざるを。當時已に禁中方御條目を定むるはに注意周到なる家康之を定めざるの理なかるべし。且つ、幕府十五代の法律政治、皆な此十八條の條目に合す。之を偽作とするの論に同する能はず其文左の如し。

公武法制十八箇條

- 一 倭朝天神地神十二代天照大神國政明白、而神代より傳へ玉ふ處三種神器、天子四海萬民撫育之爲め也、神國の例とする處は天魂なり、皇座は地魂也。天魂地魂日月也。日月行道之心は天子親心を守り玉ふ根本なり。故に宮中は九天之意にして、九重の内裏十二門方、十殿は天にならひ、皇居は玉ふ故に、皇帝は十善萬乘也。然れば仁孝、聰明、至剛、研學如願可爲標準事を日毎に天拜し玉ふべき也。學問手習御勤行不可有御懈怠、萬民無愁色、四海太平成時は明德あらはれ玉ふ也。三種之神器御守第一之事。
- 一 淳和并學兩院別當、關東將軍有へし第一之事。
- 一 致しつたき時其罪將軍に有へし第一之事。
- 一 穀山は玉城の鬼門を守らん爲、恒武天皇山門神與振之例有之事は王法政道人氣に應ずる處也、龍體之御守正しからぬ時は天魂憤り怒つて疫神帝都へ入、洛陽之民愁煩す、雖然今政務關東へ預り奉る故に山門を以可致將軍氏神、若山門相隨はさるに於ては可爲其罪第一之事。
- 一 往昔帝王、勢州熊野神社佛閣に皇幸あり、畢竟萬民之煩を正し玉ふ處也、武臣政道を預り奉る、若不知時は將軍之誤りたるべき也。故當今皇帝法皇仙洞宮中之外行幸之儀、奉止、第四之事。此官は僧行正く相守る處の官也、肉食妻帯を被候武田長尾等一僧正官之事天理に不應して甲州信玄入道越州長尾謙信入道へ免許し玉ふ。此官は僧行正く相守る處の官也、肉食妻帯を被候武田長尾等は合戦を出し、多く人を殺害し、破官意、候處也、僧たりと云ふも猥りに免許すべしにあらざ、大納言に准りて山より重し、天台宗門七代僧正、禪門五大僧正、淨土宗門三大僧正に限るべし其外僧官相改事、諸宗本山へ可申候猥りに僧正免許有間敷況や僧官可禁第六之事。
- 一 諸宗宮方、御門跡、高官を重ぬる事、時に應ぜず所謂は佛鉢なり、佛道は釋氏の弟子なり、大聖世尊釋迦如來は釋氏より出で衆生濟度

爲に頭陀の行乞の事を定め、三衣一鉢の三界無庵は鳥の兩翼なり、殊に後世極樂浄土の道教にして現世の役をいたし、官祿の論佛意に叶ふべきに非ず、高官之事寺院相愼むべし、宮門跡に限らず、僧寮可ニ心得第七之事

一國中諸侯祿の高下を論ず、十六以上相異る時は順養子を以て可令其家相續十六以下幼少にして相果候時は世嗣可有之所謂なし、家斷可申候、是天理之應する所也、雖將軍相續可爲同事、養子相續十六歳に及幼少にして致家督其弟有之時は必當養子書上可然候然時は相續家督爲致可申、第八之事

一國々諸侯雖勅命、宮中參内仕間敷候、西國諸大名往來の御洛陽往來令停止候密々往來致候事於三露顯は何程大祿の家成共、可致絶家、若洛外見物度者、其趣相届可申其可及沙汰候差免候共三條橋之中を限り申候、第九之事

一諸大名官職、其家之先規家格を以、兩院別當可及沙汰候官位昇進致度直に天奏迄、令奏聞願候當人並奏聞之天奏、其外取持候置迄急度可申行罪科也、其心得可爲肝要第十之事

一公家より武家に縁組之事、關東へ相違將軍家より及沙汰其上にて取結可申、若其儀無之取結ばれ候に於ては、其罪可申付候縁組之上も異りに宮中之趣其沙汰仕候義相聞申候に於ては可爲重罪事、從公家縁邊之武家に金銀無心等申入候事、相續可申候、所謂は祿重く金銀自在に取扱様に心得候へ共、萬石は萬石の國役相掛り、天下之御用相勤候、公家は小祿成といへども、國役を相勤民を撫育する役なし、然れば宮中を相勤て家の扶持相立候のみ也、奢なくして相勤候時は小祿といへども安し、況や家相續未代無滞、武家國役誤る時は家に相掛り可申放逐感致へし、第十一之事

一尾張大納言義直、紀伊大納言頼宣、兩人將軍と三家に可相定是將軍萬一傍若無人の振舞を致、國中之民可及愁時は右兩家より相代り可申、然れば天下政道に相掛り申候、依之國役相除官職三位を賜り、尾州六十二歳大納言を賜り、紀州六十六歳大納言を賜るべく候、國中諸侯將軍に準じ可致、第一之事

一尾紀兩家國役除申候得ば勢州天照大神宮、日本開關の總社なり、二十一年目の遷宮は國家安全天下泰平五穀成就を守の例なり、故に右遷宮の櫛は兩家より領山の木を伐出し、遷宮無滞主年毎に相勤可申、尤尾州紀州相互に相代り々々可勤、常々山木心掛第十三之事

一水戸宰相頼房副將軍可賜免許候、其所謂は將軍國政邪成時は、老中諸役人令評定、水戸家より差圖を以て、尾州紀州兩家を見立、將軍相續可奏聞候、萬一兩家不應其任時は、いづれ諸侯の内天下治領可致、品量奏聞候は水戸家に可限、第十四之事

一霸王の政務相勤申候は、源二位頼朝公より日本支配武家相勤申所也、武家の預り奉るものは、公家國政ゆるくして國鎖するを叶はたし、今上皇帝無據往昔政道可致自家康蒙勅命也、然れば小祿にして國政難相成、民の撫育致したく、國役勤がたし、公家より武家を輕も勤行玉ふに、人氣不應して武官に命玉ふ故に、萬官萬士に命じ、國の安全すべくと也、公卿に源二位頼朝治世の時、大江大膳大夫廣元鎌倉下向に及ひ、武家の憲法を定む、何れ聖德太子十七箇條の憲法根本と可致、然といへども不應は暫く止むべし、日本老中、若年寄、寺社奉行の三役可爲評定、第十六之事

一日本國中制札之事、寺社奉行名前を以て國中萬民を教へし、國中、人數相集候事、寺社奉行判物を以て可呼出寺社奉行判物無之時は勅命殿命成共、人差出申、古例を以て社人寺院之決斷致すべし、第十七之事

一日本國致支配、東叡山住職は今上皇帝御血脈を以、關東御下向可有之事、將軍在城の鬼門を守る故、御骨肉之君、佛法御修行御住職有之時は天下泰平、國家安全之基とする也、第十八之事

一十八ヶ條之趣、對君爲三定目相立候者、所奉恐也、雖然蒙勅命今般武家政道、國家太平可致理之定目十八ヶ條、可被懸紫宸殿、是則奉應勅命也、仍如件、元和元乙卯年八月

家康 在判

三百五十九節 徳川時代の憲法

此の憲法に依て天皇、公卿と幕府の關係も規定せられ、姓氏、族籍世祿の制は定められ、武人は朝廷に仕へざるものと定められ、年號、天皇、皇族、貴族の服制は定められ、三公以下の命令に違ふ者の刑罰は定められ、罪の輕重は別に法律によるべきを定められ、僧官の制も定められ、武門は直ちに朝廷と交渉すべからざるものと定められたり。而して天皇は其統治の權は、一切之を將軍に一任すとなし、政道は奏聞を俟たず、獨斷すべきものとなし、天下の政事は奉行の名を以てし、勅命と雖も奉行の判なきは從はずとなし、天下若し禍亂あらば其罪將軍に歸すべきものとなし、一種變制の責任政府を規定したり。是れ實に藤原氏の夢にだも知らざる所、頼朝の斷する能はざる所、尊氏、秀吉の曾て聞かざる所、日本ありて以來の一大制度也。而して前十七條は家康關白二條照實と連署して之を定めて、以て公武合意に出るの式を示めし、次の十八條は家康の名を以て定め、欽定に出づと爲す。此の如くして英國の憲法なるものが、帝王と貴族の争闘中に成りしが如く日本の憲法もまた、武將の勢力中より湧き來りぬ。日本國民は無憲法の國民にてはあらざりし也。

三百六十節 家康の一統政略、其の功過

蓋し家康が信長秀吉に勝る所は其意志の堅牢なるにあり、此意志や發して組織的能力となる。彼等は進撃膨脹すると共に、其立脚の地は甚だ危險なるものありき。家康に至ては然らず。如何なる場合も手綱を放たず、進取すると共に組織を怠らず、

*世説に云ふ大久保長安、石見守りて全國の金銀山を領せし出づり、金銀盛にして、其財を死すや、其妾財を得んと欲して、遺族と争ふ。之に耶蘇教を信する跡あり。大久保

一郡を取れば一郡を組織し、一國を取れば一國を組織し、其旗下數萬の士をして、些の異志なき一大團體たらしめたり、今や彼は日本全國を征服したるが故に、此に國家的組織を與へぬ。貴族公卿は已に憲法の爲めに制御せられぬ。山林の英雄、天下の浪士は、法律の爲めに天地の間に踞踏するに至りぬ。諸侯は譜代恩顧の士、親藩、宗族を星羅密布して、以て要衝に當らしむるの制度によりて、其手足を制せられぬ。數十萬石の領主も譜代にあらずんば一毫啄を中央の政治に容るゝ能はざるの制度によりて、制せられぬ。内にあつて政治に參する譜代はまた其權餘あつて其祿少き制度の爲めに制せられ、外にあつて諸侯たる譜代は、また精銳無比なる數萬騎の旗下の爲めに制せられぬ。此の如く内外輕重の勢によりて相制せしむるが爲め、假令新たに事を起さんとするものあるも、其機會なきに窮しぬ。故に機才勇武の士も、非計を企てて身を過るものなし。大久保忠隣は百戰の武功あり。盛名幕府に振ひ、權勢飛鳥を落さんとす。併かも本多正信等に中てられて、家康に疎んせられ、遂に其領邑近江の中村に隱遯して出でず。井伊直孝爲めに其冤を釋かんと云ふや、之を拒みて、窮達命也。強ひて冤を唱ふるは君上の非を擧るに似たりとなして、窮苦に死しぬ。本多正信の如き初め鷹匠にして、一向宗の一揆に投じて、家康に敵し、去つて京都に入りて松永久秀等と交り、また加賀に入りて一向一揆の大將たりしものにして、後家康に仕るや、權變機譎、能く天下の諸侯を弄し、三成の慧巧を以

保忠隣の名。其の中にあり。忠隣はまたキリシタンと叛を計り、其の領邑伊豆に據らんと云ふ。遂に退けらる。と、思ふに長安成るべからざるを知らん、是れ妄説のみ。

て猶ほ其術中に弄せられ、凡そ家康の陰謀、密計、與からざるなし。秀忠立つて二代將軍となるや、正信之が執事となりて江戸にあり、其子正純駿府にありて家康の執事たり威權旗下親藩に秀づ。彼の位置は正しく秀吉に於ける三成なりき。然かも家康の組織的腦力に率ひられては、遂に一事を爲す能はず。正信已に然り、天下徳川氏に服せざる木強の勇、傑犢の才も、遂に組織以外に出る能はず。此の如く彼の眼中一の國家的組織あるのみ。而かも此の組織たるや、世界的の智識なく、寛裕の度量なく、國家の品位を高め、國家の面積を膨脹せしむるの大望なき組織たりしがため、彼は農民を強ひて、貧寒を以て其運命なりと覺悟せしめんとせり。朝鮮と和好して、長く事端を生せんことを避けたり。耶蘇教を禁壓するに酷刑を以てして、人文の進歩を遮ぎりたり。格式門閥を重じたるがため、奇能異材をして沈淪せしむるの端を開きぬ。徳川氏を起せしものも彼の組織的能力也。鎖國、門閥の弊を作りて、日本を衰弱せしめ、自ら幕府を倒せしも、また彼の組織的能力也。

三百六十一節 家康死して其像を西南に向しむ 此の如くして天下一に定まり二百五十年統治の礎定るや、元和二年正月家康駿河田中城外に獵し、疾を得て、遂に起たず。後水尾帝之を聞き、勅使を發して家康の官を進めて太政大臣とす。彼れ其の遂に起たざるを知り、諸侯に遺命して曰く、余今ま病を得て長く歸らざらんとす。然れども秀忠已に長じて、久しく天下の大政を攬る。必し

八月暹羅カンボ
ジャを撃たんと
す。カンボジャ
の地日本人多
を以て、徳川氏
に告ぐ、徳川氏
日本人にして若
しカンボジャに
與みするものあ
らば、之を攻む
るもまた可なり
と云ふ。
十月、耶穌教徒原
主水、火刑に處
せらる。二十
四年、元三年三月、
寛永元年、三月、
西班牙使を發し
て、通商を乞ふ。
其耶穌教の本國
たる云ふの故
を以て、之を却
けて、容れず。
二年、林羅山、五
全、成る。藤樹、
五年、中江、樹、
大學、啓蒙、を
大、學、啓蒙、を
る、時、に、年、二十

勢を打算し、戰國婦人の氣質を代表す。思らく是れ家康に告ぐるに如くはなし、家康の倫常を重んずる必らず竹千代を取らんと。即ち伊勢神宮に詣ると稱して静岡に入り、私かに之を家康に訴ふ。家康即ち自ら江戸に入る。秀忠及び夫人之を饗應し、一家團欒するや、家康、竹千代を傍に招きて之を殊寵し、國千代を却けて曰く、竹千代は未來の將軍也、國千代は其臣下たるべきもの也。決して席を同ふすべからずと。之より殿中の諸士皆多く竹千代に集る。此に於てか夫人、淺井氏の黨と、春日局の黨とを生ずるに至り。事ごとく衝突せしが家康、死するや駿府の執政たりし、本多正純江戸に出で、老中となり、春日局に黨す。正純は本多正信の子也、才慧敏達なりと雖も、徒大自ら喜ぶの風あり。正信之を評して遂に身を過つの時あるべしと云ひ、之を戒めて其領邑増加する時は、其身亡ぶるの時なりと信すべしと云ふ。正純之を省みず、江戸に出で、より、威權赫々同僚を凌ぎ、遂に下野宇都宮の城主となり十五萬五千石を領するに至る。酒井内藤の諸族之に平ならず。其春日局の黨たるに乗じ秀忠の夫人と結托して之を除かんと計る。本多正信に讒間せられたる大久保忠隣の餘黨また之を結ぶ。時に奥平忠昌、宇都宮を去るや、其妻、竹木を伐つて之を取り去る、正純は之を尤めて國代の常法に背くと爲し、卒を發して之を奪ふ。忠昌の妻は將軍秀忠の姉にして强悍能く争ふ。此に於てか正純に平ならざるもの内外相煽揚し、元和八年、秀忠、日光廟參の歸途、宇都宮に宿せんとするや、相

一。

二年、寛永寺を立
つ、十二月、井伊
直孝を大老と
す。
寛永四年、カンボ
ジャ國人、書を
長崎奉行に呈し
て、互市を乞ふ。
九月、和蘭國書
市を乞ふ文辭を
なきを以て之を
却く。
十一月、臺灣人二
人將軍に謁す。
寛永五年、宗義
成其國、對馬に歸
るや、愛親、覺羅
氏と明の争鬪を
探索して報ぜし
らば、朝鮮若し難
を朝、兵を發して
之を救はんこと
を朝鮮王に云は
しむ。
七年、身延山の
日蓮池上、日樹
不受、不施の說を
唱へ、秀忠夫人を
葬送の施を受け
ず。其爲す所、類
會の爲す所、類
すと爲すも類

計つて正純異圖ありとなし、其兵備あるを云ひ、其宿舍の秘奇にして殺人の準備あるを云ふ。秀忠大に驚きて江戸に歸り、遂に正純を出羽に放つ。此の如くして正純は敗れぬ、然れども家康が定めたる繼嗣は廢すべからず、元和九年、秀忠其職を竹千代に譲る、之を三代將軍家光とす。
三百六十四節 家光諸侯を臣とす 家光資性嚴峻にして果斷、土井大炊頭利勝、酒井雅樂頭忠世、青山伯耆守忠俊之を輔佐して政治の局に當り、松平信綱、阿部忠秋之を輔く。時方さに二代秀忠寛洪の後を承けて、天下皆な徳川氏に心服し、徳川氏の權勢滿潮の如くに進む時なりしかば、彼が諸侯を集めて將軍襲職の宣言を爲すや、矯々として一世を下瞰するの風あり。曰く、東照宮の天下を統一するや、諸君の力を待つ多し。故に先將軍の東照宮の後を承くるや、諸君を待つに賓客の禮を以てす。是れ勢然らざるを得ざりし也。今や余に至つては即ち同じからず、生れながらにして天下の主たり。また先將軍の例によりて諸君を待つ能はず。今より君臣の儀を以て、諸君を遇し、國家の秩序を正さるべからず。若し或は之に堪へずして天下を望むものあらば、請ふ軍陣の間に天下を授受せん、諸君國に就く三年、能く之を思ふべしと。諸侯黙々として答ふるものなし。獨り伊達政宗進んで云つて曰く、當今の天下誰か徳川氏の恩に浴せざる者ぞ。若し異圖ある者あらば、政宗先鋒となりて之を撃たんと、諸侯皆な善しと稱す。此

也。日趨遂に敗
れて罪せらる。
十二月、忍岡の
地五千三百坪を
林道春に與へ
て、學寮を起さ
しむ。
是れ豫じめ政宗
と云はる所なり
寛永八年尾張侯
の家士、阿部正
實地球儀を作つ
て將軍に上る。
*是れ家康存在の
時已に企てられ
しもの也。
九年一月秀忠死
す、朝廷或は太
上天皇の尊號を
諡らすとして果
さす。台徳公と
諡す。
六月、肥後國主
加藤忠廣の失政
を責めて、出羽
庄内に移し、一萬
石を與ふ。罪名
は收斂兇暴、政
を失し、其子光
正、私に叛く。
謀ると云ふにあ
り、雖も強臣
の謀みの謀に出
る。
十一月、松平越
後守光長の妹を

光の養女として
右近衛大將九條
道房に嫁せしむ
し。幕府の女を
公卿に嫁せしむ
る者此に初る。
寛永十年長崎
の貿易令を定
め、奉書松の外
國へ相遣はし
ます。奉書松に
航する外國に渡
るは、人死罪、
若し之を犯せ
ば、官没とし、
外國に住居し、
する日本人居し
て歸來せば、死
罪とし、貿易品
を一手に買集る
を禁ず。九月二
十日を以て外國
船は凡べて出帆
せしむべし。耶
蘇教徒を密告す
べし。三月初めて若老
寄を置く。若老
軍勅使及び諸侯
を江戸に招きて
猿樂を催し、江
戸市中の町人を
ついで芝居にて
ついで芝居にて
賜ふ。青銅二萬貫
を賜ふ。照長條

の如くして徳川氏の權定つて、諸侯は事實のみならず、名目儀禮に於ても臣屬となり、上杉、伊達最上の大族、將軍上洛の時は、其警衛手となるに至りぬ。久しく徳川氏の強敵なりし島津義久、首として諸侯の妻子を江戸に質たらしむるの議を立て、自ら之を行ふに至りぬ。

三百六十五節 不形儀の改易、五人組の制、土農衣服の制禁

浪士は一舉に驅逐せられ、耶蘇教の禁令は愈よ嚴峻を加へられ、南光坊天海の手によりて上野寛永寺は建られたり。是れ京都の比叡と對抗し、延暦寺が桓武天皇の祈願所たりしが如く、徳川氏の祈願寺たるもの也。故にまた皇子を乞ふて其寺主たらしめ、以て他日變ある時、擁して天子とするの時に備ふるもの也。諸士の驕奢にして其氣力を失せんことを防がんがため、旗下諸士の饗應は、二汁五菜、一酒一献二肴に止るとの法令を發し、煙草は植且つ賣るを禁せられたり。然れども其遂に支ふべからざるを見るや、新田を起すにあらざるを植ゆるを許るさすとせられたり。諸士の風采禮節を整へんがため、不形儀あるものは改易、追放、課料を以て之を罰したり。之がため、寛永二年、大番士、小幡藤五郎は、足に點灸せんとして裳をか、げて殿中にありしがため、切腹を命せられ、其組頭は部下を匡正せざるの故を以て改易せられたり。罪人あらば、其一郷を併せて罪するの制は、更らに嚴峻を加へ、五人組の制を起し、一罪人あれば、其近傍の五家。皆其罪を分つの制となれり。徒侍は練羽二重以上を着るべからず、平人

の庄屋は絹木綿以上を用ゆべからず、農夫は木綿の外用ゆべからず。無紋無地の外、文彩ある服を用ゆべからざるの法令は出でぬ。農夫は米を食はずして雑穀を用ゆべく、酒を醸し温飪、素麵を作りて、米穀を徒費すべからざるを教へ、市民の大刀を帶ぶるを禁じ、美麗なる脇差を帶ぶるを禁じ、羅紗の合羽を用ゆるを禁じ、市民が馬背に布團を重ねて其上に乗るを禁じ、市中に鞠を蹴るを禁じ、商人が侍に對して抗爭すべからざるを定め、乞食來らば打擲して追べきを定め、盃の臺に紋様を畫くを禁じ、箱に金銀箔を置くを禁じ、市民にして蒔繪の乗鞍を用ゆるを禁ず。其法令嚴峻にして餘裕なく、經綸の意義なく、殆んど木石の如き政策なりしと雖も、徳川氏の霸氣勃々として其勢力の頂上に達したる時なりしかば皆な能く實行せられぬ。

三百六十六節 後水尾徳川氏に憤る、外様大名の夷滅、家光の上洛

家光は此の如く、諸士旗下農夫に對して嚴峻なるのみならず、更らに公卿朝廷に對しても嚴峻なりき。寛永六年、後水尾天皇、大徳寺の僧澤庵、玉室以下に紫衣を與へ、其位階を進む。家光、其の幕府の手を経ざるを以て制度に背くと爲し、紫衣を奪ひ、位階を廢して、之を流竄す。天皇大に之を憤り。一の僧侶をすら賞罰する能はずんば皇位も保つ甲斐なしと云ふに至る。已にして家光の乳母春日の局、京師に出で天皇に謁せんことを乞ふ。朝議、匹婦天皇に拜謁を乞ふの例なきを以て之を許さざらんとす。然れども春日の局は家光の故を以て、威權赫々、幕府の中、隱然一黨の首領なるがため之を卻

其職を辭せんこ
九軍許さす
將軍江戶の市
を大目付銀五
主井利勝以下
坐して銀五千
十年居住する
にば、三枚を
より久しく居
せる者に五枚
此頃より麾下
士なるもの氣
負ふて漸く驕
傲も又右衛門
復仇も此頃にあ
り

けて後患を招かんことを恐れ、徳川氏に黨するもの、相謀つて西三條大納言實條の妹と號して拜謁せしめ、且つ天盃を與ふ。天皇憤恚、遂に意を決して位を避け、其徳川和子によりて生む所の女を立て、天皇とす。之を明正とす、時に六歳。家光或は後水尾を隠岐に遷さんとす。秀忠之を制止す。已にして土井利勝等、傳奏中院大納言通村を以て事に害ありとなして、之を止め、日野大納言資房、心を徳川氏に寄するを以て、之に代ゆ。後水尾憤恚漸やく徳川氏を除かんとするの志あり。家光、獨り皇室に對して嚴峻なるのみならず、諸侯に對するもまた嚴峻を極め、外様大名の豪族を夷滅して以て幕府千歳の憂を除かんと欲し、加藤清正の子忠廣の失政を責めて之を出羽に移す等、豪族誅滅の跡著しく現はれ、心を安せざるもの多し。また久しき泰平の爲め、將士漸やく驕るを以て、嚴厲の手段を以て之を禁せんと欲し、徒侍にして練羽二重以上の衣服を着くるものあれば、道に剝取せんと令するに至り、將士多く之を便とせず。已にして寛永九年一月秀忠死し、十年十二月、家光其弟駿河大納言忠長(國千代)に迫つて自殺せしむ。人心少しく安からず。後水尾此機に乗じ兵を擧げんとす。家光之を聞き寛永十一年七月諸道の兵三十五萬人を起し、伊達政宗を先鋒として上洛し、天皇に謁し、銀十二萬枚を京都の市民に散與し、其他皇室公卿に贈與する所甚だ多く、後水尾上皇の御料に七千石を加増して一萬石とす。上皇意を更へてまた徳川氏を撃つを企てず。之より後一年にして皇子紹仁生る。後ち

て國王に陰謀あり
如き、陰謀あり
十二年板倉重昌
熊澤蕃山を池田
山時に薦む、蕃
置く評定所を
十五年以上の船を重
ね、石の令を重
十六年五月、荷
蘭人の砲術を試
覽し、荷永十七年、正
月持弓頭松平直
次に過ぐるを以て
追放せしむ、旗
下の士に過ぐる
家を以て之を毀た
しむ、荷永十七年、荷
蘭の商船内に耶蘇
教の師を藏して、
其の船員を以て、
其の船員を以て、
貨物を焼きて、
三人を許さし、
十七年中井藤樹
任、陽明全書を踏

寛永二十年に至り明正に代り立つて帝となる之を後光明帝とす。
三百六十七節 耶蘇教徒の大迫害、島原の教徒、兵を擧ぐ 然れども此時皇室よりも、諸侯よりも、敢爲大膽
恐るべき一大勢力ありき。耶蘇教會是れ也。彼等は秀吉の迫害を蒙りて、猶ほ衰頽せず。家康
の酷遇を受けて益す盛んに、今や日本全國に蔓延して、大諸侯中之に加はるもの少なからず。
彼等は無情にして深刻なる家康より、磔殺、火刑、鋸刑、水刑の苦を受け、其宗教を改めずん
ば、諸侯に仕ふるを禁せられたれば、其弱きものは山野に隠れて餓死し、其智なるものは聖母
マヤリの像を掩ふに鬼子母神の像を以てして、市井に隠れ、或は靈驗著しき荒神と稱して、基
督の像を村社に封して跡を隠くすあり。其強よき者は多く關ヶ原大坂陣に加つて敗亡し、高山
右近等の徒はフナリツピン島に逃る。然かも其勢衰へずして益す盛んに、刀鋸水火も以て之を
屈する能はず。徳川の旗下また之を信するもの少なからざるに至りぬ。初め秀吉は無識なる荷
蘭の水夫が、我教の到る所乃ち政權も達すと云へるを聞きて、耶蘇教を侵略の具と信じて之を
禁止せしに、家康に至つては已に和蘭人、英人來つて葡萄牙と貿易の利を争ふあり。此時 歐
洲にあつては新舊二教の争鬪其沸熱點に達したる時なりしかば、新教國民たる彼等は、直ちに
家康に告ぐるに舊教國民の禍心、野望、宗教を掠奪の具とするを告げ、自ら基督聖母の像を踏
み、十字架を折つて其徒にあらざるを示せしかば、家康耶蘇教を排するの心は、益す甚しく、在

て、初めて陽明
學を唱ふ。時に
三十三歳。

らゆる手段を盡くして、之を苦しめ在らゆる所につきて之を殺ろせしかば、家光に至つては弟
を殺ろし、親臣を自殺せしむる深刻の心を以て、法を執ること益す甚しく、初より刑殺する所
二十五萬人に至る。併かし苦節其志を改めず、刑卒、獄吏をして其志を翻して信徒たらしむる
に至る。豊後の一婦人は懷妊中に夫と共に火刑に處せられ、秋田の佐竹の家臣、四十餘人執へ
らるゝや、河合其の子は十三歳にして、自ら十五歳と稱して遂に共に火刑に就けり。陸奥の福
永某は數俘の井中に倒懸せらるゝこと三日にして死せり。死するに臨んで猶ほ泰然として曰く、
死は憾むに足らず、憾むらくは將軍と日本國民とをして、耶蘇を知らしめざるにありと。豊後
大友の家臣にして親しく主命によりて、羅馬に使せる中浦某は、七十の老躰を以て渾中に倒懸
せらるゝ七日にして死せり。葡萄牙の宣教師サン、セヴァスチヤン、ウイレラ執らへられて火刑
に處せられんとするや、耶蘇教の大意を論じて之を將軍家光に示めす。家光之を讀みて靈魂不
滅の論に至り、懼然として恐れ、彼等は眞に其教を傳ふるの外、他意あらざるべしと云ふに至
りしが、左右の德憑によりて遂にウイレラを火刑に處しぬ。此の如き刑罰を以てするも、猶ほ
全國の信徒を滅盡する能はず、九州の地殊に其徒多く、肥前其中心たり。時に肥前の領主板倉
重政、政を失して幕府の歡心を損ず。即ち耶蘇教徒を窮迫して歡心を得んと欲して、大迫害を
起し、信徒を發見するや其全面に『キリシタン』の文字を烙印して、後之を殺ろし、婦人小兒赤

兒を問はず、或は信徒に篋笠を着けしめ、之に火を放ち、其の熱に堪へずして踴躍するを見て、
歎と爲し、名けて篋躍となし、或は信徒を温泉夕嶽の沸泉に投するが如き、慘刑兇殺を逞し、
財を奪ひ、産を掠む。此時に當り小西行長の遺臣肥前肥後に散在し、多く耶蘇教を信ず。殊ど
に大矢野作左衛門、千束善右衛門、森宗意、大江原右衛門、山善右衛門等大矢野島に在り、松
倉の兇殺を見て其遂に己に及ばんことを恐れ、寧ろ戦つて死せんとし、寛永十四年十月大矢野
の村長益田小左衛門*の子四郎時貞を擁して首領となし、傍近の耶蘇教徒を糾合して兵を擧げ、
代官を殺ろして原の城に據る。傍近の教徒、之を聞きて集るもの男女三萬五千人。

三百六十八節 島原亂徒の敗北、信仰試験の酷刑 島原の城主松倉氏、天草の領主寺澤廣高、各々兵を出

し之を攻めて勝たず。幕府即ち近傍諸侯に命じて援兵を發せしめ、皆な坂倉内膳正重昌の號令
を奉せしむ。九州の諸侯集るもの三萬人。數ば戦つて勝たず。此に於てか更らに松平伊豆守信
綱を大將として南下せしむるや、重昌功なきを耻ぢ、急に戦つて四千人を失して身また敗死す。
熊本細川氏の將米田監物益田四郎の父母を執へて、松平伊豆守の營に至る。信綱母を誘ふて降
を勧めしむ、母喜びて之を諾す、書成つて城中に投せんとして之を見れば、降を勧むるにあら
ずして、潔よく決戦せんことを勧むる也。信綱大に怒り、罵つて下郎の母となすや、母また沸
然として色を爲して曰く、榮枯地を代へしめよ、四郎何ぞ曾て下郎ならん。寸土一兵なくして能

小左衛門は小西
の舊臣也
十八年殿中の風
流を禁ず諸
國に發す諸
族其主を殺す
十二月内藤正次
を引廻はし日本
橋の上を曝らし
て其首を斬らし
め其受人たりし
子等皆な磔せ
らる。此年、
農夫の食物には
雑穀を食へ、多
く米を食はざら
しめ、また農夫
の酒を醸すを禁
ず、温純素麵等、
貴穀を消解する
ものを作らざら
しめ、鹽草は木

田新田に作らずし
め獨身の農夫、
病むさき村邑
共同して耕作を
助く農夫の衣服
は紫色紅梅に染
むる色も紋采を
他の色も紋采を
用ゆる能はざら
用ゆる能はざら
木綿の農夫は木
以上を服用する
細の永代賣買を
禁す。永代賣買を
僧天海死す。十月
明正天皇位を其
後光明天皇と
す。正保元年十二月
明の總督水師總
兵右督崔芝兵三
千を借り甲防二
を買ひ清を防二
さんこを乞ふ許
さす。明の隆武王、黃
徴明をして、日
本に來りて援兵
を乞はしむ。徵
明、其下黃方諸
及必勝を龍のて書王

を援へて、來つ
て。答へるに先
ち、清已に福建
を取、即ち其禮
を退け、此の願
六ヶ諸侯に報す。
山崎關齋選俗し
て儒に入る。時
慶安元年五月松
永尺五、板倉の
勸誘に、板倉の
を京師堀川に立
す。講堂と號
中江藤樹死す
慶安二年六月三
宅寄齋死す
十二月谷時中死
す。家光最も明
草履組と稱する
命を執る。家光
に檢第せよ、更
らす之に對する
果のあらんを、
組の賊ありき。
また家光曾て病
む所、巳に書到
る部、司代に之
頃日狩に之く

く四萬の衆を集め、天下を敵として戦はんとす。足下の如きは二百石を小身を以て、他人の家を續き、上意を迎ふて今日あるのみならずやと。信綱爲めに默然たり。己にして九州諸侯の集るもの十二萬五千人。四郎等籠城すること己に百日に近く、糧食漸やく盡きんとす。信綱之を察して數ば助命を約して降を勸むれども、一人も降るものなし。信綱遂に意を決して之を攻めんとし、即ち荷蘭東印度會社の委員コクベツケルに募りて、軍艦より大砲を發して城を攻めしめ、一面大兵を部署して之を攻むる二日、城兵糧盡きて海藻を食ひ、力支へずして遂に破る。此役、城兵死するもの二萬人、幕軍死するもの一千五百五十一人。傷者六千七百四十三人。是より益す法令を嚴峻にして、耶蘇教を禁し、基督の像を踏ましむるの制を全國に及ぼし、寺請の制を立て毎戸必らず何れの寺院にか屬せしめて、寺院の保證を受け、寺院の賽日には必らず參詣せざるべからざらしめ、死者あれば必らず僧侶より剃刀を加へ、戒名を施さしめ、之に服せざるものは酷刑慘罰を以て苦しむ。其慘毒西班牙の信仰試験に減せざる也。是より佛教の勢滔々として盛に、寺院の要求に應せずんば目するに切支丹を以てせらるゝに至り、士民恐懼寺院に屈す。家光また全く葡萄牙人の來往を禁じ、葡萄牙の使節七十六人來つて貿易舊の如くならんことを乞ふや、其二十三人を斬り、十三人を放還す、是より基督教遂に亡び、貿易の權全く荷蘭人の手に歸す。

三百六十九節 海外遠征の雄圖、暹羅に於ける日本人

此の如くして國は鎖され、志士は鎮壓せられ不平の徒は鉄鋤せられ、家康の統一政略は其極所まで實行せられぬ。此に至つては大志ある者の運命は唯だ刑死あるのみ。彼等にして節を屈して仕へんとするも、徳川氏の制は山林の豪傑を用ひずして、譜代恩顧の徒を用ゆるにあり、諸侯の間また漸やく門閥の勢を爲せしかば、志士力を伸ばすの地なく、去つて倭寇を起さんには、諸侯の監視嚴密にして力を爲し難し。此に於てか相率へて海外に移住して、新運命を作らんと試むるもの無數、寛永前後暹羅にある邦人のみにて殆んど八千人、相集つて日本町を作るに至る。元和中暹羅の屬國、六昆、兵を擧げて暹羅を攻む。六昆は即ちマニラ半島のリガル也。暹羅王戰つて勝たず、日本人の武名を聞きて援兵を乞ふ。時に山田仁左衛門、津田又左衛門の二人、最も雄志あり、衆を起して之を助け、六昆を撃つて之を夷らぐ。王即ち二人に妻はすに其女を以てし、六昆を仁左衛門に與ふ。仁左衛門は駿河の人、商賈に従つて暹羅に移りしもの也。後、堺の人木谷久左衛門もまた暹羅王を助けて敵國と戦ひ、功を以て封を受く。此他冒險の浪士、膽大の商賈、相携へて海表を拓き、東京を以て姓とする者あり、呂宋を以て姓とする者あり、阿媽港を世俗天川と呼ぶを以て、天川屋と稱する者あり。對外進向の雄志、勃々として起りしが、徳川氏は獨り耶蘇教師、葡萄牙人の入來を拒むのみならず、邦人の海外に出るを禁じ、刑死、改易、族滅を以て之を制せしかば、賈

り。實の公然
たりしを見るべ
し。また甲斐の
武田晴信は家法
に法を認して、
法を如くするべ
く死を厭せり。
背く者あらば亡
す。新主の貴と
六月、江戸市中
商人、市外五六
里以内の者より
買掛りあり。裁
許すべきも五六
里以外に者に關
しては裁許せざ
ること令す。仁
寛文三年、伊藤
三六歳にして、
漢魏の古註によ
りて四書五經を
學と云ふ。士佐
死す。野中兼山
寛文四年六月、
米澤城主上杉綱
勝、子なくして
雖も、末期に際
して遺領を襲ふ
は遺領を襲ふべ
半ばを與へ、其
没官す。

ば一代の技藝を刺衝すること絶大なるものありき。然かも平安時代より一貫したる日本技藝の
特有たる美麗、精工、巧致あれども、壯大、雄偉の風は遂に見る能はざりき。

三百七十四節 浪人の物語、山井の正雪 泰平の氣、文雅の風斯の如く盛んならんとすと雖も、社會に
固有する殺伐、變を喜ぶの氣は全く消磨せず、天地の間に身を容るゝの地なき浪人は、漸やく
軍學、兵法、劍術、槍術、經濟を以て諸侯を犯すもの少からず。武者修行と號して天下を周遊
し、各々豪傑を競ふ。時に浪人を養ふの法禁漸やく弛み、諸侯もまた争つて浪人を招きしかば
浪人は智勇學術を恃み、却つて氣を負ふて諸侯を睥睨するもの少からず。無職、無祿は却つて
一種の誇榮たるに至りぬ。當時諸浪人の中最も著名なる者を由井正雪とす。正雪は駿河の油井
の市民にして父之を清見寺の僧に托するや、正雪僧たるを肯せず、去つて江戸に遊び、遂に浪
士の群に入り、劍法、兵學を學ぶ。正雪、權才に富み、昂然當世の英雄を以て自ら任じ、浪人
多く之に服屬し、從遊するもの雲の如く、諸侯また争つて之を惹きて其兵學を聽く。岡山の城
主新太郎將光政、熊澤蕃山を用ひて國政を釐革し、人物志望、當世第一の名あり。和歌山の
藩主、徳川頼宣、南龍公と號し、徳川氏の宗室にしてまた廣く士を容るゝの名あり。正雪、光
政に仕へんと欲するも、蕃山其異志あらんことを察し、之に遮りしかば乃ち深く頼宣の左右に
結托して、其信任を受け、數ば出入す。

寛文四年十月新
吉原以外の地に
婿婦を娶くもの
奉行所は自由を
與へんことを令
す。五年七月、法
定、奇新儀を立
禁、奇新儀を立
入し、實を定め
宗派の撰ぶは檀
越の權にあり。規
五年十月、暮六ツ
過は商賣すべし
らざるの令を重
ぬ。此歳、朱舜水
に至る。十一月、
家法話するを
禁す。六年二月、
水戸の令を發し
水戸の令を發し
益軒小學近思錄
備考を著す。寛
寛文八年三月、
大なる家の家
長、押戸附、書
院、影刻を用ひ
唐紙

三百七十五節 家綱將軍となる、正雪叛を謀る 已にして慶安四年正月家光病を以て死す、年四十八
死するに臨んで會津の城主保科肥後守正之を招きて、子家綱を托す。井伊直孝、酒井忠勝、遺
命を奉じて紀伊、尾張、水戸の三家に傳ひて、家綱を立て、將軍とす。已にして執政諸侯を集
めて喪を發するや、酒井忠勝大聲に呼びて曰く、新將軍幼と雖も、天下の主たり、諸君若し十
一歳の幼主に飽きたらざして、天下を望まんとせばまた可也と。衆皆黙す、保科正之及び、越
前の松平等、進んで曰く普天の下、誰か徳川氏の恩澤を被らざるものぞ。將軍の幼少を幸とし
て非望を懷くものあらば、請ふ吾儕先づ之を粉碎して、以て新治世の祝儀とせん。諸侯皆な
俯伏して然りと云ふ。然りと雖も是れ表面の儀式のみ。家光の世執法嚴峻、少しも假す所なき
がため、人心之に服せず、唯だ恐れて之に従ふに過ぎざるを見て、正雪等諸侯の不安を幸とし
將軍幼にして紀伊の頼宣天下の重名を負ふて立つ能はざるを以て、必らず怨望する所あるべき
を信じ、紀藩太守の名を以て事を起さば、諸侯必らず應ずべし、諸侯にして應ずるや、頼宣も
また必しも辭せざるべきを思ふて徒黨を集め、火を放つて江戸を焼き、紛擾に乗じて兵を擧げん
とす。徒黨氣息を通ずるもの二千餘人。慶安四年四月江戸の道灌山に會して密議し、長曾我部
元親の孫、丸橋忠彌は江戸にあり、今井半兵衛、吉田勘右衛門は大坂にあり、熊谷三郎兵衛
加藤市右衛門は京都にあり、共に火を放つて同日に起らんとし、正雪は駿府に入つて事を起し

な張るを禁す、
毛織の羽織を用
ゆるを禁す、有
者難し、二汁
五菜に過ぐるな
禁す。
八月町人上下を
用ゆるを禁す。
十月、京都少年
公卿の淫風を匡
板倉重矩を老中
代として上洛
せしむ。
七月蝦夷の首長
シトケリイ、シ
ヤクシヤエン、兵
を擧げて前松を
打つて之を平ら
ぐ。
紀州藩より渾天
儀を献す。
五月、蝦夷に造酒を
禁す。
六月、本朝通鑑二
百六十五冊成る
す。林氏將軍の
命を奉じて作る
所也。
四國、中國、南方は
銀を通用とし、
北方、諸國は金な
るを以て令を混一
せしむ。
十一月、三月、睦

命を三方に傳へんとし、名を頼宣に假て武器を作り、浪人を招く、陰謀は弓師の密訴によりて
發露しぬ。敏慧周密、好箇の檢非違使たるべき老中松平伊豆守信綱は、法網を四方に張つて黨
與を要しぬ。丸橋は警吏を迎へて闘つて執られ、金井は自殺せんとして洗へられ、首領正雪
は駿府にありて警吏の襲ふ所となり、其徒九人と共に自殺す。已にして翌年浪士、別木庄左衛
門、林八右門等また秀忠夫人の法會に乘じ、火を放つて江戸を焼かんとしてまた捕斬せらる。
是れ關ヶ原以來遺傳したる浪人の最後の閃光なりき。正雪等の事あるや、酒井忠勝、浪人を追
放して跡を江戸に止めさらしめんとす。諸侯多く之に同す、阿部豊後守忠秋、之を排して曰く
江戸は天下諸侯匯集の府也、浪人の江戸に集るは、諸侯に仕途を求むるがため也。今ま之を
放つて山林に歸らしめんとせば、彼等、天地に踞踏して却つて事端を生ぜん、寧ろ之に迫らず
して、生を諸侯に托せしむるの勝れるに加かず。且つ一旦の變によりて悉く浪人を退はんとせ
ば、これ幕府威力の輕ろきを示めすもの也。幕議は遂に此政治家の風ある識見に従はざる能
はざりき。當時幕府の諸老、酒井忠勝、朴實剛毅にして名あり、松平信綱、敏慧周密を以て名
あり、而かも皆な政治家の器にあらず、政治家の風あるは、獨り忠秋のみなりき。而して忠秋
の寛裕政策のために、浪人は窘迫を免れしかば、各々仕途を求め、産業につき天下愈々太平な
りき。

奥守伊達綱村の
家臣の争を裁す
伊達宗重に黨外
記伊達宗重に黨
保科正之、山崎
關齋に重加、雲
十の神號を興ふ
宮の神官中西丹
波被の表に天照
太神の宮内大記
争ふ、宮内大記
此之を道放すし
を出版するもの
あり、許可する
行の許しを奉
る勿らしむ。
六月、英人長崎
乞ふ。りて通商を
延寶三年代官伊
八丈右衛門無入
島あるを聞き、人
木倉遺を聞き、草
將軍死するや、堀
田正盛、阿部重
春、日內、田正信、重
を放ちしに三子

三百七十六節 浪人減じて遊俠の徒興る 然れども天下の浪人的分子は如何にしても全く絶滅し得べき
ものにあらずして、浪人僅かに消滅するや、此に遊俠の徒を生ずるに至りぬ。徳川氏の政略、
天下の權力を中央に集め、坐ながら天下を控制するにありしかば、列侯、群伯をして江戸に止
らしめ、年を限つて交る國に歸らしむ、之を名けて參勤交代と云ふ。諸侯國に就くの時も、猶
ほ其の質を江戸に止めざるを得ざりき。寛文五年に至り徳川氏の權已に定まりたるを見て、質
子の制を廢せりと雖も、諸侯の妻子久しく已に江戸の榮華に慣れたれば、また郷里に歸りて素
朴の生活を營むの氣力を有せざるに至りき。此の如くして諸侯の第宅、定府の武士、旗下の武
士、幕府の官吏によりて作られたる江戸は、天下の權勢、財貨、榮華、美人、快樂、利得、知巧
の府となりしかば、殆んど日本の全力を集中したるものとなり、之と共に江戸の市民は一種の
誇榮心を生じ、其武士は將軍直隸の身分に誇りて群伯を卑しめ、其市民は其都會的生活に誇り
て、地方の士民を卑しめ、江戸子は別種の民たるが如くに思ふに至りぬ。而して此の傲慢の中
より遊手無賴、市中を横行し、意氣相競ふの徒を生ず。或は市民より出るあり、或は旗下の
士の少年より出るあり、或は浪人の變身せるあり。禮節を嘲り、權位を笑ひ、遊里を家とし、
家に擔石の蓋なく、千金を擲て惜しまず、他人のために依頼さるゝや、死生を以て之を遂げん
とし、また其事の理非を問はざる也。或は刀劍の飾に異様の風を爲し、或は衣服の好尚に一種

七百あり、薙髪して一尼となる。網吉の初政、主人を脱して市民の刀を八九月に召書して見殿中を召書して將軍自ら經書を討論す、之より數元式年評定、所和元年、評定止め入半と命ぜられ、入半の日數を定め、免する事。時定む。第一倉子母の父小倉一皇子を命じて、實起の日に生れ、皇怒つて實起に下門を佐渡に流す。

の風流を示めし、黨を分ち派を立て、大小神祇組と云ひ、鶴鶴組と云ひ、吉屋組と云ひ、鐵棒組と云ひ、其誇榮は侯伯を嘲り、法律の外に立つにあり、其信條は弱を助け強を凌ぐにあり。其風采舉動を稱して奴風と云ふ。奴とは古の奴隸より來れる語にして當時北方武士の家の子の理想的風采を云ふ。大抵其人、髯髭、濃深、故さらに之を上部に向つて摩し上げ、肌には牛首布の衣を着け、上には太布の濫染に糊を加へて鞆からしめたるを着け、馬革を帶とし獸皮の羽織を着け、長大鉛直の刀を帶び、目を怒らし、言語を疎豪にす。任侠の風は幾多の豪態ありと雖も、多く此の奴風より脱化し來り、曾つて上代にありて卑賤の異名たりし奴は、今は社會的誇榮の一種となれり。戰國以來遺傳したる個儻不羈の活力は、機械的法律に攻められ、生活の容易に蒸され、凝つて遊俠の徒を生じ、不謹慎の空氣は、江戸の社會に充滿しぬ。是れ明かに時代の變遷を報するもの也。

三百七十七節 公卿、江戸に彌附す

時代の變遷は幕府に於ても井伊直政をして死せしめ、酒井忠勝を退かしめ、松平信綱を死せしめ、確かに不謹慎なる新時代を代表する酒井忠清をして、大老たらしめぬ。而かも幕府の權益を鞏固にして、法令益す備はり、後光明天皇、敢爲の氣を有するも、遂に幕府に對しては一指をも動かす能はずして、承應三年九月を以て崩するや、後西院天皇立つ。已にして水旱疾疫、火災數ば起るや、幕府見て以て天皇不徳の致す所と爲せしかば

山崎闇齋死す。五月諸國に高札を立、忠孝は兄弟親類に睦しむるべしと令す。加ふべしと令す。六年職工往々其一と云ふもの禁り令して之を禁す。七月儒木下順庵、貞幹三百俵を以て幕府に召さる。八月朝鮮の使通政大夫戸部卿等、將軍の世子引見す。幼なるを以て酒井忠清の例に倣ひ、堀田正後をせしむ。代つて三拜を受し。十位を三拜を受し。大橋元と左衛門下士。大義に背く人。延寶元年九月、坂小門、延寶元年九月、右衛門、延寶元年九月、妻に處せられ、町奉行の家

未だ新築の宮殿に入らずして、寛文三年正月位を靈元天皇に讓る。而かも公卿等、一人幕府に對して争ふものなく、相競ふて幕府に媚附す。是また故なきにあらず、公卿は足利氏の時より亂離に遭ふて人生の辛酸を嘗め盡くし、名家舊族、大半滅亡して存せず、存するものは七清華三大臣家、以下六十餘家のみ。然かも徳川氏に至つて絶へたるを續き、亡びたるを起して、一百三十六家、及ばしめ、而して其の將軍任官の宣下使、將軍死亡の弔使として江戸に來るや、幾多の金銀財貨を之に贈り、また京師に天變地異あるや、弔慰として貨財を贈るがため、公卿は徳川氏の恩を感ぜざる能はざりき。況んや皇威凌遲すと雖も、猶ほ四五萬石より七八萬石の御料と、歳時の貢獻を得、其大半はまた公卿の手に入り、多少の餘裕を生せしかば、再び浮靡華奢の王朝風を生じぬ。公卿は素より徳川氏を以て、幕府中の最も仁惠あるものとなさる能はざりし也。

三百七十八節 酒井忠清の專權、大奥婦女政治に容喩す、皇親を將軍とするの議、綱吉の迎立

此の如く貴族公卿が安逸を樂しむるとき、將軍もまた一種皇室の如き空權を擁するものとなりぬ。之より先き家光の將軍たるや、殆んど將軍の親政となりて、大老奉行は其書記たるに過ぎざりしも、家綱に至ては凡庸にして、早くより榮華に慣れて世事に疎く、また親政に堪へざるものとなりしが、幸に酒井忠勝、松平信綱、阿部忠秋の在るや、老實、忠厚の古武士風を存したるがため、將軍の權

瀧井忠清の自殺
吉二士を遣はし
其死状を具せし
拒み、族人を殺
さる乎との言を
武士の言を信ぜ
ざるを以て、網
を以て之を檢せ
力なりしを、二
人まで至れば、
六月、蘇我の禁
を、改宗せしめ
は、戸籍に之を
生れ、改宗以前
た其故を記さし
め、耶蘇教徒なら
ざるも、宗旨疑は
しきも、之を疑は
し、二月、日本
に類して住宅異
人に處せしむ。

代官を戒飭して威福を弄せられしむ。法令の文字中、「民者國之本也」と公言したるもの實に彼に初る。また諸國に高札を立て、忠孝をあげまし、倫常を重ぜしめしも彼に初まれり。忠孝を賞して天下に旌せしも彼に初まり、銳意熱中漸やく驕惰ならんとする民風を鞭つて之を救はんとしぬ。行は實に得易すからざる靖獻の臣にして、支那學者の理想を實行せんと期したるものなりき。

三百八十節 將軍綱吉學を好み、諸侯學に向ふ。將軍綱吉は固より雄大の材あるにあらず、其大氣魄の如く見るは、唯陛下下の諂諛に慣れし我意にして、其の才幹氣魄は常人のみ。然かも學を好み、道を重んずるに於ては、鬱然として正に發せんとする文教の風雲中に生れたる代表兒なりき。此より先き慶長元和の際、藤原の肅已に宋學を唱道せしより、學者靡然として起りしが、世は泰平となりて、戰鬪の機會なく、官は世襲となりて下流の徒進むの望なく、智勇辨力の士、其伎倆を伸ばすの地なきや、皆な其最も自由に、最も競争を許し、最も實力を重んずる文學社會に向つて去りしかば、有爲の學者續々として出でぬ。是れ猶ほ王朝時代にありては僧侶たるの外、平人仕進の道なきがため、高僧大聖の續々として生じたるが如くなりき。而して諸侯また此の風雲に動かされて、劍を捨て書を開くと共に、其封境の政治、單純なる武斷專制の能く爲すなきを見るや、また争つて學者を延きて其政治の顧問たらしめしかば文教鬱然として起る。

元祿元年、寔有
清人に其書冊
向井某、其耶蘇
教の書きたるを
云ふ、之より外
船輸入の書を檢
す。阿闍人ケン
四月大廣間の舞
臺にて將軍自ら
舞を舞ふて諸侯
旗下を以て拜見
せしむるより數
中御側衆また皆
な躍る

而して當時諸侯の内最も文教を重じたるもの、中國に池田光政あり、北方に保科正之あり、中央に徳川光國あり。皆な文學を重じ、學者を重用し、其政績大に擧りしかば四隣風を聞きて之に従ふ。
三百八十一節 池田光政、熊澤蕃山 池田光政は岡山の城主にして池田輝政の後也。活達にして敏慧善政によりて美俗を起さんと欲し、頗る賢君の風あり。少々父祖の業を襲ふて國主たるや、夜寝ぬさるもの數ばく、心を治民の道に勞す。己にして君子の儒なる語を聞き、善政美俗の道此にありと爲し、銳意して儒道を以て民を厲まさんと欲し、江戸に上るや、十三經の箱と、鎧櫃とを并せ携へ、道必らず近江に中江藤樹を訪ふて教を受けしが。京都の所司代板倉重昌の推薦によりて京師の人、熊澤次郎八を用ゆ。次郎八は即ち蕃山也、時に文教起りて學者多く詩文を事とし、然らざるも宋儒性理の説に従ふて、内省工夫を専らとす。蕃山之を以て足れりとせず直ちに儒道を政治の上に行はんとす。此時に方つて中江藤樹王陽明の説を奉じて宋儒と異を立て、躬踐實行の徳を以て郷黨を化し、世に近江聖人の稱あり。蕃山之につきて學び、光政また能く之を任用し、舊臣譜代を超へて家老たらしめ、三千石を與ふ。蕃山は其主に教ゆるに人君たる者は、唯だ漫然高きに居るものにあらずして、天職を有し、此天職を遂げずんば、曠職の罪あるを以てし、此天職は生民の發達にありとなし、王霸の別を説きて、將軍は代官にして、

十二月歌人北村
秀吟を召し二百
俵を與ひ醫師に
准せしむ幕府歌
所を置くの利也

九月幕府の役人
に文道に就すべ
きを命じ自今林
氏の講義には必
講せしむ

元祿三年梁田峴
嚴惟を下して徒
に教ゆ

四年儒者の僧侶
の如く剃髮する
を改めて結髮せ
しむ、會津水戸
之より先だちて
實行す

二月將軍大成殿
像に入つて孔子の
像を拜す

四月日蓮宗不受
不施派田宗と
號して弘通す、
令を出して之を
禁す其僧七十餘
人を伊豆に流
す、
此年高野山の行
人、學侶の二派
相争論して已ま
ず二十七日人を
刑に處す
十一月、眞言宗
寂照院繪旨を得
て江戸に勸化す
幕府其幕府の諸
を與へしを繪旨
僧を追ふて歸ら
しめ目つ繪旨は
容易に出さす、
能澤藩山死す、
十三歳、人言を
發するの怪を傳
ふるものあり之
を禁ぜんとす、
江戸市中の入り
を調査せしに陰
陽師、願人、山
道、願人、山伏
警女、道心、三
千五百八十二人
あり、
六年、六年獄守石
出助太夫に命じ

天子は眞主たるを論じ、耶蘇教排撃の無益を論じ、佛教の専横必らず天下を亂さんことを説き、僧侶の前途は流賊となし、武士の現身は民を賊するの盜となしぬ。彼れ天子を木偶とし、民を見ること土芥の如く、人心を見ること木石の如く、一點の自由を認認せざる當時の社會に對して、根本的變革の見を持つ。其氣魄廣大にして、識見透徹、膽氣豪強、儒服せる英雄にして、徳川三百年の儒者中、比肩すべきもの少なし。彼は其の着眼高邁なるのみならず其手腕もまた敏達にして之を其領邑に行ふて民生の發達は、民政にありとなし、民政の本は山林保護にありとなし、水理を治め、山林を保護し、文教を起して民俗を正し、佛寺を破却して佛僧の横私を抑制し、政刑大に擧りて、民族爲めに化せしかば遂に其意見を天下に及ぼして、國風を改造せんとするの志あり。大名天下に振ひ、天下人物を數ふれば、先づ蕃山を數ひ、賢君を數ふれば先づ指を光政に屈す。故に蕃山光政に従ふて江戸に出るや、諸侯、幕老、争ふて其説を叩く京師の公卿また其説を悦び、或は王政回復の時あらんことを思ふ。

三百八十二節 會津の保科正之、山崎闇齋、神道の隆盛、異端排撃

保科正之は會津の城主にして二代將軍秀忠の庶子也。三代將軍家光の死するや、遺命を受けて四代將軍を輔佐し、家綱上半季の政治多く其手に出づ。人となり、絶異の才あるにあらずと雖も、熱心、正直、殆んど愚直の風あり、此時に方つて神佛の混淆其極に達して、神官其身を置く所なく、恰かも貴族が武家に蹂躪せら

れて、天地に踟躕するがごとくなりき。此くて貴族が之に堪へずして、數ば革命を企つるが如く、神道は自個の信條を立て、神學を組織して以て佛教以外に獨立の地を作らざるべからざるに至れりと雖も、彼等は固より獨立獨行の氣魄なければ時の霸主に結托して、其力を藉るの外なかりき。此に於てか家綱の時神官、吉田の兼敬、其女を以て家綱の妾とし、之より幕府に親近して神道を説く、而して徳川氏もまた深く佛教の禍に懲りたれば、武家に懲りたる諸豪が貴族を迎ふるが如く、寧ろ神道を尊びしかば神道漸やく盛にして天下の神社、多く吉田家の管領に歸す。已にして吉田兼從の弟子、吉川惟足また幕府に用らる。其説、佛教を附會して神道を説き、陰陽の說に交ゆるに國史を以てし、迷繆荒唐、信すべからずと雖、國家統一の外眼中何も存せざる心識單純の正之等、之を信じて惟足を將軍に謁せしむ。之より正之も自ら神道を唱へ、吉川の徒、山崎闇齋等、また之に和し、盛んに神道を唱へて、日本の眞道此に存すとなし、狷狹自ら街ふて異説を排し、國民的自尊心を鼓舞せんとす。之より先き林道春、幕府文教の權を執り、朱子學を固守し、異端を排して人の視聽を亂るとなす。今や正之、新神道に入つて、異端排撃の聲を擧るや、林氏の異端排撃と相合して、此に異説禁止の運動を主じ、其鋒は先づ岡山城主の政治に注がれたり。彼等は大胆不羈なる蕃山の言論を見て驚かざる能はず。彼等は岡山の政治、舊例古格を破り、自ら新紀元を開かんとするを見て、祖宗の遺法に因襲せ

四徒をして毎月
五回入浴せしめ
二枚の衣服を與
へしむ。西鶴死す五
十三歳。鶴の令出
生類増加するも
禽鳥殺りし能は
ざるより之を伊
豆に放つこと數
はくも也。松尾芭
十歳。芭蕉死す五
三月。諸侯のた
庸を講ず。中
元禄八年。市人
の三。八十。犬
を刑。能はすし
て。前後。觸る
以て。新。宿。中
地。方。一。里。の
小。屋。を。一。里。の
の。犬。を。一。里。の
者。は。入。ら。ず。し
り。南。一。丁。目。の
間。三。分。也。小。間
國。用。足。ら。ざる
以。て。勤。定。郎。重
蕨。原。次。郎。重。秀
金。貨。改。鑄。の。爲
立。つ。銅。鉛。を。加
量。を。増。加。せ。し
也。

十一月日用坐を
設け、日用坐の札
す、日用坐の札
を有せざる者は
催使せざらし
む。九年。坐を置
足。十一月。酒。を
雜。然。として。起
る。九月。江戸。大
火。以後。南。鶴。町
以。後。の。大火。も
火。の。日。を。寛。永
に。天。皇。親。筆。の
未。だ。終。げ。んと
之。を。勅。額。火。事
云。ふ。二十。年。二
作。一。年。十二月
作。一。年。十二月
木。下。順。庵。死す
木。下。順。庵。死す
身。實。買。ひ。禁。ず
雖。も。少。年。禁。ず
制。限。を。廢。して
年。限。に。召。抱。ゆ
べ。き。相。對。次。第
四。月。修。繕。成。る
陵。の。修。繕。成。る

ざる潜上者流と爲さる能はず。彼等は蕃山が京師の公卿と親近するを見て、危疑せざる能はず。彼等は諸侯が争ふて蕃山の説を聞きて、生ける聖人となし、其坐せる席を以て、殆んど神聖なるものとして弟子の踏むべからざるものとなすを見て、嫉視せざる能はず。遂に光政を貴むるに舊風に背くを以てす。蕃山即ち退きて、京都の山水に放浪し、深草の僧元政等と風月を樂しみ、光政もまた退居して業を其子に譲る。已にして山鹿素行もまた朱子學を排するの故を以て逐はる。然かも人心の自由は遂に得て禁すべからず、南方諸侯蕃山の流風遺韻を仰ぐもの少なからざりき。

三百八十三節 水戸の學風、明學の感化を受く 徳川光國に至りては保科正之と其流を異にして其類を同

じうす。正之は神道によりて國家統一を行はんとし、光國に至りては直ちに神道儒教を混蕩して一種の國家説を作らんとしたり。光國は頼房の子にして水戸の城主たり。小少才名あり、昂軒自ら氣を負ふ。深く文學に志ざして、中外の典籍に通じ書を四方に募る。而して此招募によりて集る所の典籍は、多く皆な王朝の榮枯を語りて、以て已に彼の腦中に刻まれたる宋儒王霸の辨を助くるものにあらざるなし。此に於てか徳川の一家中、最も必要の地に立ち、副將軍を以て擬せられたる覇者の子は、最も熱心なる王朝の嘆美者となり、明曆三年、四方の學者を招きて、大日本史の編纂を始む。已にして朱舜水、亂を避けて日本に來るや、光國之を招きて祿

を給す。朱舜水は明の亡命者也。凡そ支那二十餘朝の中、宋に至つて忠奸の論生じ、王霸の辨生じ、名分の論生じ、忠孝の論生じ、北狄侵入して宗社顛覆の禍を生じてより、更らに激して國家的精神を生じぬ。故に元亡びて明に至りては、王室に對する忠義、外國に對する國家的精神、最も旺盛を極めしが清兵の侵入明朝亡滅するに至りて、慷慨の氣、殉國の心、詩歌的高調を帯び、古今明に至つて其頂上に達す。朱舜水は實に此の宋明の忠孝慷慨の心を將て水戸に輸入せるもの也。是より王霸の辯に於ては、蕃山に類し、國家的精神に於ては、正之闡齋に類する一種の學風水戸に生じぬ。

三百八十四節 綱吉時代の學風 五代將軍綱吉の前後に於ける思想の分派此の如し、此他、宇都宮遜

庵は周防に出で書生を教へ、大高芝山は九州にありて文學を以て一代に聞え、荒川天散は紀州藩の儒官たり。那波木庵は朱子學を排撃し、貝原益軒は靜平の心、深實の情を以て、博く學び深く思ひ、殆んど聖賢の域に至らんとし、野中兼山、谷時中は土佐に出で、松永尺五は京都に私學を立て、木下順庵は加賀にありて諸生を教へ、伊藤仁齋は京都にありて各々儒學を以て世を導かんとし、文教の盛なる、儒者の輩出せる前古此の如きはあらず。五代將軍綱吉は此の如き風雲中に將軍となりぬ。故に彼また學を好み、儒を重んじ、數ば儒者を殿中に會せしめ、自ら經義を討論すること數ばにして、天下に令して文教を重んせしかば、已に自ら齟齬の勢ある

文教は之がため勃然として起りぬ。

三百八十五節 正俊殺さる、男色の少年、藝能の人士林に列せらる

將軍綱吉學問を重んずと云ふも、其學問を

街ふのみ。固より真に反省克己、古に鑑みる所あらんと欲するにあらず。然かも其新たに將軍たるの故を以て、過失あらんことを恐れ、勉強して堀田正俊に従ひしかば、大に見るべきものありしが、暫らくして權威に慣るゝや、漸やく正俊の剛果を厭ふの心を生ず。正俊省みず、勇決果斷、數ば直諫す。綱吉は凡庸の器のみ。而かも其儒者將軍としての誇榮は、彼が一點も他人に指揮せしむるを許さざるもの也。正俊の直諫は其誇榮の心を傷けぬ。之より綱吉、正俊を疎んじ機を俟つて除かんとす。志を得ざるものまた正俊の專權を云ふ。此くて正俊排撃の空氣上下に充滿するや、此氣習の刺激する所となりて、貞享元年若年寄稻葉石見守正休、正俊を欺きて、閑室に伴ふて之を刺殺す。正休の意、身を殺して權臣を除き、以て忠貞の臣を進ましめんとするにありき。然れども結果は案外にも、庸迂にして讀書を街ふ綱吉の親政となりき。是より綱吉の男色を好むに乗じ、面首を以て進むの臣續々として起り、閥越舊格によりて立ちし幕府の風、漸やく變せんとし、旗下の少年を寵伴するのみならず、遂に外様諸侯と雖も、少年にして容色あるものは殿中に宿衛せしめられ、公卿の少年を養つて、小姓たらしむるに至る。外山宰相の子長澤資親、押小路宰相の子前田賢長等皆な面首を以て進む。寵臣柳澤吉保の家、

元祿十四年僧契
冲死す

寶永二年三月伊
藤仁齋死す年七
十九北村季吟死
す八十八歳

數十の宿舍を作つて少年を養ひ、以て綱吉の入るを待つ。凡そ少年たるもの、行くに顧みるを得ず、道にあつて人と語るを得ず、親戚と雖も數ば相見るを得ず。明白に妾婦の如くに待遇せられぬ。彼は喜怒哀樂の情強かりしがため、諸侯大身の改易遷封せらるゝもの續々相繼ぎ、萬石以上の大身にして改易せらるゝもの二十餘家、一百四十萬石に上り、萬石以下の小身に至つては固より數ふるに暇あらざる也。彼は踏舞を好みて自ら殿上に舞ひしがため、踏舞女優は公然諸侯大身の間に行はるゝに至れり。彼は繪畫、彫刻、狂言、一藝一能の徒は、悉く之を擧げて士林に列し、儒者を僧侶と同一視して、士林の外に立たしむるの風を改め、儒者をして蓄髮して士林に列せしむるの風を起せり、要するに彼は其放恣任情によりて、知らず識らず士林に新原素を輸入したり。而して此の新進の徒の中、最も著しき者は柳澤保明なりき。

三百八十六節 柳澤保明の寵任、文學の保護

保明は百五十石の小身のみ、初め堀田正俊の殿中に殺さ

るゝや、牧野貞成大に驚き將軍に告げんとして倉卒劍を脱するの禮を忘れて殿中を走る。保明途に之を止めて劍を脱せしむ。貞成其沈重を奇として保明を用ゆ。之より保明將軍に親近して殊寵を受け、國政に容喙するに至りしが、其人と成り巧慧温和にして、而かも多少の見識ありき。彼は綱吉が學問を好むを見て、一家を擧げて學問を厲ましめたり。彼は綱吉が博學自ら多しとするを見て、其家臣をして交も經義を將軍に置さしめて、以て其の誇負心を演せしめたり

彼は其婢女にすら將軍の前に絶句の詩を作らしめて、一家學に厲みて、將軍の令を重んずるの風を示しぬ。彼は天下の大勢漸やく文運の隆起に向へるを見て、其家を起すは天下の文士を網羅するにあるを知り、細井廣澤、荻生徂徠、服部南郭の徒を集めて、之を養ふ。之より一時の才人其門に集り、一百五十年前の諸侯が、武力によりて重きを爲したるが如く、彼は文學を以て將軍の寵を撃き、文學の士を以て重きを當世に爲せしかば、綱吉之を殊寵し、數ば其家に入つて文を講ずること前後五十八回に至り、遂に三百五十石の小身より、累進して二十二萬石の諸侯たらしめ、與ふるに甲府の城を以てし、松平の姓を許るし、保明父子に自家の偏名を與へて保明を吉保とし、鑄金の權を與ふるに至り、政權全く其手に歸す。吉保即ち正親町公通の女を妾とし、松蔭日記を著はして、自家を以て藤氏の榮華に比し、また東叡山寛永寺に不斷の燈籠をかけて、藤原の忠平が之を叡山にかけたるに比す。其立身の急なる徳川氏あつて以來未だ曾つて聞かざる所也。故に時人之を怪しみ、吉保其妻を綱吉に勸むと云ひ、佞姦邪智の宦官となすに至りき。吉保は固より佞奸にはあらざりき。然れども、彼は仕進に急にして、其主君の非を知つて之を諫むる能はず。徂徠以下幕中才學の士少からすと雖も、遂に將軍の非政を正す能はず。學問自慢にして、迷信深き將軍をして、縦まゝに其所信を實行せしめたり。

綱三百八十七節 禽獸保護の令、僧侶の殊寵、犬を殺るすを禁す

綱吉常に云ふ、儒は善しと雖も、取らざる

所は禽獸を食ふにあり。佛は善しと雖も、取らざる所は出家遁世するにありと。彼れ觀用教戒の説を作りて、之を柳澤吉保に與へたり。彼をして儒者、佛者若しくは一の逸民たらしめば、世は其言を以て道理ある言として承けしならん、而して政治家は其言ふ所に制限を附して、實行せしならん。不幸にして火は人の用とならずして、人の主となれり。彼は書齋の空論を實行するに、將軍の權威を以てせり。彼は禽獸は食ふべきものにあらざるのみならず、また虐待すべからず、殺傷すべからざるものとなせり。貞享四年正月令して、牛馬家畜を虐使し、或は病んで死せざるに之を棄つるを禁じ、犬籍を作り喪家の犬を養はしめ、魚鳥を生きたがら賣買するを禁じ、犯すものは嚴刑を以て罰するに至れり。其執法の嚴なる旗下の士と雖もまた免れず。將軍の臺所頭天野五郎太夫、其の畜ふ所の猫兒の、誤つて井に落ちて死したるを以て八丈島に流され、秋田淡路守の家人、吹矢を以て燕を射て死刑に處せられ、評定所の目安讀坂井某は群犬の相争ふて傷くものを救はずして、死に至らしめたるを以て閉門せらる。士人にして已に此の如くなれば、江戸の市民近郷の農夫、知らず識らず令を犯して刑せらるゝもの、日に數十人、天下其暴に苦しむ。彼は學問自慢あるに拘らず、其迷信の深さや、無學の徒と異らず。彼は其將軍に立つを以て、祈禱僧隆光の祈禱の力によるとなし、神田橋外地方一里を與へて護持院を立てしめ、壯麗、奇巧を極め、千五百石の寺領を寄附す。また碓氷八幡宮の別當護國寺亮賢が、

*享保の年之を護國寺に併す

よりて、高等なる數理を發見するに至りき。九谷焼は探幽の高弟、久隅守景の畫筆を得て、絶大の進歩を爲せり。漆器は象谷のために復興して、青海勘七、小川破笠の手によりて常憲院時代の物と稱せらるゝ逸品を生じたり。昔は飾を好む婦人すら、麻繩にて頭髮を結ねたるに、今は元結を生ずるに至りたり。婦人の帯は僅かに巾二三寸に過ぎざりしもの、今は八九寸の廣さに達したり。物質的進歩の勢、滔々として抑ゆへからざるは當時の勢なりき。彼は此の形勢に刺撃せられ、此形勢を刺激しつゝ、古今有數なる放縱驕奢を爲せしがため、江戸市民の驕奢を戒飭したる彼の時代に於て、幕府は其財政困難の端を開きしが、其破綻は外國貿易の失敗より現はれぬ。之より先き外國貿易は、年々の輸入超過のため、金銀銅の濫出甚しきを示めせしが、幕府の財政家は朝鮮貿易を一萬八千兩に止らしめ、藥種以外の植物生物、小間物、道具、珠玉、朱、衣服とすへからざる織物を輸入するを禁止、琉球との貿易を二千兩と制限したるも、國民の購買心は驟かに禁すべからずして、長崎、對馬、堺の地を経て來る密輸入となりて、金銀の輸出となりぬ。凡そ慶長以來綱吉の治世の末、寶永五年に至る間に、外國に出でし黄金六百九十萬二千八百兩、銀一百十二萬二千六百八十七貫目、銅二億二萬二千八百九十九萬七百斤なりと云ふ。これ公然の輸出にして、密商に至ては固より數量の外也。而して此大半は元祿以後の輸出にかゝると云ふ。慶長以來發行したる金銀貨の概數は、金一千四百七十二萬七千五百五十五兩

銀一百二十二萬貫なりと稱せらる。故に國內に流通する所の貨幣は金八百六十三萬四千二百五十二兩、銀七萬七千三百十三貫目也。文祿より五十年の後延享六年日本の人口は二千五百六十八萬二千二百十人あり、此人口を以て此通貨を爲す。國用の足らざるの狀察すへき也。此に於てか時の勘定頭萩原重秀策を立て、地租を改正し、上中下三田の外に上上田、下下田の二等を加へ、上田の租は豊臣氏以來の法を墨守して一坪、粃米一升と規定して、上上田よりは一升六合を納付せしむるに至り、旗下の諸士に祿を與ふるに、倉庫の米を以てするは轉運の損失を幕府に負ふものとなして、大身の旗下は江戸附近に采邑を與へて自ら其租を取らしめ、以て幕府の費用を省き、凡そ以て收むべき所は收めざるなきも、驕奢止る所なくして、遂に支ゆる能はず。將軍日光參詣の費用すら給する能はざるに至れり。此に於てか幕府の規模を小にして儉素ならしむべき乎、貨幣を改鑄して其性質を劣惡ならしめ、以て其分量を増加する乎。然らずんば足利氏の爲したるが如く、町人に用金を命するの外なかりき。綱吉は其驕奢を已む能はざる也。御用金は過大なりと爲されたり。此に於てか萩原重秀に遂に惡貨を多造するの策を取り、元祿八年舊金銀を改鑄して、其品質を劣惡ならしめ、天下に令して舊貨を藏せしめて、改鑄せよと迫りしと雖も、善貨益す藏くれて出です、却つて新貨の價造を生ずるに至り、物價騰貴して市場爲めに紛擾を極む。

三百八十六節 元祿武士の風、赤穂義士の復仇、天災地變、綱吉の死

此の如き流風に感化せられ、此の如き

形情に圍繞せられては、武士の氣風も一大變化を生ぜざる能はず。江戸の武士は新進の商人と其榮華を争はんがために、一擲千金を辭せざるに至りて、數尺の木綿糸を拾ふて貯へたる土居利勝の遺風は、地を拂つて空しくなりぬ。彼等は幕府の直隸たるを以て、諸侯の臣下に驕んがために、江戸様の風流を作り、江戸ツ子の軀面を守らんとして、財力以上の生活を營むがために、家光時代の謹嚴尙勇の風失せて、霸氣相凌ぎ、大半俠兒的氣風を帶ふるに至りぬ。曾つて刀の外見を問はずして切味を問へる士人は、鏤金、焼刀の美を競ふに至りて新刀の時代を生じ、一轉して雪踏に三分の金を投して、刀劍には一分を投するを惜しむの風を生じ、曾て草もて頭髪を束ねたる武士は、今は紫の絹紐を以て頭髪を理めて美を競ふに至り、曾て衣は肝に至り、袖腕に至りし武士、今は紅絹を以て衣服の裏となし、翻々として春風に驕るに至る。所謂元祿風なるものは俠兒の疎宕と、武士の自尊心と、市民の富に驕り財を輕んずるの心と抱合混化したるものなりき。此の如くして市民は漸やく太平の澤を受けて富を積みて力を爲すの時、諸士は漸やく財用に窮するの端を開き、一半俠兒的意氣を生じたる武士は、一半商賈の如く、旗下の士たる身分を平人に賣るものを生じ、内職と稱して釣魚、養禽の業を營むの士あり、財を同族に貸して利を收むるの士あり、其子女を賣つて妓女とするの諸士あり、元祿十二年九月、

當時耳の垢を取つて榮とするものあり。講談を以て榮とするものあり。

旗下諸士の生計に窮する者を賑恤せんとして、其最も甚しきものを調査したるに、七千六百九十人に大數に上るに至りぬ。此の如くして戦場の勝利者の子孫は、經濟上に於て敗北の端を開きつゝ、始まりぬ。諸國の武士は江戸武士の如く甚しからざりき。然れども泰平と生活の進歩は、また彼等に逼迫して其家格を落さしめ、猶ほ一種の霸氣を帶びつゝ、巧なるものは殖産に走り、愚なるものは坐ながら窮困し、謹嚴尙勇、言に訥にして事に果たすの風は、地を拂つて空しからんとす。故に元祿十五年十二月播磨赤穂の城主淺野内匠頭長矩の舊臣大石内藏助等四十七人が、吉良上野介義英を本所の邸に襲ふて之を殺ろし、以て舊主君の耻辱を雪ぎて復仇するや、社會は天外より來れる新詩歌の如くに之を賞嘆しぬ。吉良氏は足利氏の族黨にして室町以來の典籍に通じ、幕府禮法の事あるや、多く之に關與し、自ら其家聲を負ふて、淺野長矩を殿中に嘲弄して、其禮法を知らざるを笑ふ。長矩憤に堪へず、刀を抜きて之を斬らんとして及ばず、却つて刃を殿中に揮ふに坐して自殺を命ぜられ、其所領を官沒せらる。内藏助等放蕩漁色して、吉良氏の戒心を解き、其黨四十六人、身を走卒商賈に變じて、吉良氏を伺ふもの二十ヶ月、遂に此に死べる也。老中或は四十七人が走卒商賈となりて機を窺ひ、夜、私に敵人を襲撃せしを以て擬するに夜盜を以てして之を刑せんと云ふ。荻生徂徠、其主君柳澤吉保に勸めて曰く、彼輩を自殺せしめて、士人の體面を保たしめよ、死は以て國法を行ふを示し、自刃は以て忠義の

四十七士の中、首領大石は四十

て居る當時の政
治思想を知るべ
き也。原益軒の大和
本九歳成る時に七
夫人は近衛基熙
の女也。木戸侯綱條、老
中向平藤、老
曰く將軍平藤と
聞きたるに俄に驚
せられたるに如
何と、老中答ふ如
齋朝出で、秋去
齋朝より老臣を
近づく所あらす
てみ侍御せしむ
將軍を野寛永
寺に葬らんとす
訴して芝に葬ら
んことを乞ふ、
二月將軍重臣の
出行の途上と雖
も通行人を禁ぜざ
らむ。目付殿中の指揮
權あり、坊主等
の驕奢過分なり
とて、譴責せら
る。三月俳優の徒の

帯刀し、及び紗
袴縮服を用
ゆるを禁ず。
乞食非人は髮を
束ぬるを禁ず。
酒の運上を廢
し、箱座を廢す。
解籍賣買の禁を
解き、之により
て罪を得たるも
新井君美に通鑑
綱目を講せし
も、君美書を講
する前後一千三
百年將軍宣下の
禮あり、京都の
公卿勅使として
將軍の次の間に
下向するもの、
將軍の勅使を響
府にまた勅使を
應じ、千二百人
を拜見せしめ、
ごまに鳥目一貫
を賜ふ。
老臣國持に對し
て謹慎ならし
め、また老中に
對して、草花を
贈るも受けさら
しむ。
院御門に七千石
を寄進す。
君美の市井にあ

大伴樂我の權、藤原氏に移り、藤原氏の權、源平二氏に移り、源平二氏の權、轉々として山林
小民の英雄に移りしが如く、今や將軍の權、大老に移り、大老の權、老中若年寄に移り、老中若
年寄譜代の大身に愚者多きや、其權また將軍の側用人に移る。老中にして實權を振ひしもの堀
田正俊に止り、之より以後は放縱なる綱吉のために、其權全く側用人に移され、牧野成貞、柳
澤吉保、側用人を以て大老以上の權を振ふ。今や家宣、其弊を見て之を矯めんとし、諸老に命
じて曰く、前代の政治、皆な大小となく柳澤美濃守をして旨を奉せしめたり。自今以後諸老皆
な各々余が前に出で直に旨を奉すべしと。此の如くして九天の上にも上げられんとしたる柳
澤の權は、九地の下に落されぬ。彼れ綱吉の葬儀に従はんとして剃髮せんことを乞ふ。家宣曰
く重臣にして剃髮せんことを欲するは未だ曾て聞かざる所也。必らずや剃髮せんことを乞ふ。隱居の
後たるべしと。此の如くして權威赫々たりし柳澤吉保は、遂に隱居せざるべからざる地位に立
ちしかば、自ら乞ふて退隱するに至りき。而かも大老、老中に人物なきため柳澤退くも側用人
の政治を全廢する能はず、家宣は側用人、間部詮房、若年寄支配に屬する侍講新井君美の二人
によりて其政治を行はざるべからざりき。側用人政治は其組織に於ては惡政治たるべき運命を
有するもの也。然れども譜代にあらざるば政治の樞機に關する能はざる法制の下に於て、新活
力を求めんとせば、之を外にして得べからざりき。

三百九十二節 間部詮房、新井君美の出身、君美の硬貨政策

間部詮房は能役者の出身にして門地あるもの
にあらざ、然れども其出身の倭侍の族なるに係らず、醇直、敢爲、常に殿中に宿直し、一月家
に宿するもの五六日に過ぎず。故に寵倖比なく、殆んど綱吉に於ける柳澤の地位に立ちしが、
老中小笠原長重の如きは其下風に立つを慚ぢて、病を稱して身を退くに至れり、新井君美に至
ては元と堀田正俊の家臣にして、寒貧洗ふが如くなりしもの也。然かも知つて言はざるなく、
言つて必らず人を屈せざるなし。二人相結托して大老井伊直該を離して事を行ひしかば綱吉に
よりて養はれたる群黨は、目を側て、彼等を圍繞せしが、孤立の將軍、新進の政治家は、幕府
ありて以來の最大難問を解釋せざるべからざるの地に立てり。即ち元祿以來、將軍の驕奢、士
人、生活の急變によりて生じたる財政の困難を救はざるべからざるもの是也。元祿八年、萩原
重秀の策によりて貨幣を改鑄して其金質を粗惡にし、其數量を多くしたるより、慶長以來の正
貨は全く市場より隠れて出でず。元祿八年より寶永四年に至る間は舊貨新貨同額を以て換算せ
んとするも、應ずるものなきがため、寶永五年よりは元祿金百三兩を以て慶長金百兩に換へん
とし、七年よりは百十兩を出すも猶ほ慶長金を得べからず。遂に二百二十兩を出すに至りしか
ば、慶長金益す民家に藏かれて出でず、また寛永通寶の銅錢を作りしに、其質粗惡なるを見て
人之を詰るや、重秀即ち答て曰く、錢貨は官の作る所なり、假令瓦礫を以て作るもまた何の不

みならず、諸老もまた之を憚り、私に之を呼んで鬼となして遠け、其詰難を免れんとするに至りぬ。

淨紀聞を著は
罪人を刑するに
耳鼻指をそぐら
如きならしむ
七年四月武家諸
法度を新定し
解を附して頒
大學頭林信篤、
新井君美の任用
を心にしとせす
白石建議して皇
太子の外皆佛門
に制を破り、皇
子に親王號を奉
る。正徳元年二月
伊直該大老と
三月室鳩巢將軍
の侍講となる時
に二十四日
二月白石は
つて蘭人の宿を
問はしむ采賢異
言を作ると
淺見綱齋死す。
正徳二年十月將
軍死するや、遺
言を老中と與へ
て後事を命じ、
近多を命じ、寺
に葬るの故を以
て、人増上寺を

三百九十三節 王霸の衝突、新井君美將軍を國王とし主權を取らん、朝鮮使節待遇の禮を改む、家宣の死 然りと雖も
財政の紛亂よりも、一層恐るべきものは國民思想の變遷中より生せん。幕府の制度は、初
めより一定の立法主義によりて立てられしものにあらず。假に一時の勢によりて制せらしもの
にして、野艸漫生して地を掩ふが如く、其下には幾多の欠陥、幾多の危險、幾多の汚穢を藏く
すを免れざりき。中に就きて最も不完全なるは皇室と幕府諸侯との關係を規定する制度にあり
き。幕府は諸侯に對して君臣の關係を有するが如し、然れども幕府は朝官を得て天皇に服する
や、恰かも諸侯と異らず。皇室の前に出で、は諸侯と肩を並ぶもの、如し。而して權力は諸侯
の上にあるは、不正ならざるべからず。幕府は名に於て臣たるもの正しとする乎。即ち其權力の皇
室の上にあるは、不正ならざるべからず。幕府の權力を占むるもの正しき乎。其諸侯と同じく
皇室の朝官を受くるもの不正ならざるべからず。一たび積勢を離れて思慮せば、幕府の位地は
奇怪不思議の物たるを見るべし。戰國の世、人唯だ強弱あるを知つて、是非を論ぜざるの時は、
此の如き欠陥も當然なるが如くに看過せられたり。然れども今や學問の世となれり。儒生の世
となれり。宋儒王霸の辨の世となれり。忠義なるもの、初めて確定したる國民思想となるの世

省せざるを以て
遺命して増上寺
に葬らしむ、文
昭院と諡す。松
上皇名を鍋松に
賜ふて家繼と稱
せしむ。
正徳三年二月遠
國に出入し、社
に出入する使者
は皆な問部證房
に關せしむ。

十一月、夜更け
に江戸市中を通
行する者は四
四一町送り木に
しむるの令を重
ぬ。
二挺三挺立の船
を停止す。
町籠籠は三百挺
を許せしむ。減じ
らむ。五十挺に止
む。
遊女を廓外にな
くを禁ず。
細井廣澤、今井
順庵と計り、正面
板を初む。

也。夫れ王にして正統なるか、霸は之に屈せざる能はず。徳川氏にして王たらずんば、覇者と
するの外なき也。夫れ忠義を勵めと云ふ、其君上に對しての忠義ならざるべからず。而して天
子は王たり、幕府は臣たりと云ふ。是れ忠義の教は天下の民をして、悉く幕府を離れて皇室に
嚮はしむるものならざるべからず。大膽なる家康の公武法制も禁中方御條書も、此に至ては近
世的精神のために、根本より打破せられざるべからず。而して幕府の制度の基礎に存する大矛
盾は、徳川三家の一たる水戸藩より出でし大日本史のため、八條宮尙仁親王の侍講にして保建
大紀の作者たる栗山愿のため、和學を復興せる加茂真淵のため、荷田春滿のため、垂加流の神
道を立てたる山崎闇齋のため、熊澤蕃山のために明白に書き出されたり。而して淺見綱齋の
如きは、靖獻遺言を編輯して、以て天下の志士を鼓舞し、時あらば義兵を擧げ徳川氏に敵せん
と云ふに至る。今や公卿を擁するの浪士なしと雖も、此の公武の衝突は人心の上より起らんと
す。是れ經綸ある政治家の看過する能はざる所也。勿論徂徠等一派の學士は公然、王者を以て
徳川氏を見、此間の矛盾を認めずと雖も、苟も幕府にして猶ほ臣屬たる以上は、此の危險は危
險として存す。新井君美は此の如き現象に盲目なる能はず、漫然として文學上に幕府を王者と
するに安んずる能はざりき。彼は固より一代の機變を制する政治家にはあらずして、制度典章を
以て天下を整理せんとする立法家なりき、故に立法家の見地より着眼して、長く今日の制度の

五月女の衣類小
袖の表は銀五
の石以上は四
百目其餘は三
百目をかり以
て縫ゆるも子
の費を計りて
の服を誂ゆる
應ずべからざ
九月小普請西
勝兵衛浪人の
養子とせん
乞ふ許さず
已に死す
伊藤東涯の古
指要、鄒魯大旨
正徳四年八月
原益軒死す
服部南廓赤羽
家塾を開く
水戸の大日本
享保元年正月
戸湯島より火
島八丁堀靈巖
旗下の士五十
以後には養子
しもの死せ

維持すべからざるを見て、朝廷が一切の政權を幕府に依頼したるが如く、僅かに朝廷に存する所の官爵與奪の權をも幕府に取り、幕府が實力に於て天下の主たるが如く、名に於ても、天下の主たらしめんとし、即ち幕府をして日本國王たらしめ、實權のみならず名分をも幕府に執らんとす、而して家宣また華麗を好み、貴族的習氣ありしかば、最も之を喜び、大に制度を起さんとして近衛關白基熙を招きて留むること三年。幕制を變革すること少からず。天子に答ふるに勅答と云ひしを返答と改め、玄關前の門を中雀門と名け、布衣の徒には六位の衣冠を着けしめ、太夫には狩衣を着けしめ、夫人を御臺所と稱せしめ、舊格を破つて從二位に叙せしめ、遂に從一位に昇らしめ、衣冠文物、多く王朝に擬す。此に於てか秀忠が其女を中宮として皇家に親しみしに反して、皇女を將軍の夫人とし、京都の血液を幕府に輸入せんとし、世子鍋松の夫人として皇女を下すの約を結ぶ。若し君美の爲さんと欲する所にして遂げられしならば、賴朝以來の一大變革を生じたりしならん。天下皆目を側て之を見る。已にして正徳元年、朝鮮の聘使至るや、君美之を待つ禮を改め、自ら日本大君と稱するを改めて日本國王とし、使者を待つに尾張、紀伊、水戸の三家と同格を用ひしを改めて、三家よりも一等下らしめ、其他送迎の禮を改むる所多し。朝鮮の公使抗爭して聽かず、民間訛言して兩國の間兵端を開かんとすと云ふ。君美願みず辯難討論、遂に之を屈せしむ、將軍已に外に對して王となりぬ。内に對して王者たる

許るす。
狹生徠始めて
明の李王修辭の
説の唱へ新經の
十。唱ふ時に年五
朝鮮の使大坂に
入るや宗對馬守
の家人、彼等若
んば、新禮を用ひ
るに、客館に入
るに、腕力を入
用ひて輿を下
るの禮を行はし
めんとす。公使
之を知つて服
家宣幕府中に黨
與少きを以て、病
勞苦經營遂に病
を得たる也。

制度を建てんとし、典例を定め、官爵の名を改めて、王朝的名目を附し、衣冠の制を改めんとす。事未だ成らずして、正徳二年十月病を以て死せしかば、古今國牀の大變革は、遂に行はれずして已みぬ。
三百九十四節 良貨の制、荷蘭の貿易及び其制限、拔荷の風生ず、吉宗出で、家宣の政を破る幕府衰亡の端 然れども
間部詮房は已に將軍の遺命を受け、君美は朝鮮使節應接の時、筑後守となりて貴族に列し、温厚無爲なる井伊直該は大老として、間部新井の爲めに衆心を攪りしかば、彼等は遺命により四歳の少年家繼を擁して、着々として改革の政を行ふ。改革は先づ幣制より行はれたり。正徳四年十一月、天下に令して從來の金銀貨幣を改鑄して一切、慶長金と同一の品位重量を有せしめんとす。此政策は爾後、數年間繼續せられて享保年間まで實行せられしが、前後鑄造する所の貨幣は武藏判(金貨)八百四十九萬三千五百兩、享保銀三億三千四百四十二萬貫目に達す。此に於てか、物價其平正に復して、亂高下なく、數十年間、惡貨の危險の爲めに溢滞せられたる商業は、再び活氣を生じ、四民泰平を頌するに至りき。然れども已に貨幣を改鑄するも、貿易の制度を改めずんば、金銀は流れて海外に出でんとす。此時に方てや歐洲は已に光榮ある十八世紀の曙光にして、荷蘭は世界の造船所たり、金主たり、製造所たり、運送者たり、其商人は日本支那の沿岸を來往すること猶ほアンテワルプ、シェント府を來往するが如くなりしかば、久し

き騒亂より静まりて長き泰平を得たる日本國民は、渴者の水を求むるが如く、歐洲品を求め、寛永十一年に至ては荷蘭船の輸入せる所三百二十萬弗に達したり。之に加ふるに對岸の大陸にありては康熙帝、英雄の姿を以て、内には學士文人を網羅して著作せしめ、外には國境を開きて商賈の來往に便し、勘合船の制限を破りしかば、唐船の長崎に推集するもの一時二百隻に達するに至りき。此に於てか貞亨二年初めて貿易を制限し、荷蘭船に對しては金五萬兩を限りとし、唐船に對しては銀六千貫目を限りとせり。此時に方つて我の賣るべき物品少なくして、唯だ金銀を出して彼の物品を請ふに過ぎざれば、貿易にあらずして買収に過ぎざりき。然かも定額の外、銅を以て彼の商品に代へんことを請ひしかば、之を許せしより、銅また漸やく減少す。幕府時代財政の窮迫は幕府武士の驕奢のみにあらず、此貿易上の敗北によりて、金銀銅を海外に溢出せしめたるが爲め也。此に於てか正徳五年、海外貿易制限の令を定め、唐船の數は三十隻之に對する銀は六千貫目に止まらしめ、此中、銅三百萬斤を代用せしめ、荷蘭の船は二隻にして、貿易額は銀三千貫目に止まらしめ、此中銅百五十萬斤を代用せしむ。幕府より特許牌を與へ、牌を有せざるの船舶は、來泊するを得ざらしむ。然るに此制限は内外の商賈を窘しむること甚しかりしかば、此に拔荷賈なるものを生じ、長崎によらずして壹岐對馬の沖に於て、私かに外商と相交易するものを生じ、大膽なる清商は九州諸國中國の沿岸に接近して拔荷賈を拓き

遂には陸地に上りて民産婦女を暴掠するものを生ずるに至り、殆んど倭寇が彼等に加へたる亡狀を呈するに至りしかば、幕府は嚴に中國九州の諸侯七十九人に命じ、兵備を嚴にして密商の形跡ある外船は、一切之を擊破し、些の怠慢なかりしかば、清商膽落ちて暴掠を已むると雖も密商は全く之を杜絶する能はざりき。此の如く、間部と新井と幼主を擁し、殆んど英明の主と雖も、斷ずるを難したる大事を斷行す。其幕府の紀綱を振肅して、一代を益するや深しと雖も、之がため、群小をして益す其嫉妬の心を生せしめたり。然れども彼等は屈せず、財政貿易を整理するの外、更らに獄制を改革し、民政を整理する所少からざりしが、不幸にして、享保元年四月將軍八歳にして死するや、家宣が豫じめ遺命せる所に從ふて、紀伊の藩主、吉宗入つて將軍となるや間部、新井の手に成りし改革は、一切破却せられたり。徳川氏の衰亡實に此頃より萌す。

第二十六章

德川氏の末世

神武紀元二千三百七十七年より
二千五百二十四年に至る

第三百九十五節 吉宗尙武の古風を起さんとす、非改革の運動 第
 三百九十六節 富、武力を呑み、大農小農を呑み、市府村落を呑む
 第三百九十七節 肉慾の天國、江戸大坂の比較、南人の戀愛思想北
 人を感化す 第三百九十八節 儒佛の争一變して儒林相互の攻伐と
 なる、明音の勢力、仁齋、徂徠、順庵 第三百九十九節 史學、和歌
 戯曲、俗歌、國民の自覺時代 第四百節 吉宗幕府を縮少す 第四
 百一節 譜代制度の欠點、上下醉生夢死の時 第四百二節 田沼意
 次、市府抑制策、忠義の風、町人の間に生ず 第四百三節 士風の
 三變、農民諸侯に反抗す 第四百四節 政治的冒險者の輩出、竹内
 式部、山縣大貳 第四百五節 田沼意次の外藩援引策、群黨意次を
 攻む、意次の收斂 第四百六節 江戸の大火、明和の大疫癘、淺間
 山の噴火、天明の大飢饉、意次の失落 第四百七節 松平定信、尾
 大不振の勢、定信の復古政策、平民の勢力 第四百八節 學問上の

人心統一策、當時學派の沿革、折衷學、考證學、心學、第四百九節
 官學私學の爭論、異學禁止の令 第四百十節 和漢學の狀態、和學
 の研究、幕府を危くす 第四百十一節 光格の生父尊號の議 第四
 百十二節 露西亞の勃興、東下の歴史、林子平 第四百十三節 定
 信の墜落、意次との比較、松平信明の執政 第四百十四節 露人北
 邊に寇す、國防の經營 第四百十五節 露國との交綏、異船砲撃の
 令、人心の沈睡、第四百十六節 封建の効、人民の自立、市府の發達
 第四百十七節 江戸生活の榮華、江戸文學の再變、其喜劇的特色、
 再び肉慾の天國 第四百十八節 幕府財政の窮乏 第四百十九節
 諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容
 の壞崩 第四百二十節 譜代の微弱、外様自立の志 第四百二十一
 節 天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂 第四百二十二節
 家齊退き家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ 第四百二十三節
 歐洲形勢の變、英艦來らんとす、忠邦の外船擊攘令 第四百二十
 四節 蘭學の起原、蠻社の獄 第四百二十五節 忠邦の勤儉政治、

財政改革、忠邦の失敗 第四百二十六節 佛艦琉球に来る、荷蘭國
 王の忠告、阿部正弘忠邦に代る、處士横議の端 第四百二十七節
 歐米通商を求む、對外策問、人心の沸騰 第四百二十八節 荷蘭國
 王の密旨、正弘之を秘す、ヘルリ開國を迫る 第四百二十九節
 幕府の自棄、和親條約の締結、人心幕府に服せず 第四百三十節
 吉田寅次郎佐久間修理の監禁、壯士の現出 第四百三十一節 封建
 制度の中心力消滅す 第四百三十二節 國家なる理想の現出、脱藩
 人の輩出 第四百三十三節 第二の關が原、尊王攘夷論 第四百三
 十四節 藤田東湖の人物、幕政の矛盾、堀田正信出づ 第四百三十
 五節 幕府の政策、開國に決す、ハルリス延見の禮 第四百三十六
 節 ハルリスの外交顧問、踏書令の廢止、日米通商條約 第四百三
 十七節 勇進黨開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨 第四百三十
 八節 朝廷、幕府を苦しましむ、世子の争 第四百三十九節 井伊
 直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす 第四百四十節 群
 黨直弼を攻む、直弼敵手を鎮壓す 第四百四十一節 直弼の人物、

禮權、家茂將軍となる 第四百四十二節 京都、長州藩士の手に落つ
 列藩會議によりて幕府を制せんとす 第四百四十三節 間部詮房の
 浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息 第四百四十四節 公武
 合躰黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行、第四百四十五節 井伊
 直弼の暗殺、浪士外人を襲ふ、露人對島を占領す 第四百四十六節
 安藤信睦の執政、討幕論起る、和宮の降嫁 第四百四十七節 薩長
 の争競、平野二郎討幕の議を奏す 第四百四十八節 薩摩の公武合
 躰説、幕府遂に屈して、政權朝廷に歸す

三百九十五節 吉宗尙武の古風を起さんとす、非改革の運動 吉宗は大納言頼宣の孫也。此時方さに三十三
 邊鄙の諸侯としては、其政治の簡素なるを以て令名を得たるもの也。然かも小廉曲謹、大氣魄
 なく、君美等の制度變革を以て、文弱に流るゝものとなし、其將軍たるや先づ中雀門を破壊せ
 しめ、間部詮房を退け、新井君美を已め、君美の手になりし法令の文牒を廢して、一切、元和
 の古風に復し、新井君美が死生を以て争ふたる朝鮮使節延見の禮をすて、元和の舊禮に復し、
 書籍、衣服、家具等一切新案創造を禁じ、天子の山陵を検して之を修補し、遂に金銀貨を改鑄
 して、其質を粗悪にして天祿寶永の昔に復へし、新井君美の學識膽氣によりて經營せられたる

吉宗初の名は源
 六、または新之
 助、頼宣の孫伊
 大納言頼宣の孫
 也、時伊の政治
 に當つて令名あ
 り。*
 徳川氏は新將軍
 の立つことに武
 家の法なるも
 家を度つ、歴代
 低相同じ、且美
 文相を變下、君
 解を加ゆ。

改革、一も存するものなく、唯だ存するものは貿易制限の一事のみ。之すら長崎奉行の論辯によりて僅かに支られしのみ。蓋し彼れ武人的氣質を有して、多少の讀書あるがため、却つて武愚となり、新井の尙文的改革を以て繁文縟禮となし、其實に時勢の急に應せんとして、自然の勢此に到着したるものなるを辯識する能はず。銳意して唯武惟れ尊びし古に世を返さんとす。而して幕府の士人、方に君美等の激變に反抗せんとしたる時なりしかば多少の歡諾を以て迎へられたりき。而かも政權依然として老中の手にあらずして、吉宗の側用人、小笠原肥前守胤次有馬兵庫頭氏倫、加納近江守久通三人の手に歸しぬ、彼等が一意間部新井を窘迫せんと欲するがため、綱吉の時に用られし佞倖の臣、相並びて進む。然れども尙武の風尙は一時行はれしのみ。而して非改革の惰力は永久に存しぬ。

三百九十六節 富力武力を呑み、大農小農を呑み、市町村落を呑む

蓋し此時に方てや社會組織の根本は殆ん

ど全く動搖しつゝ、初まれり。武士なるものが社會の中等民族より出で、其族人、奴隸の勢力によりて、一躍して貴族となりしが如く、今や一百三十年の泰平は中等民族をして一大發達を爲さしめたり。貞享元祿の交より已に生じたる富と武權の衝突は、此頃に至つて益す甚しく、武士の生活益す上りて収入愈よ足らず。故に足輕を養ふ能はずして日雇にするものあり。故に若黨徒士の受負を業とするもの、江戸市中に一萬餘人を生じ、遂に切捨御免の特權ある武士の門

前、商人が喧嘩して負債の返還を促がすものを生ずるに至り、武力によりて建てられし社會は富力なる新原素の爲めに動搖を來しぬ。而して一方に於ては武士が恃みて以て國本とせる農民も、社會的生活の進歩に巻き込まれて、漸々其産を失するもの少からず。徳川氏の初めに於ては王朝時代の土地國有の思想を遺傳し、田地の永代賣買を禁止、石高一石、地面一町歩以下の所有は之を分配するを許さず。獨り分配を許さざるのみならず、土地を分割して殘餘する所十石一町に充たざるものは、之を分割するを許さず。故に子弟を分つて家を爲さしめんと欲するものは二十石二町歩以上の田園を有する大身ならざるべからず。之より以下の小身は子弟をして獨立して地主たらしむる能はず、小作人たらしむるか、市民の二郎たらしむるか、二者の外なきがため、小農は漸々滅却して小作人と勞働者とを生じぬ。田制の此の如くなると共に、農民も今は蕎麥を作りて祭禮に會食し、煙草を吸ふに至り、栗、柿の如き菓實の外に甘味を知らざりし彼等は、今は砂糖の味を解し、純黒、純樺、純青の外に文彩の服を知らざりし彼等は、織紋付の服を有し、禮服としては小紋を用ゆるに至り、草鞋の外に、眼に觸れざりし彼等は、今は其庄屋名主の少年が、紫の襪を穿ち、袴を着くるものあるを見るに至り、大家の大饗にも自家醸造の濁酒の外、用ゆるものなかりしに、今は酒は公許せられたる酒屋に賣らるゝに至れり。社會的快樂の此の如く進歩すると共に、彼等の生活は上れども、生産は之と共に進まず、

租税の負擔は却つて重きを加ふるも、輕きを加へざる也。此に於てか田地の永代賣買は禁止せられたるに係はらず、小農は漸々其産を賣つて小作人となり、市に出で、労働者となり、十石一町以上の小田を分つべからずとの法令も行はれずなりぬ。故に農民の實力利益減少し、幕府創業の時より、代官が町村に租税を課するや、總百姓悉く其租税附課帳を見て爪印して之を諾せるを例とせしに、今は總百姓は村邑の事、一に庄屋名主の大身に一任するに至りぬ。此の如くして都會に於ては武士が商賈に屈せらるゝが如く、田舎に於ては小農は大農に併吞せられ、富の勢力は市民と郷紳とを合せて一の新階級を作りぬ。此に於てか士農工商と稱して、最も士を尊とび、之に次きて農を尊とみ、之によりて組織せられたる封建社會の基礎は、漸やく根底より一變せんといす。

三百九十七節 肉慾の天國、江戸大坂の比較、南人の戀愛思想北人を感化す 富の勢力此の如く大なるも、不幸にして此富の所有者は道義の感化を蒙らざるものなりき。彼等は其忠義を献すべき主君を有すること武士の如くならず。彼等は今日の如く社會の公事に關係して其心を勞するの責任を教へられず。教へられたる道徳は親に仕へ租税を怠る勿れと云ふ一事のみ。彼等は餘まれる富を有して、之を用ゆるの道なく、餘れる時を有して、心身を勞すへきの道なし。彼等は自然の勢として色と食とに財を投せざるべからざるに至りぬ。時恰かも敵國外患なく、内訌、謀叛なく、政治

の責なき將軍武士は謳舞豪奢に陥り、基督教亡びて寺請の制立ち、日本國民は何人にも皆な佛門の檀那たらざるべからざるを以て、佛僧が墮落して色界の餓鬼となりし時なりしかば、富の所有者も、武力の所有者も、上下擧げて満足安逸して色食の奴となり、妓女は市中の到る處に養はれ、寺院神社の門前は其の最も甚しき巢窟となれり。身を捨て、比丘尼たるもの、盛裝して市中を歩し、色を賣り比丘尼の妓院を立て、業とするものありき。男色を以て業とする市街あり。淨瑠璃の京都大阪より江戸に入るや、此風更らに甚しきを加ふ。大低、貞享元祿の前關東は猶ほ北人殺伐の風を存して、男女の間極めて淡白なりしも、淨瑠璃によりて、歌はれたる南人の戀愛的思想が、纏綿の聲、巧妙の文によりて江戸人を感動せしむるや、春風の花の笑ましむるが如く、江戸人は男女の間の戀愛の味を解し、小説的情事を生ずるに至り、江戸を中心として、此の思想は四方に波及し、大阪京都人の心中（情死）は漸やく北方人の間にも行はるゝに至れり。南方人の北方を感化する、獨り此に止まらず、西鶴が大阪人士の社交的家居的生活を寫すや、責任なくして財産と時間あり、高尚なる道義なくして肉慾主義の頂上に達したる平民的生活の暗中快樂は、明々地に畫かれたりしかば、武士の躰面、御上の掟、驕奢抑制の法令によりて、幾分か淫逸を制止せられたる江戸は、大阪平民の裸躰的快樂を見て迷ふが如くに熱するに至り、正徳四年大奥の年寄繪島宮路の兩女が其侍女數人を従へ寛永寺増上寺に代參

町内にて家屋賣
買の節町禮を無
用たくし振舞を無
令を重れ、名主
組へ銀二枚、五
内家持へ毎一人
本に止らしむ。

足らずと爲す。時に京都の公卿、已に政權を失すと雖ども、學問に於ては京師は猶ほ天下の中
 心たりしがため、仁齋の立つ所最も高かりき。加ふるに仁齋氣宇高邁、敢爲の心を和らるに、
 學問を以てし、温厚にして勁烈、最も人の長たるの資を有し、仁義を身に行ふて君子の儀標
 を示めし、宗學を主とする林氏一派の固陋狹隘なるに似たりしかば、四方風を聞ひて之れに従
 がひ、其の子東涯と聲名天下に聳へ、仁齋は肥後の細川侯に聘せられ、東涯は紀伊侯に聘せら
 れしも、共に却けて仕へず、江湖に逍遙して諸生を教ゆるもの四十餘年、日本國中、仁齋の
 弟子を出さるゝもの飛驒、佐渡、壹岐の三國のみ。林氏、幕府の政權を以て、宗學を天下に強
 行せんとするも、其の信望、彼れに及ばざること遠きがため、宗學は之がために一大打撃を受
 けたりき。仁齋と全時に、木下順庵ありまた初め京都にありて帷を下して諸生を教ゆ。其學、
 主とする所なく詩文に傾くと雖も、從遊の士自ら一派を爲して樹立する所あり、後加賀侯に仕
 へて綱吉のために召されて儒官となるや、林氏の外、學者仕進の門を作りしかば、宗學以外の
 大勢力となり、其門人新井君美、室鳩巢、雨森芳洲以下、幕府諸侯に仕ふるもの少からざるが
 ため、宋學の宗家たる林氏の權益す減するに至りぬ。已にして徂徠出づるに及びて、仁齋の跡
 を追ふて仁齋を攻め、宋學を攻め、亭然として自ら卓立し、遂に學門界の一大變革を起すに至
 りぬ。徂徠初め、柳澤吉保に仕へて其の書記となる。已にして柳澤敗れて退くや、帷を下して

七月評定所の腰
 掛に投書箱を設
 け、官吏の非曲
 等を訴へしめ、
 等文等によりて
 訴ふるものを採
 ちさるるを令す
 九月秋生徂徠を
 老中の家に召し
 て六諭の義を譯
 講せしむ、清主
 の球程も、清主
 進めし人も、清
 進めし人も、清

享保七年正月古
 書を搜索す。古
 二月秋生徂徠、
 將著はしめて、
 著はしめて、
 徂徠の論語、
 學庸解成る。禁
 寺法事の慶應を禁
 止酒三献三献に五

小石川の町醫小
 川篤之助を安箱に
 授書して貧民救
 治の施薬院を立
 す。即ち採用し
 つ。小石川の薬園
 の傍に之を立
 心。中話の讀賣を
 禁。ト好色本を
 絶。ト好色本を
 山田嶼三三歳
 官に徴れて儒
 官とす。三三歳
 享保十年五月新
 井白石死す六十
 九。享保十年十一月
 江戶の紀國屋源
 兵衛門の野村新
 兵衛の三人に米
 穀を買ひ集るの
 特權を與ひ、且
 つ。大坂に米相場
 所を立つるを許
 して賣買するを

諸生を集め、天下の學者と交る。當時、明の遺臣日本に來往するもの無數なりしが、清已に眼
 に代るや、其商賈文人また來往を絶たず、支那大陸の珍器、異寶、書冊の敬重せらるゝ如く、
 明音は文明國の語言として尊重せられ、明音によらざれば、支那の詩文經義の眞義を知るべか
 らずと云ふものあるに至り、柳澤吉保の如きは、其家臣をして、明音を以て經義を討論せし
 むるに至り、修辭は經義講究の第一義として重せられたり。徂徠もまた此形勢に教られて、
 修辭を以て支那學研究の第一義とし、一方には李于鱗、王元美の説によりて、古文辭の説を唱
 へ、一方には此の修辭學の助によりて考證を初め、經義歴史に新見を下だして曰く、仁義道德
 は名のみ。天に出るものにあらず、聖人天下を安んずる所以也。彼は朱子陽明等を奉して、
 心理學的に道德を論ずるを排し、經世安民の物質上より、道義の標準を定めんとす。彼が仁齋
 林氏を責むるや、恰かもミルベンタム等の功利論者が、道義感情論を攻むるが如くなりき。彼
 は王安石の如く、春秋を以て爛爛朝報となし、王霸の辨を以て、空言となし、孔子をして時に
 逢はしめば、管仲の用を爲すべしと爲し。其言奇聳、縱横、已に心理學的論に飽ける者をし
 て、靡然として従はしむ。加ふるに其性情磊落にして、奇拗、少年の心を惹き、吉宗將軍とな
 りて新井君美の退けらるゝや、幕府に召されて其議論を問はる。其勢威堂々乎として朱子派を
 倒さんとするものあり。而して仁齋、徂徠等其獨創の見、辯論の雄、皆々遙かに支那二十四朝

ふる時、其家々
まで金屏風を用
つて其家の強請
して財を食ふを
拒絶すべきを令
す。地より火を失
して、淺草に及
ぶ。三月、阿蘭人國法
を輕するものあ
り、且つ其商賈長
崎に永住の俗を
禁す。四年、五月、櫻町帝
位を太子櫻仁に
禪る。之を桃園帝
とす。時、七歳、
母は姉小路大納
言實武の女、實
子也。太政大臣
藤原道香、關白攝
政す。

は吉宗が朝廷を尊崇するを嘉みし東照宮(徳川家康)が下を鎮め上を敬するの勳功、長く天下に
忘るべからずと詔し、また其皇子の關東に下るや、將軍吉宗に見ゆるに如何なる禮を采らんかを
問ひしに答へて將軍を見ること、猶朕を見るが如くせよと云ふに至りぬ。此の如き温恭、拱手、
天下靜平の恩を將軍に歸する君主を得たるは、實に幕府の幸なりき。加ふるに吉宗の政策、多
く反動政治にして、勃々として興くる新勢力に添ふに足らずと雖も、また大過なく、廉直の性
は往々美事あらしめたりき。例せば明判官大岡忠相を用ひたるが如き、將軍の鹵簿を輕ろくし
たるが如き、貧民施療所を起せしか如き、皆々美事として傳ふべきものにして、其他法令の改
革また取るべきもの少なからざりしかば、一時の小康を得たりき。

四百一節 譜代制度の欠點、上下醉生夢死の時

然れども此小康たるや死水の靜止するが如き小康にし
て、固より流水の如く日夜に變する新勢に應ずる能はざるものにして、幕府は已に時勢の潮流
と相離れつゝ初りぬ。而して幕府をして此の如き地位に立たしめたるものは、實に其の譜代制
度に外ならず。家康が彈丸黒子の地より起り戰國急潮の中に立ちて、一侯國を起すや、實に譜
代の制度によりて部下の衆心を繫きしによると雖も、此制度たるや急變多端の時に用ゆべく、
泰平無事の日に用ゆべからず。何となれば天下事あるや、温飽の執統子も、猶ほ能く時世の教
育によりて人物たるを得へしと雖も、無事の日にありては、常祿は有爲の人物をも變して狂愚

ならしむべければ也。然れども家康は譜代制度の利益を見て、其欠陥を見る能はず、之を幕府
の最大原理として、後人に垂訓せしかば、今や其の弊害は漸やく事實の上に露はれ來りし也。
固より舊法、舊習、舊人、舊家を用ゆるの制度は、實際不便利のために幾度か破られたり。然
れども破るべからざる一大骨子は、旗本諸士の家に存す。彼等の祖先は一身死生の道を來往す
る武士なりき。今や彼等は驕惰にして馬に跨るを厭ふ都人士となれり。彼等の祖先は戰場の功
名のためには、主君の命をも奉ぜざる熱頭子なりき。今や彼等は小廉曲謹を以て能として、禮
節の末を争ふの徒となれり。彼等の祖先は才能勇武を以て取られたり、今や彼等は凡庸子の府と
なりしか爲め、才能の士を用ひんと欲せば、之を武士以外若しくは武士の最下級に求めざるべか
らざるに至りぬ。勘定奉行神尾若狹守春央、勘定吟味役堀江芳極が伊豆三島の農民より出でしが
如き、其一例にして民政租税の事、多く農商より出でし官吏に一任せざるべからざるに至りぬ。
此の如く實際の必要は往々破格の登庸を爲さしめたりと雖も、新時代の勢に應ぜんとせば、全
く譜代の制度を廢せざるべからず。然れども譜代は廢する能はず、新人物は用ひざるべからず。
此に於てか、數は法禁を重ねたるに係らず、遂に養子の制を許するに至り、政權の上に於ては
また小姓、側用人等を重用せざるべからざるに至りしが、初めは用人、小姓の事を用ゆるや、
私かに權を揮ふものにして陰密の勢力たるに止りしも、今は公然、出で、政局に當るに至りぬ。

家長に對する忠義の風も、また漸やく平民の家庭に生じ、其肉體を毀傷し、甚しきは生命を擲つて、其主人の危難に代らんとする年季雇人を生ずるに至りぬ。是れ武士の社會に於て奴隸の制、廢して自由人民の自由抗争となり、之より優劣の別を生じて、忠義の風を生じたと同一の經過にして、最初の奴隸は、中ごろ任意の去就となりて、遂に年季者と家長の間に主従の新關係を生じたる也。また江戸大坂の二市は、此頃より通衢大街は純乎たる瓦葺の街衢となりぬ。此かるほどなれば幕府諸侯が、全力を盡くして市府を壓せんとするにかゝはらず、市府の權益す強大を加へたり。

四百三節 土風の三變、農民諸侯に反抗す

此かる社會の新勢は、何人も之を論辨せざりき。然れども

人民の直覺力は、最も鋭敏に之を看取しぬ。戰場に従ひたる家の子弟黨は、一變して年季を以て去就を決する若黨となりて、武士の風一變し。學問藝能進みて、劍法すら知らざる者を生ずるに至りて、武士の風再變し。生活の便進みて、世祿進まず、武士の威力も財力の前に屈するに至りて武士の風三變す。市民は此の秘密を知るが故に、財力を以て武士を窘迫するの術を解しぬ。農民は此の秘密を知らず、知らずと雖も、彼等は無意識的に其の弱點を感ずるが故に、誅求に苦しむ最後の手段として、徒黨團結して諸侯の下吏を放逐せんとす。寶曆八年美濃郡上城主金森兵部大輔賴錦、其領邑の租税を收むるに、從來の習慣たる定免を改めて、檢見取とな

淺草御方 萬餘 飛州木村 元伐川下 御普請役 諸入 金九千兩 川御入用 金三千兩 銅瓦御買上代 武州中津川 甲州雨畑山 州山中領信州 遠山材木伐出 金五千四百兩 在方品々小入 合計十三萬八千 四百七十兩 七月朝鮮貿易の 利少きを以て三 年間宗對馬守に 毎年一萬兩を與 寛延四年の令を 廢し役者より出 身する者雖も 變能にて出身し 養子を取らしか 他同一ならしむ 五月小普請島田 王計利久、姐家 に流連し妓女を

蔵くすを以て流 刑に處せらる。

さんとす。農民命を奉ぜず、賴錦下吏をして反抗せる農民を罪せしむ。農民猶ほ従はず、所在相起りて遂に江戸に出で、幕府に訴ふるあり、賴錦また幕府の吏人に賄ふて、之を執へて罪に陥とす。此に於てか農民團結、其三十三罪を數へて、席旗を翻へし竹槍を揮ふて、下吏を追ふ。農民が其領主に抗せしことなきにあらず、然れども其罪狀を數へて、徒黨を起すに至ては徳川治世中、之を以て初とす。之より賴錦遂に幕府の彈斥する所となりて其封地を失し、其子弟、士籍を削られ、農民もまた其魁首二人は獄門に首を曝され十人は打首に處せられたり。然れども賴錦諸侯の身を以て農民と争ふて敗るゝの一事は、無意識的に封建制度の弱點を知りし國民をして、有意識的に其乗ずべきを知らしめ、越へて九年日向見湯郡の民、徒黨して去り、明和元年には武藏秩父郡八幡山の民、非政を幕府に訴へんとして、檄を遠近に傳ふるや、上野下野の民また之に應じ、集るもの二十萬人、蕨驛に至り、郡代伊奈備前守の鎮壓する所となりて事已みぬ。而して寶曆十年二月將軍家重内大臣より右大臣になり、世子家治大納言を以て右近衛大將を兼ねるの日、赤坂今井谷より火を失し、翌日また神田佐久間町より火を出して、江戸の大半を焼くや狂歌を落首して、世子を嘲るものあるに至る。此の如くして寶曆の末より農民の亂、年々歳々、已むときなく、封建制度唯一の擔保たる武士の威力も、最早や絶體的に恐るべきものにあらざなりぬ。

四百四節 政治的冒險者の輩出、竹内式部、山縣大貳

此の如き新舊社會の變遷に際しては、兩勢力の圖

外に逸したる浪遊者を生ぜざる能はず。此の浪遊者は文字あり、智恵ありて、武士の地位を得ざる農商工より出でたり。或は武士の名あつて生活の便なき階級より出でたり。彼等は浪人と稱して地方都邑を徘徊して、良民に衣食を仰かんとす。其才幹あるものは、大官貴族を干して事を起さしめんとし、其幕府の大官を干すものは、功利の説、殖産の計畫を以て之を干し、其京都の貴族を干すものは、政權分配の不平を以て之を干す。而して京都の公卿を干すものは、封建制度の弱點今や明々地に現はれ來りしを看過する能はず。第一に此の形勢を看破して公卿を動さんとせるものは竹内式部なりき。式部は丹後の農にして、武技あり、讀書を好み、京都に出て人に教ゆるもの數年、遂に、徳大寺、壬生等の公卿と交を結び、事に托して王覇の辨を以て之を動かす、公卿或は之によりて弓術を學び騎馬を習ひ日夜武技を講ずるものあり。關白及び傳奏之を幕府に告ぐ、幕府即ち式部を江戸に下して之を追放し、從遊せる公卿十七人を貶黜す。已にして寶曆十年五月、將軍、多病事を見る能はざるを以て職を世子家治に讓るの後六年、明和四年八月山縣大貳藤井右衛門等の事あり。山縣大貳は甲斐の與力にして信玄の驍將山縣昌景の後なりと稱し、兵學に通ず。其弟、人を殺すの故を以て追放せらるゝや、大貳江戸に出で、兵學を以て諸侯大官の間に入出す。生平、慷慨にして氣節を負ひ頼朝幕府を開きしよ

六月、公事訴訟
願請を速決して
冤枉して獄中に
死する者勿らし
む。呻吟する者
十年神田より出
火して深川を燒
く、吉宗五替の
罰を定めしより
四五年以來より
大に民路頭に迷
ふの市路頭に迷

五月將軍多病事
を見る少なし、
即ち位を世子家
治に讓る。

り王道地に落ち、皇室凌夷するを歎惜し、柳子新論を著はして王覇の辨を論じて、王政の回復を説く。上野小幡の城主織田信邦の家老、吉田玄蕃最も彼を尊信す。然れども彼をして單に王覇の辨を爲すに止らしめば、これ吉宗が識認したる水戸の大日本史と同一の議論にして、毫も幕府に問はるべき理由なかりし也。彼は王覇の辨を爲すに止らず、兵學に托して吉田玄蕃に授くるに、兵を箱根山に用ゆるの策と、西風に乘じて火を放つて江戸城を燒くの策を以して、暗に之を動さんとす。時に京都正親町家の士、藤井右衛門また大貳に従つて遊び、王室の衰微を慨嘆し、覇者の政に平ならず。往々人に對して慷慨を洩らす。小幡の僧梅叟、及び桃井平馬等之を密告す。即ち執へて大貳を死刑に處して右衛門を獄門に梟し。織田家もまた其封を殺がる。或は云ふ竹内式部も大貳に従遊せりと。慶安の由井正雪等は元龜天正以後の浪人問題の最後にして、竹内山縣等は後來幕府を倒す浪士問題の陳勝吳廣たるもの也。

四百五節 田沼意次の外藩援引策、群黨黨人を攻む、意次の崩斂

此時に方つてや幕府にありては老中、松平

武光、堀田正亮、西尾忠尙等、老實の資を以て志を合せて將軍を補佐すと雖も、家治事を田沼意次に一任せしかば、政權全く其手に歸し、三百石の小身は頻りに累進して五萬七千石を領して、遠江相良の城主たり。側用人より轉じて遂に老中となる。時に幕府の中、黨派の分るゝ前古比なし。將軍の親近を得たるものは一黨を立て、老中等幕府の權を取るものまた一黨を立て、

寶曆十一年二月
小幡、宅地を又五
郎として、罰せら
る。四月公事吟味六
ヶ月以上決せざ
るものは老中に
届けしめ、更に
城決せざるもの
は其何故たるを
届けしむ。十二月
に新地を寄附し
寺院が本山を離
して獨立し發給
て新寺を立るを
禁す。

十三年四月朝鮮
の使來る、大坂
より江戸に至る
人馬貨錢九萬七
千兩を宗氏に與
ふ。五月閑院宮の財
政に窮するを以
て將軍の夫人を
贈り、年々三百兩を
賜る。明和元年正月朝
辭人、詩文の應
答の外、漫に筆談
して、自國を賤し
む。の風なからし
む。唐松に渡す煎海
軍、千餘艘を
作る。十二月朝鮮人參
を、内國に試植せ
し。に、其効顯る。あ
らざる。外品を以て、よ
必しも。武藏秩父郡八幡
山の農民數百人、
強訴せん。其張本、人
を、追て、其張本、人
を、殺る。す。

將軍の寵姬に屬するものまた一黨を立て、世子に屬するものまた一黨を立て、水戸侯は幕府創業の時より常に治外法權を有するが如くして一派を立て、名分を正すを主とし、幕府の中、將軍の親近を失して、名分論によりて寵臣を攻めんとするものは、常に水戸侯の力を藉るの習あり。而して世子黨と老中黨は常に相反對する二個の政黨の如く、世子立つて將軍となるや、世子に屬する黨派、幕中府中の權を取るを常とし、兩黨の間常に反目す。其他の小黨は此の二大黨の間に去就するに過ぎず。田沼意次は已に將軍家治の親近を得て、老中の首座となり、其黨水野出羽守忠友、米倉丹後守昌晴、稻葉越中守正明を要地に配せしかば、宮中府中の權悉く其手に歸す。水戸、尾張、紀伊の三家彼を好まず。家治の寵姬津田氏また意次の專權を憎みて之を制肘せんとせしかば、彼は柳澤吉保が十分の満足を以てして、猶ほ三家と將軍夫人の歡心を得る能はざりしが如き地位に立ちぬ。此に於てか彼は外藩の力によりて三家を制肘せんとし、一橋治濟の子家齊を養つて世子となさんと許諾を得たり。家齊は薩摩の島津重豪と婚を通ずるもの也。三家好まず、奏して之を遮らんとするも意次省みずして之を斷ず。已にして三家また外藩の女を世子の夫人たらしむべからずと論ず。意次、重豪に教へ強訴して之を遂げしむ。島津氏已に世子の外戚たるや、意次また其大廊下に列席して諸侯と位を齊ふるを免じて越前加賀等の客分と其席を同うせしむ。三家また争つて得ず。益す意次に平ならざりしかば、重豪

二年多紀安元
千五百坪の地を
貸し、醫學校を
て、醫學館と號
す。七月町醫日
庵其著本草綱目
考異を献す。門
徒を、獄に投ず。
四月大坂に銅座
を、設け、全國の
を、總轄せしむ。

益す彼を徳として、贈るに長さ三間の白銀船を以てし、盛るに綺羅金銀を以てす。意次また筑前黒田の重臣美作を募るに國主の任を以てして之と盟を聯ねて、以て外援としぬ。此の如くして三家内より彼を制するや、家康より疎外せられたる外藩の勢力滔々として殿中に入り來らんとす。赤熱の戀奮派は皆な彼に不平なりき。然れども一人も之と抗するものなくして皆な彼の前に靡披せしかば、其權中外を傾け賂遺其門に滿ち、堀田相摸守の如きは三千兩の金を以て大坂城代の職を買ひ得るも、一たび意次を見んことを欲し、其家において事を用ゆる四人の士に一百二十兩の賂遺を爲せしも、其金の少きかために面會を得ざりき、十萬石の諸侯にして此の如くなりし也。また當時の諸侯諸士、争つて蘭人に托して器物を作らしめ、之を以て田沼の門に媚びんとせしが、曾な田沼の定紋たる七曜を刻ましむるより、蘭人、七曜を以て日本國民の好尚と信するに至りき。故に時人田沼は望むべからざるも、將軍或は望むべしと云ふに至る。此に於てか志を得ざるもの皆な圍視して之を憎み、流言之に集まる。彼は前世子を毒殺せりと云はれたり、彼は寵姬津田氏を毒殺せんとして果たさすと云はれたり、彼は一橋治濟、島津重豪と共に叛亂を謀らんとすと云はれたり。彼は賂遺によりて無罪を殺ろし、有罪を生かすと云はれたり。然れども彼は必しも此の如きものにあらず、唯一の罪は幕府の財政を整理せんがため、商人を誅求したると、外藩を延きたるの二事にあるのみ。蓋し幕府の歳計豫算は寶曆五

八年四月來る五
年の歳出を豫算
して金十一萬二
千七百兩餘及び
銀三百貫目とな
す。寶曆五年の歳計
より減するは二
萬千六百餘兩に
政の窮迫以て知
るべし。

安永元年二月江
戸目黒行人坂より
廊内に入り本所
日本橋神田下谷
津草に及ぶ已菊
してまた本所菊

阪町より出火し
て一里及ぶ所を
焼く。仙臺に許可
し戸に入る。其の
下に物價を高値
としむるを以て
也。三年三月再び
戸に鑄錢を許る
す。徳川太平、天明
三、四年、仙臺津
南、北、仙臺、津
死、多、仙臺、津
羽、州、仙臺、津
物、語、回、秋、山
部、領、國、秋、山
い、小、山、の、如
置、つ、つ、の、如
何、死、つ、つ、の
二、死、つ、つ、の
き、三、つ、つ、の
は、大、つ、つ、の
ゆ、大、つ、つ、の
さ、大、つ、つ、の
ゆ、大、つ、つ、の
さ、大、つ、つ、の
ゆ、大、つ、つ、の
さ、大、つ、つ、の

年。に於て已に定まり、八年に至りてまた十一萬二千七百兩と銀三百貫目に減したりと雖も、是れ經常費にして此外、臨時の費目、殿中、寵姫、世子等の費用に至ては、遙かに經常費の上に
出づ。之より前敷數ば士民に儉約の令を下すも、殿中は更らに儉約せず、當時世子が其生母を
饗應するや、二十餘歩の間、左右に珍寶、奇器、綺羅を并羅し、其目の注ぐ所、從屬の官吏悉く
之を收めて生母の許に送くるを常とす。是れ獨り生母に止らず、高貴なる饗應皆な此の如くな
りき。故に幕府の財政は益す窮して新たに財源を得るの外なし。意次已むを得ず新法を案じて、
大坂の富商をして財本を出さしめ、幕府自ら之を諸侯武士に貸與し、其利子の七分の一を幕府
に納れしめて成功するや、更らに之を全國に及ぼし農民は持高百石に銀二十五匁、町人は間口
一間に銀三匁、宮、門跡、尼御所の外、寺社山伏は金十五兩を五年間、幕府に出さしめ、また之
を諸侯武士に貸して、幕府其利子の幾分を利せんとす。其他新たに税目を起すもの少なからず。
若し幕府の求むる所此に止らば猶ほ可也。然れども國人は此外更らに諸侯武士の誅求に應せさ
るべからざるものありしかば、殆んど其の堪ゆる所にあらず、雷々として不平を訴ふ。

四百六節 江戸の大火、明和の大疫癘、淺間山の噴火、天明の大飢饉、意次の失墜 之より先き寶曆十年江戸大半
焼失し、造營未だ全く成らざるものあるに、明和九年二月目黒の行人坂より火を發し、本郷淺
草下谷谷中を焼き、江戸の大半灰燼となり、幅延一里、長さ四五里の荒原を生じ焼死するもの

四百餘人に至り、火滅せざるもの二日。已にして八月に入りて大風大雨ありて全國の收穫、爲
に失すること大半なるに安永二年の春より疫癘大に行れて、死者相次ぎ、二月より五月の間江
戸市中のみにて死者十九萬人に達し、遠州日阪の近傍に至ては人烟殆んど盡くるに至る。已に
して天明二年七月淺間山噴火して岳麓の村落全然荒原となり、草木人畜殆んど滅亡し、死屍、
樹木、流れて江戸川に浮ひ、災害の及ぶ所四十里。上野、信濃、武藏の三州人心洶々として安ん
せず、所在相起つて領主に抗す。已にして連年風水疫の結果は、天明三年に至つて古今未だ曾
つてあらざる凶年を生じ、米價騰貴し、國民食を得ず、犬猫鼠を食ふて盡くるや、草根木皮を食
ふに至り、餓孚道に横はる。中につきて四國關東、奥羽最も甚しく、飢民、百千隊をなして食
を尋ね食を得るや同胞相争つて食ひ、食を得ざるや父子夫婦枕を并へて倒れ、呻吟の聲數里に
徹し、樹下草間、屍骸累々として横はる。天下皆な之を以て田沼の執政に歸して、天人共に之
を怒ると爲す。意次即ち先づ脅迫貸金法を廢して衆心を安んせんとす。また將軍の寵姫津田氏
と和して内憂を防かんとす。然れども事已に晩かりき。依田豊前守、津田氏を遮きり濱御殿に
於ける意次の應饗に與からざらしむ、是れ其の毒殺せられんことを恐れて也。意次、依田を責
め、依田家に歸つて自殺す。水戸侯、意次の所爲を難ず、大勢漸く意次に背かんとす。已にし
て天明六年八月將軍家治病あり、瘧へざらんとす、意次、町醫若林敬順の藥を勸むるや、家治

時江戸の町數二千七百七十八町、家主二百八十萬八千五百餘人、男女老幼七十八萬八千五百餘人、僧侶四萬三千九百餘人、神主三千五百八十八人、山伏七千八百八十人、吉原男、女、計一千五百三十六人、此月大坂の米價一石につき銀百九十目、米穀の積貯米を貯へて炭を積貯するも、炭の價を以て悉く之を買ひ取りしむ。

八年正月柴野彦と召されて儒者を

えて寺門の繁榮を願ふ僧侶は、其改革を以て不用の事となし、學士は冷然として之を笑ひぬ。彼は諸侯を味方とする能はず。大藩の君主、故らに其令に背きて以て快としぬ。彼は其下僚をも手足の如くに使用する能はず、彼等は唯冷然として其法令を下に傳ふるのみにして、實行を期せざりき。一代の風潮は彼に與みせずして、生活の進歩は、滔々たる洪波の如くに士人を卷き去り、彼が高價なる菓子を禁じたる法令の下に煉羊羹は生じ、彼が三百五十目以上の女服を禁じたる法令の下に、金絲繡取の服は商家の子女によりて着られ、富の勢力の下に藏れたる平民の勢力は、海嘯の如く封建制度を呑まんとす。

四百八節 學問上の人心を統一す、當時學問の沿革、折衷學、考證學、心學 定信は此の如き形勢變化の原因を解する能はず、思らく、是風俗の亂れたるがため也。風俗を匡正せんがためには、學問を以て天下の人心を一統せざるべからずと。彼は儒道に通じ、和漢の歴史に通じ、和文學に通じ、其和文隨筆は文學者として優に一個の地歩を占めしむ。故に天下の文人を待遇するやまた極めて篤かりき。安永八年彼が焼失したる皇居經營のために西下するや彼は中井積善を大坂に訪ふて、時政の批評を求めたりしかば、積善は草茅危言を著はして之に答へぬ。彼は賴裏の日本外史を著はしたるを聞き、其子をして之を求めしめ、之より山陽は一代に識認せらるゝに至りぬ。此の如く文學に篤志なる彼は、天下の學士に一視同仁なる能はず、天下の人心を統一せんものは、柴

賜はる、皇居二條城以下、邸宅六十九、社寺千八百三十三、戸數三十三、及二月松平定信月番を免補佐なる時、伏見奉行小堀和泉守政方、民怨を召くを責めて、其本領を官沒す、寛政元年正月本願寺浄土真宗を評定所に於て各急邊の沙汰及び難しきとして退く。六月朝鮮信使來らば費用に堪へざるを以て延期せんことを照會す。十月蝦夷國後藤動平松前志摩守之を平らぐ。九月外國藥艸を民間に廣むるの令を發し、何人の自由を與ふる三年九月筑前長

子學の外あるべからざるが如くに信じたり。故に彼は一切の驕奢を禁じたるが如き心術を以て、寛政二年、遂に朱子學の外、異學を排撃するの令を天下に下し、之を以て天下の人心を一統せんと欲す。元禄享保の前後を以て勃興の時代とせる文學は今や正しく分配の時代に會したり。勃興時代にありては伊藤仁齋、東涯、荻生徂徠、木下順庵、新井白石等の諸豪四方に起りて、各自自ら樹立する所ありしも、文學の分配に至つては、其の範圍極めて狹隘なりき。今や勃興時代を去る七八十年、文學の効果は漸やく世間に識認せられたり。生活の進歩は平民の間にまた文學の快樂を輸入したるがため、文學は一層廣き範圍の間に擴充せられたり。然れども其門戸多くして黨同伐異の風益す甚しきを加へ、而して此の普及せる文學は、不幸にして朱子學に反するもの多かりき。幕府の當初文學の初めて起るや、林氏、朱子學を奉じて幕府の學政を司りて以來、朱子學、靡然として風を爲せしが、最初に之に反せしものは中江藤樹、熊澤蕃山等の王陽明派にして、次に山鹿素行あり、已にして伊藤仁齋出で、漢魏の古注に托して宋儒の説を駁するや、天下震然として動き、荻生徂徠出で、また一家の説を立つるや、漢魏よりも更に深く遡りて、孔子の學系すら動されんとし、朱子學の勢力殆んど落日に向ふ。之に加ふるに木下順庵、更らに將軍宗吉に召されて儒官たるや、其門下彬々として人才を出し、朱子學派の統領たる林子の權また漸やく微也。而して更らに驚くへきは林子の門下生徒にして朱

門石見の海岸に異松を見たるを以て、外松取を令し、異松を萬一に備ひ、静に筆談を語せしめ、之を拒絶せしむ。又、また諸侯の往返、古の海路に當りしものも、當時より陸路に於て海に命を以て航するに熱せしむ。伊豫人尾藤良助、幕府の儒官となり、二百俵を賜はる。十二月町法を改正して町入用金を減額し、其の七分を積み貯金として、二分は地主の利益とし、一分は町入用の費用に供せしむ。四年正月肥前島原領噴火山破裂す。七月麻布袴橋より火を發して小石川に及ぶ。九月寄合番士小曾請目見以下

輩の學問を聖堂に試む。科書小學を歴各々其好む所を以て之を試む。四年毎に之を行ふ。女中五十年の婦人、納奉公人の如くする。九月漂流して露西に幸ふ。二年間、將軍の幸太夫を止めて、且つ二人をひ、郷里に歸らむ。七年八月上總下總の不受不施派を禁す。十月婦女の髪結を頼るを戒しむ。八年五月松平肥前家の來古賀彌助を儒官とし、二百俵を賜ふ。尾藤二州都下に小學を設けんことを責め、其不行状を査し、其甚しきものを遠島に送す。

子派を疑ふものを生じ、備前の文學、井上蘭台(嘉膳と號す江戸の人)の如きは林鳳岡の門に學びて、却つて朱子を駁し、心性は學門の先つべき所にあらざると爲し、孟子を排し、朱子を排し、伊藤仁齋の發明も猶ほ足らずと爲し、荻生徂徠も猶ほ影を追ふに止るとなし、古今の學派を歴訊するや、江戸の人井上金峨其門に學び、遂に漢宋の學派を折衷して、一派を立て、名けて折衷學派と云ふに至り、山本北山等其門に學びて徂徠派を攻撃して止まらずと雖も、また朱子派を奉ずるものにあらず。また京都にありては柳澤淇園政治に失敗したる名家の戚族を以て、仁齋の古學に和するに魏晉放達の風を以てして一世を嘲罵し、石田勘平、手島堵庵等、王陽明の學に基き、神佛の二教を調和して、心學の一派を起し、天子百姓皆な同一心性を有し、尊卑貴賤は位にあらずして、心を悟るの明暗に存すと爲し、人心已に萬象の本にして神なく佛なし、學典もまた要なしと爲し、卑言俗語を以て通邑大市に演説するや、百姓町人群を爲して之を聽き、武士もまた往々其門に入り、江戸に入つて一勢力となりぬ。此他考證の學東西に起り、論語の一書二十餘家の註あるに至る。要するに仁齋、徂徠、古人を歴訊して一家言を起せしより、朱子の學權地に落つると共に、學問の中心、憑據となるものなく、自由思想沸然として起り、學者皆な一家の言を爲し、仁齋徂徠朱子を壓倒して其上に立たんと欲して、放蕩、疎畀の氣習、黨同伐異の風、其盛を極む。これ偏狹にして曲謹、古を尙びて驕矜なる朱子派の堪ゆる所にあらず。彼等は皆な切齒して朱註の行はれざるを憤り、一たび光榮を回復せんことを欲す。儒學を以て一世の人心を警醒せんと欲せる定信は、政令の行はれざるを以て人心の統一せざるに歸し、人心の統一せざるを學說の統一せざるに歸するに於て、正しく此等の偏狹者流の感情を代表す。彼は學政に於てもまた反動家たりし也。

四百九節 官學私學の爭論、異學禁止の令 然れども已に朱子の學說にすら疑惑を挿むの勇氣ある學士は、定信の一令を以て撲滅し得べき軟骨者流にはあらざりき。加ふるに此學政の變更たる政權爭奪の憤氣、また其間に挾まるものありて、林氏の學頭にして四世を歴たる關松窓(永一郎)の如きは其退けらるゝや田沼意次の友人たるの形跡あるがためなりしかば、議論の相違と感情の反抗は、民間私學の徒をして鋒を揃へて、異學禁止の令を排撃せしめ、上命は默從するの外なかりし時代に於ても、彼等の口吻、風霜を含みたり。中につきて山本北山、龜田鵬齋、豊島豊洲、伊東藍田、塚田大峯、戸崎淡園、赤松滄洲等極力抗辨して最も畏憚せらる。學問復興の最初は儒佛の爭鬪にありき。已にして中ごろ儒林相互の爭鬪となりしが、此の如き五六十年にして、今や官學私學の爭鬪となりぬ。大學頭林信敬、また定信の爲す所を善とせず、上書して之を争へとも聽かず。定信其京都より聘したる讃岐の儒者柴野栗山の手を経て、異學排撃の政令を行ふ。已にして林信敬病を以て死するや、定信、岩村の城主松平乘蘊の子、衝が才學あるを

六百九十三

九年八月日曆坐
は日曆の札に
くして隨意に
せしむるを得
十一月寛政曆を
頒つ

十年二月、女子
の男子に三絃唱
歌を教ゆるを禁
ず三月關東長脇差
の徒を成敗せし
む十一月三月當時
荷ひ家達を賞商時
九百人に達す因
て之を七百人に
減せしむ

朱學之儀は慶長
以來御代々御信
用の御事にて既
に其方家代々右
學に御持代々事
に御付候儀に
候へば無御斷
候取立可申候
正學相勸み門人
共候然る所近頃
世に候上候新流
行風俗を破り候

類有之全く聖
學衰微の故に候
哉甚以不相濟
事候其方門人
共之内にも右
學純正ならざ
るも折節は有
之に相聞如何
之に候此如何
聖堂御取締殿
産助御田清助
も右御用被仰
付候事候へ
ば能々此旨申渡
し急度門人共異
門印禁じ猶又自
申合正學講究致
事相心掛可申候

見ても、勤めて林氏を繼かしめて大學頭たらしめ、尾藤二洲、古賀精理の二人を京都より招き、遂に異學排撃の法令より、一步を進めて異學禁止の令を布き、朱子派を奉せざるものは進仕する能はざらしむ。此に於てか徂徠等の輻輳して學問の覇權を西京より取りし江戸は、再び京儒のたみに征服せられたり。之より異學禁止の令を全國に及ぼし、朱子を以て根元學筋となし、之に背くものは往々禁錮を以て刑せられ、遂に進んで詩は李白杜甫を標準とし、文は唐宋八家を主とし、浮言遊辭を學ぶ勿れと云ふに至る。當時地方文學の小心たりし米澤の興讓館、岡山の學館、萩の明倫館、佐賀の弘道館、仙臺の養賢堂、熊本の時習館等、皆な朱子派を奉せしかば、異學の徒之より大に苦しみしが、江戸の異學者のみは、猶ほ峻平として官學と相攻撃したりき。

第四十節 和漢學の狀態、和學の研究、幕府を危ふす 此の如くして全國の異學は一網打盡せられたり。然れども異學をして盛ならしむるも、幕府は之がために其存在を議せらるべき理由なかりし也之に反して和文學こそ幕府の存在を疑ふの種子を世人の胸中に植ゆべきものなるに、却つて輕々に看過せられて、經大の發達を遂けたり。當時の漢文學は井上金峨出て、徂徠古文辭の説を排して、詩は中晚唐を取りて、文は韓柳歐蘇を取りしより、久しく醇酒に酔ふて將さに醒めんとしたるが如き社會は靡然として古文辭を擲つて、平易暢達に歸らんとするるとき、市河寬齋また宋詩を唱へて、清麗の一派を立て、詩社を結びしより詩風一變す。然れども文學上の産物として存するものは、山本北山の日本外史あるのみ。其他は多く各家の詩文集、經書の註解隨筆あるのみ。光榮は却つて和文學に於て見られぬ。和文學は享保の末、荷田春滿、僧契沖のために起されたりしが、加茂真淵、春滿の門に出るに及びて、古語解釋の學大に開け、古記古書の註釋せらるゝもの多く、已にして本居宣長、其門に出るに及びて、勉めて漢學者を歴詆し、自國の歴史を知らずして他國の文學に汲々たりとなし、熱罵冷嘲、餘力を遺さず。前後其門に遊ぶもの六百餘人、四十餘國に散在し、朝紳大官、また節を屈して彼に學ぶもの多し。宣長と同門の友、加藤千蔭、村田春海また歌を能くし、其古調新聲、殆んど一代を絶つ。此三人時を同じして、出るや、和文學は漢文學に對して嚴然たる一派の學問となるに至り、流風、天下を動かして和學研究の勢を爲し、遂に盲人塙保巳一をして和文學の大學を立て、和學講談所と號せしむ。幕府之を助けて國史の文庫を司らしめ、群書類聚の著作となつて古來の遺編、逸書、また漸やく世人に讀まるゝに至りぬ。而して此の和文學に潜伏したる古精神は、今人をして王朝時代の往事を追懷せしむるに至りき。國史を讀むものは、固より藤原氏以下源平武臣の争闘によりて、皇室が風濤の外に流竄せらるゝを悲しまざる能はず。假令身をして當時にあらしめば、北條氏足利氏に黨すべき者ならしむるも、千百年の時日を経過したる後より之を見れば、一片王朝を憐むの情なきを得ざる也。之に加ふるに和歌和文は、人をして自ら王朝貴族の優美閑

定信登城するに
夏に晒し染に
衣袴につくま
大奥に用ひる
箱に紐を付し
きも垂れてゆ
るも其の用は
信、其の長き
ぐるを言ふや
老女の長き武
長女の長き武
云ふの兆なり

し意次は才學の士にあらざ、一個の專權者のみ。定信に至ては文學者也。道學者也。經濟家也。而して凡べての方面に於て一個の學說を有し、定規を有し、凡べての社會をして此の定規に合せしめんとす。固より紀綱振肅の効なきにあらざと雖も、之と共に社會の自由快活の心を殺かざんば已まず。之を意次が眼中政權の一事あり、其他は社會の自由發達に一任し、技能、企業之士各々其の才を行ふの餘裕あらしむるに比し、社會は定信の政治に狹隘を感ぜざる能はず。此の如くして第一に民間才能の徒は之に反抗せり。市民は之を厭へり。諸老中も厭倦せり。而して最も厭惡せるものは大奥の女中、及び一橋治濟の一黨なりき。彼等は定信が事ごとく節儉を勸めて、些の餘裕なく、些細の費にまで論及するを聽きて平なる能はず。彼等は定信が節儉の美德たるを知つて、驕奢に類する大規模の費用も、其實また天下の經綸の要具たるを解せざるを厭ふ。此の如くして初めは安石の山を出るが如くに勸進せられたる彼は、老學究の如くに厭倦せられたり。故に定信が銳意意次の殘黨を窮盡して大奥女中に及び、一人を殘さざらんとしたるに係らず、群黨遂に彼を退けんことを將軍に請ふ。寛政五年七月將軍遂に定信を罷め松平信明をして老中の首座となして、定侯の後を承けしむ。信明は三河吉田の城主にして剛果、直諫を憚らず、古忠臣の風ありき。定信已に去るや、一橋黨は時を得たりとなし、將軍の生父、治濟を二の九に迎へ、大御所と稱せしめんとし將軍をしてまた信明に求めしむ。此問題は曾つ

て定信の時に求められて彼が斷乎として排せし所なりき。今や信明また其求めに接し、斷乎として答へて曰く、大納言すら已に過分也、何を苦しんで大御所と稱せんとする乎と。將軍怒つて内に入る。其の剛果此の如きものあり、一に定信の遺制を守つて變せず。婦女の女髮結を備ふを禁じ、破戒僧侶を市に徇へて敗俗を戒しめ、町人其の子を勘當するを禁じて之を教育せしむる等、風を更へ、俗を匡すに遺算なかりき。

四百十四節 露人北邊に寇す、國防の經營

寛政九年十一月對馬の海上に外國船數艘ありて大砲を放つ其の響、百雷の一時に落ちしが如く、從來曾て耳にせざる所なりと傳へられ、十年三月、露人已にエトロフ島を占領せりと報せられたり。從來自ら好みて世界の形勢に遠かりし幕府は、今や其の四邊の何れより敵國の襲來するやを知る能はざるを恐るに至りぬ。此に於てか定信が士風振興の目的を以て行はんとしたる反動的勤儉政治は、今や國防を目的とし國防より割り出せる活題目に其の席を譲らざるべからざるに至りぬ。十年三月、幕府、目附渡邊久藏、使番大河内善兵衛、勘定吟味役三橋藤右衛門等數十人をして蝦夷を巡回せしめ、其露人の心、容易ならざるを見るや、十一年、松平信明をして蝦夷の警備を總統せしめ、勘定奉行、石河左近將監忠房、目附羽太庄左衛門正養、使番大河内善兵衛、勘定吟味役三橋久右衛門等をして局を開きて蝦夷開拓、日露國境の畫定を議せしむ。是より數ば使を蝦夷に發し、十二年五月には下總の人、伊

能三郎右衛門忠敬をして蝦夷の地圖を作らしめ、享和元年には、石川忠房、羽太正養、自ら蝦夷に赴き、間宮倫藏之に従つて樺太より黒龍江に遡り、山海關に至りしが關を超ゆる能はずして歸り韃北紀行を著せしかば上下相傳へて、邊警日夜に忙し。享和二年二月、遂に箱館奉行を設けて蝦夷一圓を總轄せしめ、之を日本化せしめ、且つ一夫一婦の倫常を正し、人口を増加せしむるを以て其の方針とす。已にして文化元年九月、露皇アレキサンドル一世、其の使節ニコライレサノットを長崎に送り、漂民四人を還送して通商を求めしむるや、幕府祖宗の禁を述べて之を拒絶す。レサノット即ちカムサツカに入り、船將ホウストフと謀りて北邊を脅かさんとし、文化三年九月軍艦二艘を以て唐太に來り番小屋を抄掠し番士四研を擒にして去る。餘衆急に使を馳せて之を江戸に訴ふ。時に雪已に至りて使者逗繞して進む能はず。翌年四月七日を以て江戸に達す。其の使者の江戸に達したる後、二週間に於て露船またエトロフのナイホに入り、抄掠を縦にし番士を擒にして去る。二十九日またエトロフのシヤナに迫る。シヤナはエトロフ島會所の地にして在る所、南部、津輕、兩藩勤番の吏員兵士を并せて三百餘人也。衆已にナイホの變あるを聞き相集つて防禦を議するるとき露船急に來る。即ち銃を發して之を防ぐ、露人大砲を發して之に應じ歩兵を掩護して進ましめ、歩兵また能く戰ふ。番士の銃は其彈丸三匁玉にして遠きに達せず、また彈藥盡きて戰ふ能はず、大敗して四方に遁走す。此報の江戸に達

するや人心洶々、儒者が唐宋元明の歴史に於て見たる北胡侵入、宗社顛滅の憂は歴然として事實となり、功名自ら悦ぶもの皆な刀を撫して北を眺め、平山行藏の如きは上書して無賴の壯士を募り、進で露西亞を撃たんことを請ふに至る。幕府は一面令を發して露人北邊に入寇せる顛末を明にして流言を杜絶し、一面、仙臺の城主、伊達政千代に配するに將軍の女を以てし、仙臺藩をして蝦夷の守備に當らしめ、政千代の叔父、堀田攝津守正教をして監軍たらしめ、會津をして力を仙臺に併せしめ、文化五年四月初朝鮮使節の來聘を名として、諸侯に總國役金を命じ諸侯諸士は一萬石に七十兩、人民は百石に一兩の貢獻を命じ、新井君美の遺策を用ひ朝鮮の使節は却つて之を對馬に止らしめ、幕府の使臣をして行て之に會せしめ、私かに其の費を北邊の警備に用へ、相摸の三崎、城ヶ島、觀音崎、安房の洲の島、上總の百首に砲臺を築き、江戸の警備を嚴にす。已にして英船また長崎に入り蘭人と争ふ。諸侯大に驚き士卒を集るもの數萬人、此の如くして秀吉家康の世、葡萄牙、西班牙が天下の覇權を掌握したる時、幸に之と相隔離して自ら桃源の天地を作りし國民は、今や英佛露が天下の覇權を握るの時、再び列國競争の渦中に誘れんとす。是より幕府、外交に忙殺せられて、また志を内政に用ゆるの暇なし。

四百十五節 露國との交綏、異船砲撃の令、人心の沈鬱

文化九年露人ゴロウヰン國主の命を奉じて北海を

測量し、クシリのセンヘコタンに漂着するや、南部の兵士之を砲撃し、其の八人を虜にす。船

嘉兵衛は兵庫の
人也

文政九年三月定
信山陽の日本外
史を見る

十一年書物奉行
高橋作左衛門
衛門地圖を蘭人
シールトに與
へて禁獄せら
る

將ゴロウキン其の内にあり。翌年露船來つて八人を求む。番兵與へず、露船即ち海上にありて幕府の船頭、高田屋嘉兵衛を捕へて去り、備さに我情偽を知る。文化十年、露船また來りて高田屋嘉兵衛を返し、且つ前年來の抄掠は露帝の意にあらざるを辯明す。即ち露人の謝狀を徴して八人の俘虜を返し、兩國の事情疏通し、ゴロウキン翌年來つて國境を定めんことを約して去る。幕府即ちシモシリ以北を露領とし、エトロフ以南を日本領とし、中間にウルップ島を置き中立地たらしめんとす。然れども此時露國は方に佛帝大ナポレオンの侵略に遇ふて東邦を顧みるの暇なく、遂に來らざること久し。已にして文化十四年松平信明死して、側用人、水野忠成、老中となり、政治の局に當るや、北邊久しく警なきを以て、奉行の費多きに堪へずとなし其地を擧げて松前志摩守に與ふ。是より北方の警備漸やく疎也。此時英人東海岸に來るもの前後數回、常に通商を求む。幕府は猶ほ歐洲の事情に通せずして之を拒絶し、遂に其の煩に堪へず、文化八年、令を下して異國船を見るや、何れの港灣たるを問はず、直に擊攘せしめ、過つて和蘭船を打つも不可なしとなす。一國の人心は、露人、北邊に寇するの警報によりて醒覺せられたり。今や、露人、歐洲中原の驅逐に忙しくして來らざるや、半ば醒覺せんとせる人心は再び沈睡しぬ。

四百十六節 封建の効、人民の自立、市府の發達

此時に方りて封建制度は其の功益を十二分に示した

十二年人口を調
査せしに男千四
百十六萬七千三
百六十八人、女千
四百六十四萬六
千四百八十八人
外、公家武家の
三月神田佐久間
町より出火して
東は深川靈巖寺
島に至り、南は
新橋に至り、西
は城邊に至り、
大名屋敷四十七
旗下の家八百七
十餘人、死者千九
百餘人、十二月
切支丹の徒を得
て之を殺す

此頃より寄席起
る。天保三年大盜次
郎大平を築す所
謂鼠小僧是也

り。若し日本國民をして猶ほ王朝の下にあり、人民と同情なく、土着の意志なき國司郡司をして全國を支配せしめたらんには、日本は長く寒貧、荒曠の光景を呈し、人愈よ多くして國益す衰ふること、朝鮮の如くなりしならん。唯だそれ然らず群雄の割據は王朝の衰弱を來たすと雖も、封建の勢此に成り、人民土地を私有として之を保護するの風を生じ、此の如きもの二百年に垂んとして、國家安康、人民自立の基此に立ちぬ。固より其の間には暴大名、兇代官なきにあらざりしも、概して公平は保たれ、正義は行はれ、婦人の墮胎、幼兒の虐殺は禁せられ、天險によりて相距たりし州邦の間、男女の有無を通するに至りしかば、百姓其土に安して生々繁殖するに至り、三公七民より最も高きは七公三民の田租を納め、其他臨時の冥加金、國役金を出すの力を備ふるに至り、習慣は法律となり、泰平は自治制を生じたれば諸侯の權と雖も年所を経たる田制、町法を變ずるの力なく、若し之を變ぜんとせば、農民は多衆團結して之に迫るの氣力あるに至りぬ。封建制度なかつせば人民は全く奴隸となりて國家成立の柱礎なるに至りしならん。歴史は封建制度に謝せざるべからざる也。中にも市府は凡べての所得に對する課税なく、生活の餘裕あるがため、羨むべき境遇にあると共に、多くの市府は城下にして、武士の一群を圍繞して政治上の中心たるがため、上は武士の財力を吸ひ、下は農村の人民を吸ふて、絶大の進歩を爲し、其生活習慣の變化、日夜に絶へず。千里一色、百代一樣なる封建制度に多少の變化

新要素を興へしものは市府なりき。故に寶曆二年(二十四百十六年)には日本の人口二千六百萬千八百三十人なりしもの、明和天明の飢饉、水旱を経て文政十二年(二十四百八十九年)には公家武家の外、二千七百二十萬八百人に達し、而して首府たる江戸は寛政の終(二十四百六十年頃)に於ては武家を外にして町人のみにて已に一百五十萬の人口を有したり。近時に比して中央集權の勢如何に強大なりしかを想見すべし。

四百七十七節 江戸生活の榮華 江戸文學の再變其喜劇的特色、肉慾の天國

天明の年は田沼意次の執權の時にし

て、江戸の市民驕奢なりと稱せられしも、一般の市民は猶ほ質素にして、飯田町の市人にして小紋染の羽織を有するもの、唯一人なりしがため、彼が外出するや、市人を憚つて家を離る、遠くして後、之を被りたりき。今や天明を去る四十年にして江戸の市民にして體面ある生活を營むもの絞様の羽織を有せざるなきに至りぬ。安永明和の頃には大諸侯の城下を除くの外、大街道の宿驛にて用らる、菓子ば、多くは五荷棒にして千住より以北の地には干菓子なるものを見る能はざりしに、今や通邑大市到る所、干菓子を見ざるなきに至りぬ。足半を穿ちたる武士の子孫は、一足一兩の下駄、印天皮の雪駄を穿ち、其妻は引出ありて内に銅壺を設けて湯を煮歩行しつゝ、足を暖むる下駄を穿てり。一個廿五兩の住吉煙管は交遊社會の流行となれり。一個金一匁五分の牡丹餅、一個三匁五分の鹿の子餅、一個金一分の鮮を食はずんば通人粹客と稱す

べからざるに至り、熱天に頭を晒したる町人農夫の子孫、二百匁の傘をかざすに至り、人口の増加と生活の進歩は殆んど走馬の勢を以て進みぬ。然れども不幸にして封建の社會は、市民をして此の富と勢力とを用ゆる所なからしめたり。彼等は政治に參與する能はずして、百萬兩の分限者も武家の名を聞きては、中間、若黨にすら首を垂れざるべからず。故に公共事業に對する思想なるものは殆んど絶無なりき。彼等は擊劍を學ばんとせば、町人に無用の事なりとして禁せられたり。彼等は家居を壯麗にせば、初めは驕奢なりとして禁止せられしも已に禁すべからざるを見るや冥加金、國役金を課する標準とせらるゝに至れり。彼等は儒學を學ばんとするも、學問は彼等をして適ま身を過たしめて、老學窮に終らしむるものなるを見たり。彼等は已むを得ずして、其の富を煙草入の細工、金具に費し、火鉢屏風に費し、子女の衣服に費し、かば織巧にして綺麗なる工藝は漸やく盛なるに至りしが、此等の事猶ほ彼等の心を満たしむるに足らざるや、彼等は輕妙なる軟文學を需要して、其慾を充たしめんとするに至りしかば、從來一たび政治的の貴族の手を離れたるも、猶ほ智識上の貴族にのみ有せられたる文學は、漸やく國民の大部分間に行はるゝに至り、其翹楚としては式亭三馬あり、十遍舎一九あり、京傳あり、馬琴出るに及びて、漢土の演義を翻案して、之を遣るに流麗雅健の和文を以てせしかば、歴史は直に小説となり、八犬傳出るに及びて日本國民をして歴史的題目を悦はしむるに至り、徂徠

春台が漢文學によりてせしが如く、江戸の文學は再び日本文學を支配するに至りぬ。此時代の文學の特色は、其の希望なきにあり、悲愁なきにあり、喜劇的なるにあり、宗教の感化を脱したるにあり、蓋し日本文學ありて以來、文學が佛教の感化を受けざる時はあらざりき。殊に文學は人事に觸れず、唯だ自然を歌ふ和歌に止るの時代に於ては、輕柔なる山川和樂なる天地は、萬有神教的の宗教思想を感受するに適當なるものありしかば、文學は宗教の感化を脱せんと欲するも殆んど脱し得ざりき。中世以後亂離相繼ぐや、武夫、戰鬪に忙くして才子、籌策に志を専らにし、文學は一に僧侶の手中に存するや、佛教の感化は詩的形骸を以て散文の中にすら入り來りしが、天下の大亂久しくして、僧侶すら攻戰に忙しく、文學を忘るゝ時、徳川氏天下を一統して文教を起すや、狷介排他の氣習に富める宋學滔々として入り來りしかば、儒佛の争となり、和文起つて國史によりてまた佛教の妄誕を説くや、宗教の感化漸々文學を離れんとするに加へて、文學の題目は自然と離れて人事に入り、歌詠を離れて論評となり、頓悟を離れて思辨となるや、宗教的感化は其根底より塗絶せられんとす。寛政より文化安政に至る江戸文學は此の如き氣運の中に生じたるもの也。殊に其記者は物質的快樂に心酔し、今日あるを知つて明日あるを知らず、生の樂しむべきを知つて、生の痛苦を知らず、生の何たるを解せず、死の何たるを知らず、滔々相率へて醉生夢死せんとする江戸市民の氣質に鬱生せられたるもの

山陽の日本外史
 新論に基く、讀
 史餘論は、ま
 意見多し、編
 する所多し、ま
 武元平政の史鑑
 文の雄快なる行
 本たの雄快なる行
 あり、凌ぐの眞價

なり。之に加ふるに、漢學は松平定信が官學私學の別を立てしより、撥くべからざる學黨を樹て、定信退くも柴野栗山、尾藤二州、古賀精里等、其徒を集め、黨を募り、益す正邪の別を正せしかば、官學は老學究の府となりて生氣なく、唯だ國法によりて其位を保たんとするのみ。私學の徒また唯だ多く考證、經義に汲々として、直ちに其胸臆を據ぶるものなかりしかば、文學上の制作は汗牛充棟なるに時世を代表し、時代を畫する作物なく、僅かに頼山陽の日本外史あるのみ。而して私學禁止の結果として一方に於ては有爲才幹の士をして放浪戲謔、一世を醉夢に附せんとするに至らしめしかば、江戸の文學は自然に未來の望なく、過去の回顧なく、唯だ現在の生を享けて歡笑逸樂せんとする思想を示めし、舟車の通する所、書冊の達する所、此の現世的思想は全國を動かしぬ。而して此現世的思想の結果として肉慾の天國は益す上下に樹てられて、畜妾、聘妓の風は公然として行れ、士君子の面目として誇られ、諸士の幕府より退くや、若黨をして挾箱其の他の器を携へて家に歸らしめ、直ちに遊里に出入し、諸侯の歡樂また公然妓を聘するに至る。此の如き敗徳亂倫は獨り男子に止らず、女風もまた甚しく亂れ、俳優身を變して谷中の法華寺延命院の住職となりて日道と稱し、幕府の婦女を寺中に姦するに至る當時江戸市中の私娼二十三町に散在し四千一百八十餘人に至りき。

四百十八節 幕府財政の窮乏

此の如き驕奢淫逸の結果として、上下財用に窮し、江戸の諸士最早や

*札差とは倉庫預
りの市人也。

淺草の倉庫より米穀を受くるの期を待つ能はず、定期の米穀を抵當として札差より負債を起し
期に至つて償ふ能はず、益す軀面と信用を損す。而して不思議にも政治上に於ては其勢力彼等
の十分一をも有せざる宮、門跡、寺院、盲人是等の困窮武士の債主となりて、酷薄の手段を以
て之を苦しめしかば、優劣古今、地を異にするに至る。文化十四年十二月幕府の庫中に現存す
る正金六十五萬八千六百六十餘兩にして、寛政の十年の調査に比すれば四十二萬八千九百兩を減じ
たり。之より先き總國役金を命じ、大坂の商賈より一百万の御用金を集めしに係らず、此の如
し、以て幕府財政の窮乏を知るべく、以下諸士の窮乏を推測すべき也。此に於てか文政元年勘
定奉行服部伊賀守、古川山城守の議により、二分金を作り、繼でまた一切流通の金銀貨を改鑄
し、其質を粗惡にして、其數量を増加し、以て幕府の金庫を利するに至りぬ。之より先き、元
文元年、荻生徂徠の議によりて貨幣を改鑄するや、新井白石の定めたる貨幣制度を亂したるに、
明和九年、財用に窮するや、勘定奉行川合久敬の議によりて南鐮二朱銀を發行して、通貨の不足
を補はんとしたりしが、當時金銀格價の差を知らず、八片の南鐮銀を以て金一兩に更換すべし
と定めしかば、金貨頓に下落して、幕府、人民共に其弊を受くること前後此の如きはあらざりき。
蓋し泰西各國にあつては、十八世紀の初めは、金一銀十五の比較なりしに、一朱銀八箇を以て
金一兩に更ふるは金一銀六の比較なりしかば、潮水の落つるが如き勢を以て、金貨は海外に落ち

*明和七年十二月
三百萬四千百
四十八兩
天明八年十二月
八十一萬七千
二百七兩
寛政十年十二月
百七萬九千七
百六十三兩
六年十二月仙臺
家其政を失し人
民蜂起し、即ち
其知行を減ず。
與力同心手代、
金錢によりて涙
入より入るに至
る。

去りぬ。此の如く前後財政を過つ數回なるに、今やまた改鑄を行ふ。是より物價騰貴して市場
の信用減じ、商人、産を倒すもの少からず。

四百十九節 諸侯商賈に負債す、幕府の養子政略、封建治下の自治制、封建内容の崩壊

此の如き状態は獨り江戸

に止らず、全國を通じて皆な然かり。唯だ此の變革の波及するに遲速と厚薄とあるのみ。加ふ
るに諸侯は自家の驕奢淫逸に奉ずると共に、上幕府に奉ずる所なかるべからず。本國にありて
國主たる政府と侍妾とを中心としたる後庭を維持せざるべからざると共に、江戸の藩邸にあり
て諸侯たるの體面を維持すると共に、江戸に於ては正妾を中心としたる後庭を維持せざるべか
らず。故に其の財政にして亂れざるものは、僅々二三藩あるのみ。滔々たる三百の列藩、多く
は江戸大阪、其他城下の富豪に負債せざるものとはあらず。此に於てか已に平民を保育發達
せしめたる諸侯は、今は唯一、平民に誅究して困厄を脱するの道となし、曾つて國民の救たる
封建制度も今は國民の厄となりぬ。是より農民多く國主に向つて反抗するもの少なからざりし
が、諸侯の困厄は獨り此に止らず、江戸詰の武士と、本國にある武士と意見を異にするがため
學黨の分るゝがため、毎々執争を起せしが、田沼意次、強ひて諸侯をして幕府の宗族を請ふて
世子たらしめしより、將軍は其の宗室の權勢の四方に達するを喜び、諸侯の重臣は、また幕府
の殿中に翱翔するの便なるを喜び、此風靡然として盛んに、小諸侯また大諸侯の子を養ふて家

を繼がしめ、以て列藩の間に地歩を占めんとす。是より諸侯の中また本系と外系とによりて黨を分ち、派を樹て、毒殺、暗殺、羅織の御家騒動となり。封建制度の内容は、上は幕府より、下は諸侯に及ぶまで頽然として崩れ初めぬ。此の時に方つて人民の権力はまた侮るべからざる發達を爲さんとしつゝ、ありき。固より幕府の當時に於ては、今日の意義に於て云ふ所の民権なる思想は毫も見るべからざりしと雖ども、士人の誅求に堪へざる反動力は、町村都邑の庄屋名主中に幾多平和のハムプデンを出したり。抑も封建制度の下に於ても、二百餘年の歲月は自然に一種の地方自治制を生じたり、是れ實に日本國民が水火の壓抑を経て猶ほ今日あるを得たる大原因なりき。而して庄屋、名主は小なる代議士と、郡長の如き半官半民の性質を有して、此の自治制を管理せり。此の庄屋名主は、大概千百年來の門閥と徳望と技倆とありて、自然に人民の歸服を得たる者を任ずるの慣例なれば概して其人を得たるものなり。彼等は其意氣と、思想と、學問と、門閥とに於て、遙かに士人に劣らざるものなりしかば、其士人の誅求、代官の暴虐なるに出逢ふや、彼等は牝鶏の翼もて雛鶏を掩ふが如く、身を以て之に代りて人民を保護するものなりき。彼等は固より人類同權の通義を知るものにあらず、然れども天下は天下にして一人の天下にあらずと云ふ支那的の民主主義若くは歴史上の明君良相が人民の利害は即ち國家の利害なりとなせる嘉言善行によりて、疎末ながらも其政治主義を作りたれば、幕府の時に方

りて、最も能く人民に忠實に、公共の利害の爲めに己を犠牲とするの精神は、庄屋名主若しくは是等同一門閥の町人百姓の間にのみ存じたりと云ふも不可なかりし也。彼等はクロムウエの如く郡中郷内の小チャールズ王(代官)と戦はず、また彼の如く成功せざりき、然れども彼等の多くはハムプデンの如く公共の爲めに生命財産を擲ちたり。或る者は之がために其目的を遂げたり、或る者は徒らに失敗せり。然れども成功にも失敗にも、彼等の所業は、ハムプデンの傳記の如く、口舌により、疎末なる、出版物、寫本によりて天下に流傳し、また演劇、淨瑠璃によりて人民の中に嘆美せられたり。幾多の豪傑談、演劇は、悪代官と良名主との争を以て綴り爲されたるを見ては、實に名主庄屋は、幕府時代に於て民権の一大城塞たりしを見るべく、封建の基礎已に動搖しつゝ在りしを見るべき也。

四百二十節 譜代微弱にして、外様の大名自立の志あり

此かゝる社會にありて、若し雄藩大侯にして、

儼然たる兵馬の備あり、財政に窮せず、農民の反抗なく、自恃勇往の氣概あるものあらば、彼は當然天下の恐怖たらざるべからず。而して不幸にも徳川氏に取りて順良の臣屬たるべき諸侯、多くは已に頽然として微弱。天下の恐怖たるべき雄藩大侯は、家康が死して猶ほ其木像を南面せしめて瞰視せんと云へる西南諸侯の中にありき。享和三年十二月京都の商賈薩摩より歐洲産の物品を購ひ來る、其出所を問ふに不明なりと云ふ。幕府以て密商となし薩摩の國主に照會し

て其賣主を糺問せしめんとすれば答て曰く、彼れ己に死せりと。或はまた曰く、彼れ己に逃遁してあらずと。幕府其密商を掩護するものあるを疑ふも、遂に之を糺問する能はざる也。然れども事實は幕府の猜疑したるよりも大にして、外國貿易の制限嚴なるに係らず、薩摩は久しく外國と直接に貿易して、三四ヶ國の語に通ずる譯官を備たりし也。また天保七年、肥前の國主鍋島齊正、國に就かんとして川崎驛に札を掲ぐ。一橋齊位川崎を過ぎんとし、其從士、驛吏に命じて齊正の札を撤せしむ。驛吏鍋島を恐れて從はず、從士自ら之を踏み挫きて去る。齊正大に怒り、一橋家のために蹂躪せられたる松平の姓は享くるに足らずとなし、之を幕府に返さんと乞ふ。眼中己に徳川氏なきが如し。幕吏大に驚愕して百方之を慰諭し、急に一橋家の從士を刑して、事僅かに己むを得たり。政權微弱にして、以て雄藩を鎮壓するに足らず、尾大不振の勢、漸やく現れ來る。此時に方つて英雄の士樞機に當るも、事猶ほ濟し難きを憂ふ、况んや老中の首坐たる水野出羽守忠成は、唯だ大奥の寵によりて其位を保つ曖昧模稜の宮人のみ。故に微弱なる政權、また大奥に蠶食せられ、松平定信、信明が極力抗拒せる一橋治濟は、忠成の世に至り、遂に准大臣の待遇を受くるに至り、世に儀同様と云ふ。己にして忠成死するや老中大久保忠真之に代る、忠真忠厚、多く忠成の非政を改めんとす。然れども大勢滔々として逝て歸らず。

四百二十一節 天保の飢饉、亂民の暴發、大鹽平八郎の亂

時に天保四年より米穀登らず。加ふるに金銀疎

悪あるがため、米價騰貴し、貧民食を得ずして道に倒る。此の如きもの三年。江戸市中に於てすら餓孍道に横はるに至り、窮民所在、相集つて亂を爲す。其最も大なるものは武藏に發し、美濃に發し、甲斐に發し、上野に發し、下野に發し、浪遊生を爲すもの四方を徘徊し、劫掠を業とす。諸侯代官、之と争ふて事端を増さんことを恐れて、故らに之を避く。之より豪農また禁を犯して劍を學び、以て自衛に備へんとし、紀綱索然として振はず。窮民ならざるものも、幕政に飽きて、人心變を思ふ。時に大阪の與力に大鹽平八郎なるものあり。王陽明の學に通じて中齋と稱す。剛果峻巖、最も治獄の才に長じ、奉行高井山城守實徳の重用する所となりて、數ば大獄を斷じて重名あり。己にして實徳老を以て官を解くや、平八郎また之に從つて退き、諸生を集めて書を講せしが、居常快々として志を得ず。幕府の紀綱索然として振はず、亂民四方に起り、人心恟々たるを見て、自ら駿河の今川義元の支流と稱し、其子格之助を元服せしめて、密かに今川弓太郎と稱せしめ、藏書萬卷を賣つて窮民を救ひ、且つ告ぐるに天滿天神の邊に火災あらば、急に來るべきを以てし、銅砲木砲四個を作り天照太神、湯王、武王、徳川家康の旗を作り、政府の腐敗、官吏の私曲を數へ、下民のために姦官を誅するの檄を四方に傳へて、天保八年二月十九日の夜、門弟同心徒黨數十人と共に火を放つて大坂を焼き、紛擾に乗じて事

を起さんとす。與黨平山助次郎、志を變じて急を奉行に告ぐ。時に舊奉行跡部山城守良弼、職を新奉行堀伊賀守利堅に繼がんとす。二人即ち先づ大鹽の與黨を執ふ。平八郎之を聞き、十九日の早曉、自ら其家を焼きて、火を四方に放ち、天神橋を落とし鴻池、三井以下の富豪を砲撃して焼夷し、窮民を駈り、農夫を募り、勢に乗じて大坂城に向はんとし、途に逆撃せられて敗走し、平八郎以下與黨或は自殺し、或は焚死す。平八郎等始め退いて武庫郡甲山に據り、天下の動搖を待たんとして事此に至らずして破れし也。

四百二十三節 家齊退いて家慶立つ、鍋島侯の不服、水野忠邦出づ 大鹽平八郎の亂は須臾にして夷らぎ、其

燒く所も一萬二千五百戸に過ぎざりき。然れども西南の雄藩大侯が、徳川氏の威を憚らざるのみならず、區々の匹夫を以て、大坂によりて天下を動かさんとしたる一事は、深甚の感動を世人に與へ、幕府衰亡の時を報ずるの晚鐘の如くに聽かれぬ。越えて四月將軍家齊老衰を以て職を其第四子家慶に讓る。九年三月西城焼失して役を諸侯諸士に課して造營せしめ、五百俵以上の祿を有するものは百俵に二兩、五百俵以下は百俵に一兩二分を獻せしむ。鍋島齊正、財政窮乏を名として其課役を半減し、且つ十箇年賦とせんことを乞ふ。若し此事をして三四代將軍の頃にあらしめば、直ちに國に歸りて兵を案じて俟つべしと命せらるべきものなるに、威信已に落ちし幕府は、二萬兩を貸して課役に應せしめたり。近世の事變一として幕府の威信地に落

天保八年六月越
後柏崎に一揆三
千の徒と稱するも
の三十餘人之が
首領たり、日な
らずして平ら
ぐ。

九年三月四九造
營のため三家以
下五百俵以上高
五百俵以下は二
分を獻せしむ
分を獻せしむ
金の數百六十
八千八百四十
兩造營の費す
百四十九萬二
千百

ちんとするの光景を書き出さるるものにあらざるはなし、家慶の宰相たる老中水野忠邦は、此の如き事態を見て慨然たらざる能はざりき。

四百二十三節 歐洲形勢の變、英艦來らんとす、水野忠邦外船擊攘政略 此の時に方つて歐洲の形勢は一大變

革を來しぬ。秀吉の時代は西班牙、葡萄牙全盛の時代なりき。家康家光の時代は和蘭人全盛の時代なりき。英佛の二國歐洲に雄峙すと雖も、猶ほ力を絶東に用ゆる能はず、海上の霸權は和蘭に専有せられぬ。已にして家齊家慶の時に至ては、佛國には空前絶後の大革命を生じて歐洲全土の兵を四境に受けて、進んで之を掃蕩するあり、已にしてナポレオンの現出となり、オートルローの大戦となり、ブルボン家の復興となり、市民王ルイフィリップの即位となり、英國に於ては家齊將軍となるに先づ四年、北米合衆國の獨立するあり、文化元年露國の使節レサノツトの長崎に來しより一年の後にはネルソンの佛國艦隊を覆へすあり、和蘭海上の霸權漸々、英國の手中に歸し、文化五年には葡萄牙をして曾て東南洋に雄飛せしめたる根據地マカオを取らんとし、文政七年には日本國民が山田長政等の手によりて新故郷を立てんとせるマレー半島のシンガポールは英國の屬地となり、其少年は、英國の王は波濤を統治すと誇稱するに至る。已にして天保九年、英人、日本海中に漂流せし日本人七八を救濟す。和蘭人之を見て英人に告げて曰く、日本は祖宗鎖國の法禁を守りて他國と好を通せず、故にまた漂流人をも他國より受

十年正月日本總
繪圖成る。武藝
を禁じ、方火
消の風を學ぶを
禁す。
八月百目以上の
鐵砲を鑄るもの
は届くべきを令
す。
十一月二年表坊
主の驕慢にして
禮を失はるるを
食ぼるるを戒飾
す。
九月府下の兩替
屋を六百人と規
定し、此外は業
するを禁ず。天
崩す一月太上天
獻言により法號
と佛事を營むを
止め、光格天皇
しむるに止まら

四月籠によりて往來するもの多
く、旗下の士馬
を壓ふもの多
し、令して之を
戒む。
五月中に金銀
を施したる看板
を出すを禁ず。
印幡沼を開掘せ
んす。

品、問屋の手を経ずして賣買するを自由ならしめ、二百年來の經濟制度を根本より覆へすや、江戸富民の輿論は、全く彼を敵視して必らず之を除かんことを願はしめ、謗毀四方に起り、また其老中たるの威權を見ざるもの、如し。識者之によりて幕府の威信半ば地に落ちたるを知る。傍觀の識者は已に其爲すべからざらんとするを見たり。忠邦もまた非常の危機の迫るを見たり。然れども彼は非常の危機に迫りしを見たるが故に、更らに猛烈の手段を以て之に對せんとし、一方に於ては文政八年の外船の打拂の令を罷めて外船を寛待すべきを命じて、妄りに戰端を開かざらしめ、一方に於ては長崎の高島四郎六夫を召して砲術を旗下の士に教授せしめ、以て國防に備へんとし、また幕府の財政を整理し、政令の速達して中途に逗遛するなからしめんがため、江戸大坂を中心として、十里四方を幕府直轄の地として。從來の領主には更らに地を換へて與へんとす。當時幕府の歳入一百十萬千四百四十五兩(天保十三年)にして、歳出は一百六十三萬五千三百八十八兩を超へ、田租は入る所五十七萬七千七百石餘にして、出す所五十七萬四十三石餘也。此の此き財政窮乏を治するの策は、唯一御用金と貨幣改鑄の二策あるのみ。忠邦が大坂江戸の四方十里を幕府の地とするは、即ち幕府のために財政を整理する唯一の活路也。然れども此の一事最も旗下諸士の利害に關するを以て、群議四方に起りて、忠邦を攻む、之より先き、天保十二年、忠邦、松平大和守、酒井左衛門尉、牧野備前守の封を移さんとし、已に

命を下す。將軍、田安、水戸兩家の干渉によりて、書を忠邦に下して之を止む。忠邦、聽かず強て之を行はんとす。將軍猶ほ許さず。忠邦、事已に命じて之を更ゆるは幕府の威信に關するを以て、遂に病と稱して出でず。將軍の強ひて之を慰諭するによりて、また事を見たり。今やまた群議忠邦を攻むるや、將軍また忠邦を已め、併せて土地交換の法を罷む。此に於てか、反動は一時に起りぬ。數千の士民、夜忠邦の家を襲ふて瓦礫を投し、兵士を以て僅かに之を鎮壓するを得たりき。蓋し忠邦は松平定信が享保の吉宗を理想的政治家としたるが如く、寛政の定信を以て理想的政治家としたり。然れども彼の人物は定信よりも一層堅實にして、一層剛果に、定信の温乎たる紳士の風あるに比して、彼は俊爽、快利、老吏の風ありき。而かも其執拗歸らず、必らず其所信を貫かんとし、其人真摯誠實なりと雖も、其目的を貫かんがためには、酷吏、小人と雖もまた之を用ゆるの點に於ては、恰かも王安石の系統を引く。彼は此の如くして權力を得たりしが故に、また此の如くして敗れし也。

四百二十六節 佛艦琉球に來る、荷蘭國王開國を促す、阿部正弘、水野忠邦に代る、處士橫議の述

警報は天外より落ち來りぬ。弘化元年三月佛蘭西の軍艦一艘琉球に來り、英人が日本の其國を鎖して萬國と交通せざるを憤り、將に之を撃たんとして先づ琉球を取らんとすと聲言し、琉球王に勸め、佛蘭西の保護國となりて宗社顛滅の禍を免るべしと云ひ、清人一人、佛人一人を止め

和蘭王の書翰の
要に曰く
一、二百年前高名
なる烈祖權現家
は、我が國を賜
はり、我が國を
國に航して交易
をなす事を許さ
るに於て、國人
來我が國を許さ
るに於て、國人
且甲比は年を
許さるる其厚誼
亦信義を以て我
答へて、彌貴國
内を以て、庶民
を安んずらしめ
んと欲す然らし
常の風説は、拔
非亞及び和蘭島
の西亞諸島を領

一譜を古の時に
天の通考は速
其相親む者し
力あらざる所
を發明せし氣
以來各國相拒
この遠きも近
に異ならずも
通する各時方
萬國の鎖を以
るは國に親し
に異國の鎖を
結ぶ人歴代に
せらふは歐羅
巴洲中は知ら
ッ曰く治者位
を能く治るに
國古來の法を
反て守るは法
其者常の守り
智殿下の福所
是告するに衰
亂日本に幸ん
るに爲るに衰
すに異國の法
を人めんを廢
め禁むるに

七、六月三日波を破つて相摸の浦賀に入り来るや、幕府が十一ヶ月間保ちし秘密は、此に破れ人心の動搖その頂上に達せり。日本國民は未だ曾て外交の何たるを知らざるものなり。その僅かに知る所は我より兵力を以て三韓を威服したると、元主が十萬の兵を發して、我邊境に迫りし一事のみ、その記憶の中に存せり。去れば外交と滅亡とは、殆んど我國民の腦中には一様の意味に解されたり。況んや百千丈の巖の如き四艘の黒船が浦賀に入り来るや、その義俠博愛なるワシントンの子孫が通商を求めに來りしものたるは、日本國人の解し得ざる所なり。その煙筒は燄々として日夜煙を吐くを見たり、その砲門は凜々として人を威すが如きものあり、その劍戟は皎々として朝暾に輝くものあり、一犬實を吼へて萬犬虚を傳ひ、四艘五百人の米人、江戸の市にては十艘五千人と傳唱せられ、京都に至りては兵艦百艘軍士十萬人と誇張せられ、人々弘安の役を思ふのみ。智勇辯力の用窮して出る所を知らず。上下狼狽、浦賀江戸の間使者馬を走せ、輿を飛ばし、來往様の如く、江戸の市街頓に寂涼として、刀劍、甲冑、銃器、陣羽織、至る所の店頭に并羅せらる、已にして米艦六日を以て進て本牧に入るや、幕府直ちに大會議を起し、布衣以上の意見を徴し、曉に徹して已み、假りに國書を受くるに決し、林大學頭及び浦賀奉行戸田伊豆守、井戸石見守をして館を浦賀の北一里、九里濱に築きて、ベルリイ等に應接せしむ。ベルリイ即ち文明節制の兵を示めし、膽氣を以て挫かんとし、三百七十餘人の陸戰隊を率ひて上

よ是の利を謀るに
國の好む和平は
只に好む和平は
るに好む和平は
を以て熱慮を願
一殿下この緊要
なる事就ては
給言ふ所を用ひ
親筆を賜はるべ
し然るに遣はる
る貴國の遣はる
る略を擧げば臣
近なる事には
ふべし我に問ひ
一我は遠く幸福
及治平の謀に端
爲すに心は争は
へず恐るるに端
前年以前を以て
四ヶ年を以て
八ヶ年を以て
爾方第一世王
至るに招くに
事熱慮せしむ
給ふべきこと
明し

陸し、先づ國書を封したる箱を與へ、次に幕府及び兩奉行に國産器械、種子、圖書を贈る。ベルリイ思らく日本必らず異論あらん、宜しく天下の大勢を論して之を折破すべしと。柔巧なる正弘は案外なる命令を傳へしめて曰く、答辭は明年を以て長崎在留の阿蘭船長によりて傳へしむべしと。期する所開國にあり。戰鬪を目的とせざるベルリイは争ふ能はずして歸りぬ。ベルリイは一時歸りぬ。然れども歸す能はざるは天下の大勢にして、幕府此より旋渦に投せらる。四百二十九節 幕府の自棄、和親條約の締結、人心幕府に服せず 此の時に方つて將軍家慶六月二十二日を以て死せしかば、其第三子家定を立て、將軍とす。大政猶ほ柔巧温和なる正弘の手中にあり。七月正弘、諸侯を集め米國の國書を和解せるものを示めして其意見を問ふ。是れ實に幕府自ら其足下に蹉跌の石をおくものなりき。幕府の主義は獨裁也。假令ひ衆議を集むるの要あるも、密議先づ譜代の謀士に決せられて、僅かに諸侯をして之を潤色せしむるに過ぎず。今や幕府即ち自ら其歴代の大主義を捨て、諸侯の議を取らんとす。此に於てか諸侯は久しく襟せられたる口を開くの機會を得て、縱論横議の端を開らく。況んや幕府にして衆議の決する所に從ふて猛進するの決心あらば、即ち其力を強固ならしむるを得べきも、幕府は此の決心あるにあらず、實に疑ふて自ら決する能はず、惑を衆議に質したるのみ。是より諸侯其議を以て幕府を制肘するの端を開らく。諸侯は外事に暗きは幕府より甚しきもの多し、争でか自ら進んで國を開くを知

關所を据へて、相猜疑し、相敵視せしめられたれば日本人民の腦中、藩の思想は鐵石の如くに堅け
れども、日本國民なる思想は微塵ほども存せず、之が爲めに日本全軀の利益を取つて、一藩の
犠牲とせんとする者少からざりき。士人識者にして已に此の如くなれば、商賈農夫に至つては
殆んど郡の思想あるに過ぎず。概して云へば、愛國心なるものは、殆んど芥子粒とも云ふべく
形容すべからざる微小なるものにてありき。然れども米艦一朝浦賀に入るや、驚嘆恐懼の餘り
船を同して風に逢へば胡越も兄弟たりと云ふが如く、夷敵に對する敵愾の情のためには、列藩
の間に存する猜疑、敵視の念は融然として掻き消すが如くに滅し、三百の列藩は兄弟たり、幾
百千萬の人民は一國民なるを發見し、日本國家なる思想は油然而して湧き出で、同藩、同國、
同格の力は以て有志の徒を羈するに足らず、其の藩籍を脱して他藩の士人と來往して、國事を
經營するものを生ずるに至り、解軀せる舊社會に代りて、新結合を興さんとする新活力は、滔
々として此の新理想に向つて進みぬ。

四百三十三節 第二の關ヶ原、尊王攘夷論の現出

然れども幕府をして一意、後を顧みずして開國策を取
らしむる乎。然らざれば斷じて攘夷策に出でしむれば、猶ほ暫らくは其運命を保つべかりし也
不幸にして、太平の政治家、阿部正弘は進んでは外國を攘ふ能はず、退ては諸侯諸士の横議を
鎮壓する能はず、外に向つては開港を諾し、内に向つては攘夷家の説をも取らんとするの風を示

一、此の發向に供す
る海軍、大に備
る日本を襲撃す
るの企て、萬民
然るに、交易の
ささんとの志望
をば、禮義温
れ、和

事なし、只其勢
威を以て好良
を政府に伏せ
むるの計策た
にすぎず

七月日章旗を定
む。蘭人、國王
の命を奉りて電
信機械を送り來
る。十一月、露人
の爲め、松浦を
工を指し、我大
松を作入る之を
初まる。

めす。此に於てか、攘夷の論益す盛んにして、諸藩浪士の氣憤愈よ上り、日本國家の新理想
向つて赴かんとする新結合の勢、震々として天下を動かし來る。第二の關ヶ原は至る所に諸藩
浪士の胸中に畫かれ、曾つて平民の爲したるが如く南朝黨の爲したるが如く、天子を擁して幕
府に敵し、以て天下の權を争はんとするものあるに至る。此に至つて幕府は歴代、享保の縮小
政策を以て模範とするの失策なるを悟るに至りぬ。綱吉が幕府を廣充して政治、社交、文學、
工藝の中心としたるに加へて、家宣は更らに京都の公卿的尊嚴を江戸に移し、幕府をして實權
のみならず、名義に於ても日本國王たらしめ、天下、不平の徒をして千百年、天子を擁するの
地なからしめんとしたり。然るに將軍吉宗出るに及びて、二代の擴張政策を非として、自ら縮
小政策を取り、驕奢尙文の弊を矯むるのみならず、併せて皇室に對して謙讓柔順の地歩に立ち
萬事其令旨を奉じて事を爲さんとし、將軍職を其世子に譲ることすら天皇の旨を伺ふに至れり
之より專權獨斷、上に主なく、下に臣なき將軍の地位は、一變して天子の旨を奉行する一の臣
僚に過ぎざることを天下に示めし、水戸學派及び、和學者が千言萬語を費して證明せんとする
王朝の辨は、一朝にして吉宗の爲めに事實に於て證明せられたり。是より歴代の政治家多く享
保の政治を模範として、事を執りしかば、天子主たり、將軍臣たるの義は、益す天下の人心に
刻まれたり。幕府の政治家其他日に於て、幕府に對して根本的打撃を與ふるもの此の見解に存

するを知らざりき。今や時は來りぬ。吉宗の爲めに植られし種は、生長して家定のために妨られんとし、天下の浪士は王霸の辨を實行し、天子を擁して幕府と鹿を中原に争はんとし。内には天子を尊び、外に於ては夷敵を攘はんとするの論、至る所に傳唱せらる。其唱首は水戸の藤田虎之助等也。

*父は幽谷と號し水戸の市民也。

四百三十四節 藤田東湖の人物、幕府内外政策の矛盾、堀田正篤出づ

藤田虎之助は東湖と號す。水戸齊昭の

側用人にして權變の才に富み、縦横の術に長じ、元明慷慨の文字に熟し、氣を以て後進を使ふ。彼は固より攘夷の行ふべからず、開國の已むべからざるを知らざるものにあらず。然れども光圀によりて唱へられし王霸の辨は、彼の時代に至りては、辨説に止らずして實行せらるゝの氣運に近づきたるを見しかば、彼は尊王攘夷の大運動を起し、之によりて王霸の辨を實行せんと欲しぬ。彼は固より幕府を倒すへしとは吟言せざりき。然れども其尊王の論を演繹すれば、倒幕に至らざるべからざる也。彼は固より何人を以て幕府に代はつて天皇の親政を奉行する執政たらしむるべきかを明言せず。然れども水戸侯は其幕府の宗室にして、天下の望を負ふの故を以て、古へより副將軍と號せられたるの故を以て、而して當今の攘夷主義の唱首たるの故を以て、新將軍たらんものは水戸侯の外あらざるべしと信したるが如く解せられぬ。彼は固より攘夷の結果を明言せず、然れども攘夷は行ふべからずして、日本の敗北に歸すべく、日本の敗北は士氣を鼓

八月薩摩其新造の軍艦を獻す昌平丸と名づく。

十月江戸近傍地大に震ふ都下の火災五十餘ヶ所一時に起る死者數十萬人。

安政三年正月土井能登守獨力北蝦夷を開かんことを乞ふ之を許す。

三月蕃書取調所を九段坂に立つ

*藤田虎之助また死す。

舞すべきが故に、宜しく外交の手段に敗れんよりは、兵力に於て敗れて、禍を轉じて福となさんとするものと信せられたり。彼は日本の歴史ありて以來最大煽揚家の一人にして、尊王攘夷の主義は、國民の胸中に普通に思はれし所なるも、彼の言語舉動を経ては、高調せられ、鼓舞せられて、焰々たる熱氣を帯び來りぬ。此に於てか西南諸國の浪士、皆な京都を中心として雲合霞集し、公卿を遊説して、必らず開國策を制肘せしめんとす。幕府は火焰の已に其の座下に回れるを知らず、京都朝廷に屬する都筑駿河守をして、外交の始末を皇室に奏せしむ。それ家康が定めたる禁裡法式に於て「政道奏聞に及ばず」と定めたるに、幕府自ら外交の始末を奏するに至るは是れ公卿の背後にある浪士の陥穽に陥りて、外交制肘の端を啓くもの也。また水戸齊昭が海防愚存を卿し和すべからざる十條を呈するや、海防掛石河土佐、松平河内守、川路左衛門尉、江川太郎左衛門等之に答へて其十條に理ありとするも、急に戦ふは國勢の許さざる所あるを以て、先づ露國をして列國を退けしめ、露國に交易の特權を與るふと和蘭の如くならしめ、暫時の平和の間に國力を養つて、更らに露國を退けんと云ひ、遂に水戸齊昭を強ひて國政に與からしめ、其臣にして攘夷的著述家たる曾澤恒藏をして將軍に謁見せしむ。此の如く外に開國を約しながら、内には攘夷黨を養ふ。阿部正弘の腦髓亂れて一定の廟算なきを示めす。已にして安政二年十月江戸を中心として近傍の地大に震ひ、都下の火災一時に五十ヶ所より起り、死者二

萬餘人、已に外難に恐怖せる人心之を以て醜虜國神を怒らすとする時に、阿部正弘、漸く其器に
あらざるを示せしかば、堀田正篤出で、老中となり、外國御用扱となるに及び、幕府の政策開
國の一方に傾きぬ。

後に正睦と稱す

四百三十五節 幕府の政策開國に決す、ハルリス延見の禮

堀田正篤は下總佐倉の城主にして、曾て水野忠

邦の時一たび老中たりしと雖も、忠邦の政策を不可とし、病に托して退隱するもの十四年、夙
とに蘭學者の説をききて、略ぼ泰西の形勢に通じ、西力東漸の衝に當りて孤立鎖國せんとする
の得べからざるを知り、早く開國の見を持す。今や阿部正弘、曖昧模稜、内外の間に窮するや
自然の勢堀田をして外交専務の老中たらしめたり。正篤已に幕府の大柄を取るや、上田侯松平
伊賀守忠優を延きて老中たらしめ、志を併せて開國の方針を執る。忠優曾て一たび老中たり、
阿部正弘の模稜、大奥に依頼するを憎みて之を除かんとして成らず、却つて黜けらる。此に至
て堀田と相合ふや、正弘久しからずして死す。幕府の形勢之より一變し、攘夷黨に媚ふるの舉
動を廢し、決然として開國の方針を取り、跡部甲斐、土岐丹波守、松平河内守、川路左衛門尉、
水野筑後守、岩瀬修理太夫、大久保右近將監等をして外國掛たらしめ、略ぼ外務省の形を作り、
安政三年二月には蕃書取調所を九段坂に設け、蘭學に通するものを集め、蘭書を翻譯し、外國
形勢の咨問に備へしむ。唯だ幕府の繁文褥禮、因襲風を爲して容易に破るべからざるものあり

開國論者たる堀田もまた舊窠を脱する能はず、尊大を以て外國使臣に對するを常とし、安政三
年七月米人マウセンド、ハルリスが總領事に任せられて來聘し、外國使臣の特權として江戸に
出で、將軍に謁し、且つ閣老に面會せんことを求むるや、大に其舊慣に背くを厭ひ、且つ江戸
に入らば、市民の耳目を激せんことを恐れ、即ち明年四月より下田箱館の兩奉行を置くを以て
外國の使臣は一切之と談論すること、閣老と談論するが如くせよと云ふ。ハルリス聽かず。已
にして和蘭人また上書して、支那が自尊徒大を以て英國に臨みて兵端を開らき、英人連戰連勝、
厦門を取り、廣東を焼き、東方の形勢方に一變せんとするを告ぐ。幕吏、已に自ら外人待遇の
方法を得ずして、自尊煩縟の禮を課する多きに過ぐるを疑ひしに、今やまた此報に接す。即ち
安政四年八月を以てハルリスの入京を諾す。ハルリスが日本に來りしより入京の禮を争ふこと
前後十四ヶ月也。水戸及び溜詰の諸侯、上書して之を争ひ、國體を辱しむとなす。中心之を以
て國體に背くと爲さるるも、滔々の勢に乗じ、國事に忠なるの名を得んがため之を争ふものあ
り。之より米人の恐迫無狀は傳へられ、風説は風説を生み、清廉、篤實、模範的清教徒たるハル
リスは堀田の邸中に少女を辱めたりと云はるゝに至りぬ。其實ハルリスは日本を以て義俠國と
なし、如何なる事あるも砲火を以て脅かす勿れとの訓令を奉ずる、最も忠實なるものなりし也。
然れども已に狂熱によりて盲目となりし攘夷黨は、此間の消息を解する能はず、或は解する能

はざるを装ひ、囂々として幕府を責め、其勢漸やく恐るべきものなるが如く信せらるゝに至りぬ。

四百三十六節 ハルリスの外交顧問、踏勘令の廢止、日本通商修約

安政四年十月、ハルリス將軍に謁見の禮

終るや、大事を閣老に告ぐる所あらんことを乞ふ。正篤即ちハルリスを其邸に招き、外國掛の諸吏其席に列して其の言ふ所を聴く、彼は先づ米國の國是は世界に對して一視同仁の主義を持つるにありて、併吞を事とせざるを説き以て衆心を安んじ、次に蒸氣電信の發明によりて世界統一の時機來れるを説き、東洋の諸國のみ長く此の形勢に抗して孤立する能ざれば遂に開國して有無を通じ、智識を世界に求め、富強の實を擧ぐべきを告げ、赤誠を示して開説するもの六時間、正篤以下開國を主義とするも唯だ勢に抗すべからざるを以て其の理由とせるものあり。今やハルリスの開説は彼等に教ふるに、一國の富強獨立は唯だ開國によりて得べきを以てせしかば、之より益す銳意、開國の方針を取りて、日米通商條約を作り、ハルリスを待みて外交顧問として列國に應接し、其上書を和解して諸侯に示めし、以て衆心を和げんことを求む。然れどもハルリスが強ひて幕府に登城せる一事よりして、攘夷黨の氣焰益す揚りぬ。諸侯往々之に服せず上書して之を争ふ。水戸齊昭の如きは大言して自ら米國に至り、開國の約を廢せんと主張す。正篤退けて容れず、ハルリスと江戸、大坂、兵庫、新潟を開らくを約し、且つ内外人を

問はず、基督の畫像を踏ましむるの法を廢す。攘夷黨ますます平ならず。

四百三十七節 勇進的開國黨、開國的攘夷黨、鎖國的攘夷黨

此時に方つて、國內の人心外交に關しては三黨

に分る。一を勇進的開國黨とし、二を開國的攘夷黨とし、三を鎖國的攘夷黨とす。勇進的開國黨は之を上にしては堀田、上田の二侯、幕府の外交官、蘭學者にして夙に列國の形勢、文明の事態に通したるもの多く、民間志士の群に於ては熊本横井平四郎其の翹首たり。横井は小楠と號す性情高邁、心識靈活、殆んど詩人的の高調と直覺の才あり。博通にして慧敏、哲學的總括力を有し、議論快活、辨論、縱橫、之に接するものをして熊澤蕃山の風采を想望せしむ。然れども彼は寧ろ敏活の手腕を有せざる蕃山なりき。彼は其見る所の形勢と、聞く所の世態を以て、一國の富強獨立は唯だ國を開きて列國と交り、萬里の波濤を開拓するにありとなし、純然たる自由貿易の議論を主張し、一代の大勢力たる攘夷主義に向つて正面の打撃を加へぬ。勇進的開國黨は開國の一事を危険とせざるのみならず、開國せざるを以て國家の患害とし、目前一切の事情に拘泥せずして、四境を開かんとし、開鎖の利害は論ずるに足らずとなす。開國的攘夷黨は全く之に反す。開國的攘夷中に二派あり、甲派は開港の已むべからず、勢に於て支ゆべからざるを知ると雖も、今日の如き世態に際して、無條件に開國するを以て人心外に屈するの端を爲すものとなし、一戰して人心を警醒し、内は以て遊惰苟安の夢を破て、外は以て侮るべからざ

るを示めし、而して後、列國と和すべくんば和せんと欲するもの也。乙派は開國の勢抗すべからざるが故に、暫らく列國と和を通じ、彼の文物、工藝、兵法を學び、國力の富實するを待て、而して後、彼を攘はんとするとの二者なりき。甲派は藤田東湖吉田寅次郎等、其翹首にして、各藩に於て通常攘夷黨と稱せらるゝもの、中、時務に通じたる首領は多くは此意見を有するものなりき。吉田寅次郎は松陰と號す。長門の人にして松下村塾を開らきて諸生を教育す。其學風は國民的自覺心に靈化せられ、國史によりて彩られたる儒學にして、大體に於ては水戸派と相似たり。當時の漢學者が漢唐宋明に依りて各々門戸を分つ間に立ちて、別に一法門を開らく。其人、極めて熱頭、極めて激烈にして、而して極めて虫厚、極めて狹隘、極めて直裁にして、而して、極めて權數に富む。彼は多くの反對したるが如き性情を、極めて多量に混化したりき。故に輕俊敢爲なる長防の少年、之がために感發せられたるもの多く、天下少壯の徒、風を聞き文を讀みて、爲めに其心胸を開發せらるゝもの少からず。水戸の學は藤田東湖のために滔々乎たる時勢の中に突入せしめられたりと雖も、東湖死するや、其運用の手腕を失したるがため、水戸の士、多くは固陋、狹隘の鎖國說に落ち去りしかば、水戸學派の勢力は長防に移り、東湖の位置は吉田寅次郎に移りき。吉田は固より東湖の敏腕を有せずと雖も、彼よりも人に愛せらるべき忠厚の風ありき。彼は固より東湖の如き政治家にあらざりしと雖も、天成の戰國的革命家な

りき。開國的攘夷主義は東湖の手腕によりて播種せられ、今やまた松陰等の熱頭によりて温育せらる。三派中最も有力なるは甲派なりき。乙派は國民的精神を主として、勇進的開國黨の世界的自覺を欠くに於ては、全く甲派と同根生也。然れども彼等が甲派と異なる所以は、其の現在の國狀を顧みざるがため也。彼等は世界的自覺を欠くがため、契丹、石敬瑭、五胡雜居の歴史を以て今日の事態に比して、外交は必らず幾多の患害を生すべきを信ず。然れども今日に於て之を擊攘するは、勝敗の數明なるがため得策にみならずとなし、鎖國自ら弱むるの愚策をすて、斷じて國を開らき、彼の兵術、工藝を學び、彼若し擊攘すべくんば彼の干戈によりて彼を擊攘せんと欲す。幕府中列國の形勢に明ならざるもの、多くは此の派に屬し、民間零ぼ列國の事情を聞くものはまた之に屬す。而して佐久間象山は其の翹楚とも云ふべきものなりき。從來の蘭學者は多くは醫學、砲術を傳ふる専門家にして、常に屬僚の地位に立ちぬ。今や象山に於て、初めて一派の首領たるべき政治家を見たり。象山は信州の人、夙に國防の急を知つて蘭學を學び、兵術を研究す。其の銳利の才、博通の學、天下に比なく、傍ら砲術に通じ、兵法を知る當時の攘夷論者も、開國論者も、彼を仰ひて先輩とせざる能はざりき。彼は泰西の學術、工藝を識認して何事を捨つるも之を學ばざるべからざるを信ずるの點に於ては、蘭學と見識を同らすと雖も、而かも小楠の如き詩人的哲學的靈活の見地なし。彼は國民的精神を把持するの點に

於ては、東湖松陰と同一の立場に立つと雖も、然かも東湖松陰の如き革命的の氣風を有せず。彼は多くの點に於て人の首領たるべき性質を欠けり。然れども其學藝實力に至ては、各派の首領の到底企及する能はざるものありき。此の如く開國の攘夷黨の二派は、同根生にして、等しく見地を同うし、松陰の如き、また象山に師事したるに係らず、今や同一系統を有する二派は相攻撃して已まず。甲派は乙派を罵つて臆病、無膽、怯懦、耻なく、國を賣るものとなすや、乙派は甲派を罵つて輕慥、無謀、國を過つものとなし、乙派は却つて勇進の開國黨と聯結し、甲派は却つて第三黨なる鎖國的攘夷黨と相合す。鎖國的攘夷黨は徹頭徹尾、外人を犬羊とし、犬羊に迫られて國を開らくは、國家顛滅の端を開くものなりとなす。滔々たる凡衆は皆な此派に屬す。彼等は何が故に同一根生にして相争へる乎。是れ現在の國狀問題より來る。甲派は現在の政局に満足せず、外患に乗じて之を打破し、以て新結合を起さんと欲し、乙派は現在の政局を以て足れりとして、之を根本的に改めず、國家の秩序を維持せんと欲して、外交に關する争議の中には、明々に内國の政局に關する異見あるがため也。此の政局顛覆の事たる明言せられすと雖も、天下現在の政局に不満なるものは直覺的に之を覺知し、水戸齊昭を首領として、諸藩の下級にありて志を得ざるもの、幕府の大臣に私怨あるもの、幕府の顛覆によりて利を得べき諸侯公卿、少年氣銳にして功名の念あるもの、皆な期せずして開國的攘夷黨の甲派の大傘中に入る。

る。

四百三十八節 朝廷幕府を苦ましむ、世子の争

當時幕府の權、老中堀田正篤の手にあり。正篤は忠誠醇

良の政治家にして、中心よりして國家の興廢を目的とするもの也。彼は銳意して開國の政策を斷せんとするも、また國內の人心統一せず、或は不測の變あらんことを恐れ、勉めて反對黨を緩和せんと欲して、果敢の施設なし。已にして攘夷黨の漸やく跋扈するや、即ち朝廷の力を以て諸侯を屈伏せしめんと欲し、安政四年十二月、林大學頭、津田半三郎をして嘉永以來、外交の顛末を朝廷に奏して、日米新條約を批准せんことを乞ふ。幕府思へらく、朝廷は危疑すべし。然れども利害難易を説かば、必ず之を諾せんと。圖らざりき久しく徳川氏の世祿に満足せりと思へる公卿は、巧に諸藩浪士の遊説に動されて攘夷を主張し、且つ之によりて幕府を苦しめんとし、内には開國の非を論じて天皇に奏し、外には林、津田の二人を閉却して其説を述べしめず、また聽かず。此に於てか天子の旨を藉りて諸侯に令せんとしたる幕府は、初めて火燄の已に座下に回りしを發見し、國難に乗じて政局を顛覆せんとするものあるを發見し、漸やく憂ふべきは外交にあらずして内憂にあるを知る。此に於てか堀田正篤は、京都の事を他人に委託せず。安政五年正月勘定奉行川路左衛門尉、目付岩瀬肥後守等を率へて京都に出で廟議を變せんとす。浪士、激昂、謗議百端也。正篤即ち一方には輕慥なる公卿に賄ふに黄金を以てし、一方に

は諸藩浪士の京に入るを禁じ、再三開國の已むべからざるを奏すと雖も、已に深く浪士の説に動されたる公卿は、容易に之を聽かず、巧みにも開國は國家の大事なるを以て更らに諸侯をして會議を開かしめ、其議決を提へて來るべしと云ひ、之に加ふるに幕府は早く將軍の世子を定めて、以て天下の民心を安すべしと云ふ。是れ實に至大なる陰謀家が公卿の後に存するの證據なりき。それ諸侯の議決を携へて來れと云ふも、諸侯の多くは鎖國に雷同するや明白なるが故に、諸侯の力によりて幕府を苦しむるもの也。且つ世子を定めよと云ふは、また幕府中、世子の撰擇に關して二個の黨派あるに乗じて、之を衝突せしめんとするもの也。之より先き將軍病あり、一橋慶喜を立て世子とせんとす。慶喜は水戸齊昭の子にして、一橋家を繼ぎたるもの也。水戸侯は久しく幕府のために忌憚せられ、時としては危疑せられ、或る時火災あるや、時人荒忙して水戸の謀叛を傳呼するものありしほどにして、藤田虎之助等が尊王攘夷の説を唱へて天下を聲動するや、水戸に對する幕府の危疑は其頂上に達しぬ。藤田虎之助死して、水藩またまた天下の浪士を翻弄するの手腕なきがため、此疑惑は幾分か減せしと雖も、全くは消えざりき。故に將軍が一橋慶喜を世子とせんとするや、幕府の諸侯多く悦ばず、水戸に天下を奪ふの感あり。而して最も之を悦ばざるものは大奥の婦女也。紀伊家茂の從臣、また其間に遊説して、必らず慶喜を排して家茂を世子たらしめんとす。越前、尾張の諸侯之を聽かず、慶喜を立てんとす。

して相争ふ。朝廷の早く世子を定めよと云ふもの、實に此兩黨の間に尖子を挿まんとするもの也。

四百三十九節 井伊直弼の大老、日米條約の批准、家茂を世子とす

外には外交の難局あり、内には諸侯浪士の難あり、而して幕府中また繼嗣の争あり。此等の難局や詮し來れば政治上の中心力たる幕府

政權の微弱より來る。之を救ふの策は、唯だ老中政治を廢して、一大名自ら大老となりて確固として政權を把持するの外策なしとせられたり。此の如くして衆人の目は、自然に彦根の城主井伊直弼に注ぎぬ。彼は譜代諸侯の最大最強なるものにして、其祖先直政が家康の先鋒たりしが如く、今や徳川氏の先鋒たらざるべからざるに至りぬ。彼は一橋慶喜を迎ふるの議を非とせり、大奥の婦女、老中の非水戸派、諸士は齊しく彼に嚮ひぬ。此に於てか歴代久しく欠けたる大老職は彼の身に落ち來りぬ。是れ堀田正篤が京都の公卿間に往來してありし間の事也。正篤未だ歸らず。而して日米條約に調印せんと約したる三月五日は已に過ぎさりぬ。此に於てかハルリスに請ふて期を伸べしに、正篤は歸れり。然れども勅裁を得ずして寧ろ幕府の難局を増しぬ。此に於てか更らに列藩會議を開らきて朝廷の意を安せんとし、七月を以て調印せんことを約すれば、水戸、尾張、越前を初めとして諸侯多く攘夷を唱ふ。已にして調印の七月未だ至らずして、六月十三日、ハルリス軍艦に乗して小柴沖に至り、露艦また下田に來り、共に英佛軍艦

の海を掩ふて至らんとするを報す。外國掛ハルリスに就きて英佛軍艦の何の意あるかを問ふ。ハルリス答ふるに英佛の聯合軍清國と戦つて北京に城下の誓を爲さしめ、餘勢を日本に加へて開港を促かさんとするを報じ、速に日米條約に調印して、以て不法の恐迫條約を命せらるゝを避けんことを勸む。幕吏倉皇、歸つて會議を開らく、皆々萬國の勢到底孤立すべからざるを説き、速に調印して以て後難を免れんことを促かす。上田侯松平伊賀守曰く、長袖の公卿、天下の形勢を知らずして妄議す。若し其の満足を得んとせば、百年また足らざるべし。國を以て青公卿の私意に殉すべからずと。井伊直弼、沈思すること稍々久うして、決然として斷じて曰く、縦令や今日樽俎の間に之を退くるも、到底避くべからず。一旦戦つて勝を制するも、到底、清國の覆轍を免れざるべし。敗れて後に和を乞ふて、恐迫條約を命せらるゝは、寧ろ今にして締約するに如かず。萬機幕府に一任せられたり。勅裁なしと雖も、機に臨み變に應じて國家を保全するは幕府の責也。若し勅裁を待たざるによりて事起らば、直弼一身を以て之に當らんと。遂に下田奉行井上信濃守、目付岩瀬肥後守を神奈川に遣はして、日米條約に調印せしめ、また急に紀伊の家茂を迎へて世子とす。時に年十三歳也。

四百四十節 群黨直弼を責む、直弼水戸侯以下を風す

英佛が戰勝の威を挾はさみて其飽くなきの望を遂げんとするに先つて、日米條約に調印するは、是れ當時に於ける唯一の安全策にして、若し直

弼にして躊躇せば一層汚辱なる條約を迫られしならん。此時に方つて君命は輕ろくして國家重もし、况んや君命と稱するもの、唯だ公卿の議論のみなるに於てをや。直弼の施政は寧ろ失敗中の成功なりし也。然れども外には攘夷に狂熱して、實力の比較を忘れ、内には政權の爭奪に熱して、百年の得失を顧みざる公卿浪士は、直弼を以て違勅の徒となし、台從大呼して、之を攻め、眼中殆んど幕府なきが如し。水戸、越前、尾張の親藩、また直弼の獨斷專決違勅の命を受くるを責め、交ゆるに一橋慶喜を世子とせさりしに不滿の情を以てし、水戸侯の如きは憤激、己を失し、殿中に疾聲大呼して井伊と争ひ、遂に直弼をして切腹せしめずんば已ますと聲言するに至る。而して幕吏中、外國の形勢に明かに、初より開國說を主張したる堀田正篤も、また一橋黨なりしがため井伊直弼の下に老中たる能はずして退きぬ。此の如く幕府の敵手は公卿浪士のみに止らず、世子の争ひより親藩中及び開國黨中敵を出すに至る。而して彼等は共に直弼を責むるに違勅を以てし、直弼をして速に京都に上りて罪を朝廷に謝せしめんとし、囂々として已まず。彼等は云ふ、是れ天下の人心に副ふて幕府を保安するの道也と。直弼は固より越前尾張が直に幕府の利害を思ふを信ず。然れども水戸齊昭は此の如き誠實の心術ありと信ずる能はず。遂に水戸齊昭、尾張慶恕、越前の慶永を其の別邸に謹慎せしめ、一橋慶喜の出仕を止む。

四百四十一節 直弼の人物、禮權、家茂將軍となる

徳川武士の典刑は直弼に於て見るべかりき。彼は泰

然たる大膽よりも、猛烈なる銳氣を有したり。彼は機に乗じて人を用ゆるの機變なしと雖も、一直線に突進するがため、敵手をして之を躲避するの餘裕なからしめたり。彼は曲折に従つて其才を屈伸するの力なしと雖も、果敢斷行の力を有したり。彼の人物は甚だ高からずと雖も、甚だ堅實也。彼の性情は甚だ清潔ならずと雖も、甚だ質直也。其心識は極めて平凡なりと雖も、其心識を貫くには極めて執着力あり。彼は政治家にあらずして武士也。最初の徳川武士は、皆な此の如くなりき。時世の驚濤に巻き去られんとする徳川時代は、彼に於て其最後の權化を見たり。彼は外交を好むものにあらずと雖も、世界の氣勢已むを得ざるを見て、寧ろ勢に従つて一國の獨立を全うせんと欲す。彼は外交の事局は容易なるにあらずと雖も、一國の大難は外交よりも内紛にあらんとするを見たり。此の内紛たるや諸侯の權大にして、幕府の力之を鎮壓する能はざるにあるを見たり。此に於てか彼は家光時代の光榮を回復して、威力を以て天下を鎮壓せんと欲す。彼は權力を好むものにあらずと雖も、其徳川氏と國家のために計る萬全の策此にありとなしたり。彼は此政策を實行せんがため、第一に親藩の君主すら幽閉せり。彼は更らに何事を爲さんとする乎。已にして安政五年七月將軍家定、病を以て死し、嗣子家茂立つて將軍となる。直弼之より悉く一橋黨を却けて、掛川侯太田資始、鯖江侯間部詮勝、西尾侯松平和泉守乗全と共に大事を斷じ、專權擅横、上下の議を省せず、天下羈々、物論の沸騰此に至つて

極る。

四百四十二節 京都、長州藩士の手に落つ、列藩會議によりて幕府を制せんとす

此時に方つて、京都の朝廷は

全く長州藩士の手に落ち、浪士、街衢に充つ。今や江戸に於ては直弼が大老となりて條約に調印するも、違勅の罪を犯して人心を失し、また親藩の望に背きて、紀伊の家茂を立て、之がために徳川氏の勢力兩分し、水戸が不平黨の首領たるの姿あるを見て、更らに水戸を起して列藩會議を開かしめんとし、水戸、尾張、越前、加賀、薩摩、長門、安藝、備前、肥後、伊勢、阿波、土佐、因幡、筑前の十三藩に勅書を與へ、之を京師に招きて列藩會議を朝廷に起し、一舉して幕府の實權を朝廷に移さんとし、近衛、鷹司、一條、二條、三條の諸公卿、主として之を唱ふ。彼等は浪士の言を聞き、天下の事一舉して定るべしと信したる也。獨り關白九條尙忠、岩倉具視猶ほ幕府の實力を議認して應せず。此策の遂に實際に行はるべからざるを唱ふ。公卿聽かず、遂に勅書を發す。水戸齊昭、老中を其邸に招きて之を示めす。老中之を奪つて返さず、他の十二藩また幕府を恐れて一人京師に出るものなし。公卿怒を九條尙忠に移し、追つて其關白を辭せしめ、近衛忠熙をして内覽せしむ。

四百四十三節 間部詮勝の浪士掃蕩、廟議開國に決す、攘夷黨の閉息

今や京都は南北勢力の争地となりぬ。

公卿浪士の陰謀は、幕府をして外交の局面より首を回らして、必らず京都を掃除して禍機を陰

かんと決心せしめたり。間部下總守詮勝は其使命を帯びて安政五年九月京都に上り、外交の顛末を朝廷に奏すと稱して、私かに浪士を跡跡し、先づ越前の梅田源二郎を捕へ、次に水戸の京師留守居鶴飼吉左衛門父子を執へ、其他浪士と聲音を通ずる公卿の執事を捕ふるもの無數、浪士風を聞き遁逃すれども、搜索、嚴密、往々にして羅致せられ、之より安政六年に至るまで四方に於て縛せらるゝもの七十餘人、越前の橋本左内、長州の吉田寅二郎等浪士の首領其中にあり。公卿の頼む所浪士にあり、浪士已に逃散して公卿色を失ふ。間部詮勝即ち一方には黄金を散じて貧寒なる公卿の心を購ひ、一方には伏見奉行内藤正繩をして公卿の間に遊び、内外多難の形勢を述べて、外交を以て已むべからざるの事態となし、軍備を整理せば、他日必らず外夷を撃攘せんことを説かしむ。朝議爲めに一變して、外國と和親を通ずるを許るし、猶ほ國防を嚴にして、他日撃攘を實行すべきを命じ、九條尙忠をしてまた關白たらしめ、近衛の内覽を已む。幕府更らに鷹司前の關白、近衛左大臣、鷹司右大臣、三條前の内大臣をして剃髮して、身を引かしめんとす。是れ其家臣の糺斷して、幕府を傾けんとするの陰謀ありとの事實を發見したれば也。天皇之を宥めんとして再三書を間部に與ふ。間部聽かず、天皇が三大臣を保護せんとするは、公武の間をして離隔せしむるものなりと爲し、安政六年五月三大臣に迫つて遂に剃髮せしめ、一條左大臣、花山右大臣、二條内大臣を以て之に代ふ。井伊の強硬政略は遂に其効を奏し

ぬ。諸侯恐怖して皆々幕府の命を奉じ、各藩中の保守派大に力を得て、革命派を攻め、嚴峻、酷烈の手段を以て浪士を追跡す。浪士漂泊、天地の間身を容るゝに地なく、生命を變じ、服裝を替へて潜伏し、薩摩の浪士西郷吉之助の如きは、革命派の僧月照と、海に投じて死せんとし、攘夷黨の巢窟たる長州に於てすら、開國黨の首領長井雅樂の説行はるゝに至りぬ。

四百四十四節 公武合躰黨、佐幕黨、討幕黨、開國主義の實行 此時に方つて國民の政治思想に一新色相を加

へ來る。諸侯の多數は、固より攘夷黨たり、然れども水戸、長州、薩摩等野心を加味するもの外は皆な、必しも、之を以て幕府を苦しめ、之を以て政局を打破せんと欲するものにあらず。唯だ開國は國家の禍患を信じて之を唱ふ也。今や天下の浪士の爲す所を見るに、彼等は獨り攘夷に止らず、之を以て幕府を夷覆せんと欲するものあるを以て、幕府と同じく患、外にあらずして内にあるを察するに至り、幕府を助けて皇室と相和せしめ、國一致の力を以て攘夷せんと欲するものあり。開國黨に於てもまた區々目前の争を爲さずして朝廷(公)幕府(武)を合躰せしめんとするものあり、此に公武合躰黨なるものを生じ、其團結中には攘夷派と開國派の相異なる分子を存ず。長州の長井雅樂の如きは、開國黨にして公武合躰黨たるもの也。薩摩の島津三郎の如きは、鎖國黨にして公武合躰黨たるもの也。今や公武合躰黨を中心として、一方には純乎たる佐幕黨あり、幕府を任けて其權を家光時代の古に復回せんとするものにして井伊直弼

安政三年十二月
薩摩の島津齊彬
養子としまた
之を近衛家の養
女として將軍の
夫人とす。

四年六月阿部正
弘死す、長崎に製鐵
所を作る

大阪の守備を嚴にし以て京師の意を安せんとす。

の如き是也。一方には純乎たる討幕黨あり。公卿を助けて幕府を討ち、其權を朝廷に收めんとするものにして、功名に急なる浪の一派是也。而して公武合體黨は主として浪士の跋扈を制せんとせしかば、勢幕府の權力を地方に助長するに至りぬ。此に於てか幕府は益す前途の望を生じ、安政六年七月水戸齊昭に永蟄居を命じ、一橋慶喜に隱居謹慎を命じ、水戸篤慶に差控を命じ。一橋慶喜を世子とするの議に黨せし作事奉行岩瀬肥後守、軍艦奉行永井玄蕃の職を奪ひ西九留守居川路左衛門尉等を謹慎せしむ。十二月粟田宮を永蟄居せしめ、更らに水戸侯に命じて前年の勅書を返さしむ。水戸の士民隊を爲して江戸に出で、幕府に訴ふ、之より先き、米國が領事を置くの外、和蘭も亦安政六年四月を以て領事を江戸におき、五月、英國また其公使アルコックを江戸に置き、六月には横濱、長崎、箱館の三所に於て内外貿易を行ふを許るし、八月には露國と本條約を結び、八月には佛國と本條約を結び、其公使を江戸に置くを諾し、九月には外國奉行新見豐前守、村垣淡路守、目付小栗上野守、軍艦奉行本村攝津守、勝麟太郎等をして米國に航して本條約を交換し、且つ其文物を見せしめ、また前年以來の囚人を刑罰す、攘夷黨は已に其の首領とも云ふべき水戸齊昭の蟄居せしめられしが爲め一毫の希望をだに有する能はず落膽、絶望を極めしが、中にも水戸の攘夷黨は開國黨に對して私怨あるもの少からざりしがため憤激最も甚しく、四方に徘徊し、財を良民に徴して事を起さんとし、また横濱に外人を

殺傷す。幕府近傍の諸侯に命じ、兵を出して之に備へしむ。

四百四十五節 井伊直弼の暗殺 浪士外人を襲ふ、露人對馬を占領す

萬延元年三月三日大老井伊直弼江戸城

に上らんとして櫻田門外に来るや、水戸の浪士佐野竹之介等十七人、薩摩の浪士有村治左衛門と共に襲ふて之を殺す。暗殺は已に成功して、幕府の中心力を抜く、天下傳唱、幕府の威權地に落つと爲し、地方佐幕の諸侯また驚惶して方嚮に迷ふ。是より浪士また志を得、暗殺を以て、最良の武器となし、漸やく血に渴し來る。已にして八月水戸齊昭老を以て死す。幕府は老侯既に死するを聞くや之に連座せられたる慶喜及び越前の慶永。土佐の山内容堂の謹慎を許るす。齊昭已に在らずんば彼等を忌憚すべき理由なきを以て也。然れども關東の諸士は齊昭死するや主人を失したる馬の如く、狂躁、妄動、其爲さんと欲する所を爲し、横濱居留地に入つて外人を殺ろし、外交の局面を困難ならしめて、以て開國黨を苦しめんとし、十二月、米國公使館を麻布古川に襲ふて其譯官ヒューステンを殺ろし、文久元年五月、高輪の英國公使館を襲ふ。風説は事實を誇張し、誇大の風説は浪士をして血に渴せしめ、民心大に動搖し、縦合ひ通商條約に従て此年の一月を以て新潟若しくは其代用港を開らくも、外人生命の安全を保つべからず況んや、京都に近き兵庫大坂の開港に至つては猶ほ更らに危險也。此に於てか文久元年十二月外國奉行竹野下野守、松平石見守目付京極能登守等をして歐洲に航して開港の延期を乞はしむ。

安政五年七月、ルリス日本小判一兩は一分銀十ニ枚の價あるを云つて世界の金價を教ゆ是より洋銀と同位の銀を作るとす。

外國醫法の禁を解く、英國蒸氣船を獻す

英國は之を諾したり。然れども無報酬にはあらずして、酒類の輸入税を減じ玻璃器を五分税品中に入る、ロンドン覺書を生じたり。此の如くして浪士は着々幕府を難局に驅逐せしが、之より先き、英佛已に露國とクリミアに戦つて之を挫き、世界の海港より露國を封せんと欲す。文久元年英佛、支那を攻めて北京に入るや、露國支那のために周旋して黒龍江畔七百里の地を得、英佛即ち露清の漸やく近づきて東洋多事ならんとするを見て、日本海に根據地を得んとすと傳唱せらる。露國即ち其機先を制せんとして、文久元年二月、其軍艦をして急に對馬の尾崎浦に入り、兵士を上陸せしめ、近傍を抄掠し、殆んど之を占領せるものゝ如し。幕府即ち外國奉行小栗豊後守等をして之を詰つて退去せしむれども聽かず。即ち更らに外國奉行野々山丹波守、目付小笠原攝津守等をして、外交談判を開始せしめ、且つ英人の助力を乞ふて遂に之を退くるを得たり。此の如く外交の局面は内よりも、外よりも、ますます多難を加ふ。

四百四十六節 安藤信睦の執政、討幕論起る、和宮の降嫁

井伊大老の死したる後は、また大老なく政權已

に老中安藤對馬守信睦の手にあり。彼は固より巨膽猛氣一代を鎮壓するの材にあらずと雖も、自ら信ずるや強固にして、また其の自信を貫くの才幹あり、事に臨んで臆せざるの勇あり、外交の技倆と智識あり、責任を避けざるの勇あり、水野忠邦以後の良宰相にして、浪士が數ば外人を襲はんとするや、喟然として嘆して曰く、浪士にして血に渴せば、寧ろ余を殺ろし、若し

くは將軍を弑して内亂を起すも、外人を殺ろして國難を醸す勿れど。其碎厲國事を思ふの情憐むに堪たるありき。然れども大厦の將に倒れんとするや、一木の支ふべきにあらず、浪士已に井伊大老を倒すや、氣に乗じ勢に激まされ、眼中幕府なく、井伊の鎮壓政策のため一旦四方に逃散せし浪士は、今や潮の如くに盛り返して京都に集まり、長州の藩士、久阪玄端等、京都にありて専ら之を繰繰す。彼等は固より幕府に不満なるもの也。加ふるに井伊の鎮壓政略によりて激昂し、今や攘夷よりも寧ろ討幕の舉を急にせんとして、公然之を論するに至り。政界の空氣全く一變す。幕府猶ほ知らず。舊の數奇屋坊主、長坂清壽、九州諸侯の情偽を述べ、徳川氏の運命に關するを云ふも省せず。萬延元年、皇女和宮を乞ふて將軍の夫人とし、以て皇室と親を結び、隙を拒がんとし、前將軍の侍女姉小路勝光院をして京師に上りて周旋せしむ。公卿多く之を不可とす。九條關白及び侍從岩倉具視、頻りに之を懲通し、遂に天皇の寵姫、右衛門内侍によりて奏する所あり、幕府の乞を許す。時に公卿、之を以て天皇の意にあらずとなし、老中小濱侯が和宮を欺きて天皇を要して許可を得たるものとなし、和宮別に臨みて天皇に謁するも、幕吏一語を交ゆるを許さざりしと訛傳し、以て民心を激昂せんとす。是より所在相傳へて幕府の專横を憤り、討幕の論益々盛ん也。

四百四十七節

薩長權を争ふ、外人襲撃の風、平野二郎討幕の議を上る

文久元年の冬、浪士等遂に薩摩に入

文久元年九月水野筑後守をして小笠原島を巡視せしむ、外人占領の説あるを以て也。

りて天下の形勢を説き、鹿兒島侯が兵を擁して京師に出で、天下の機先を制せんことを乞ふ。十一月鹿兒島侯、近衛氏の手を経て朝廷に密奏し、兵を出して京師を護り、攘夷の勅旨を貫徹せしめんと奏し、曾つて幕府の勢力中に滲入して重を爲さんとせる薩摩、今は漸く京師に接近せんとす。長州は其壯士の大勢、已に討幕に傾きたるに關らず、長井雅樂等の勢力、猶ほ主君を擁して討幕に嚮はしめず、必らず公武を合躰せしめて國家を經營せんと欲せしが、今や浪士が薩摩を中心として京都に據らんとするを見て天下大亂の兆となし、急に江戸に上りて幕府に説くに天下の形勢を以てす。幕府大に驚き、毛利氏をして京都に周旋せしめ、朝廷を薩摩及び浪士の手より離れしめんとす。此かる間に攘夷討幕の氣焰勃々として舉がり來り、英國の官吏が浪士の襲撃に懲りて、出入兵を備へ、其兵銃槍を帶ぶるや、浪士は以て外兵國に入るの端となし、安藤信睦が數ば外國公使と來往するや、妾を外人に與て之に媚附すと流言せられ、外人我官吏の柔順恐怖するを見て放縱慢罵を逞ふするや、幕吏國を賣つて私利を營むものと誇張せられたり。此に於てか文久二年には下野の大橋順藏等、浪士を募つて横濱を襲撃せんとして執られ、文久二年正月には下野の醫師早田顯三、水戸の浪士小田彦次郎、越後の川本杜四郎等、安藤信睦を阪下門外に襲ひ、銃丸信睦の鬢をかすめて去る。從士撃つて多く兇徒を殺ろし、餘黨逃走す。三月、九州、中國、四國、諸藩の士、脱藩して大阪に會するもの數百人、皆々京師に

入らんとす。四月筑前の浪士平野二郎討幕の議を朝廷に上る。是れ公然討幕を以て朝廷に勸めたる最初の奏議にして、攘夷開國の論は一變して承久の後を襲ふ南北政權の争とならんとす。彼は先づ鹿兒島侯が朝旨を奉ずするの意切なるを述べ、其京師に出るを待つて直ちに大坂城を抜き、天下に號令し、幕府の政權を奪つて而して後、夷狄を拂ふべしと云ひ、朝廷をして鹿兒島侯に依頼せしめんかため其領する所は千二百八十四萬八千八百石にして一百二十八城、陣屋三百四十八、船舶三千艘ありとなして以て公卿を鼓舞す。之より公卿の氣愈々大也。時に高知藩士數十人、其參政吉田元吉の公武合躰を唱ふるを惡み、襲ふて之を殺ろして京師に走る。已にして鹿兒島侯の支族島津三郎久光、六百の兵士を率ひて京都に入る。浪士久光を擁し先づ九條關白を斬りて所司代に及び、兵を舉げんとす。久光聽かす其從臣をして激徒を殺ろさしめ、從臣の内西郷吉之助は、浪士を煽揚したるの故を以て沖の永良部島に流さる。

四百四十八節 薩摩の公武合躰説、幕府遂に風して政權朝廷に歸す

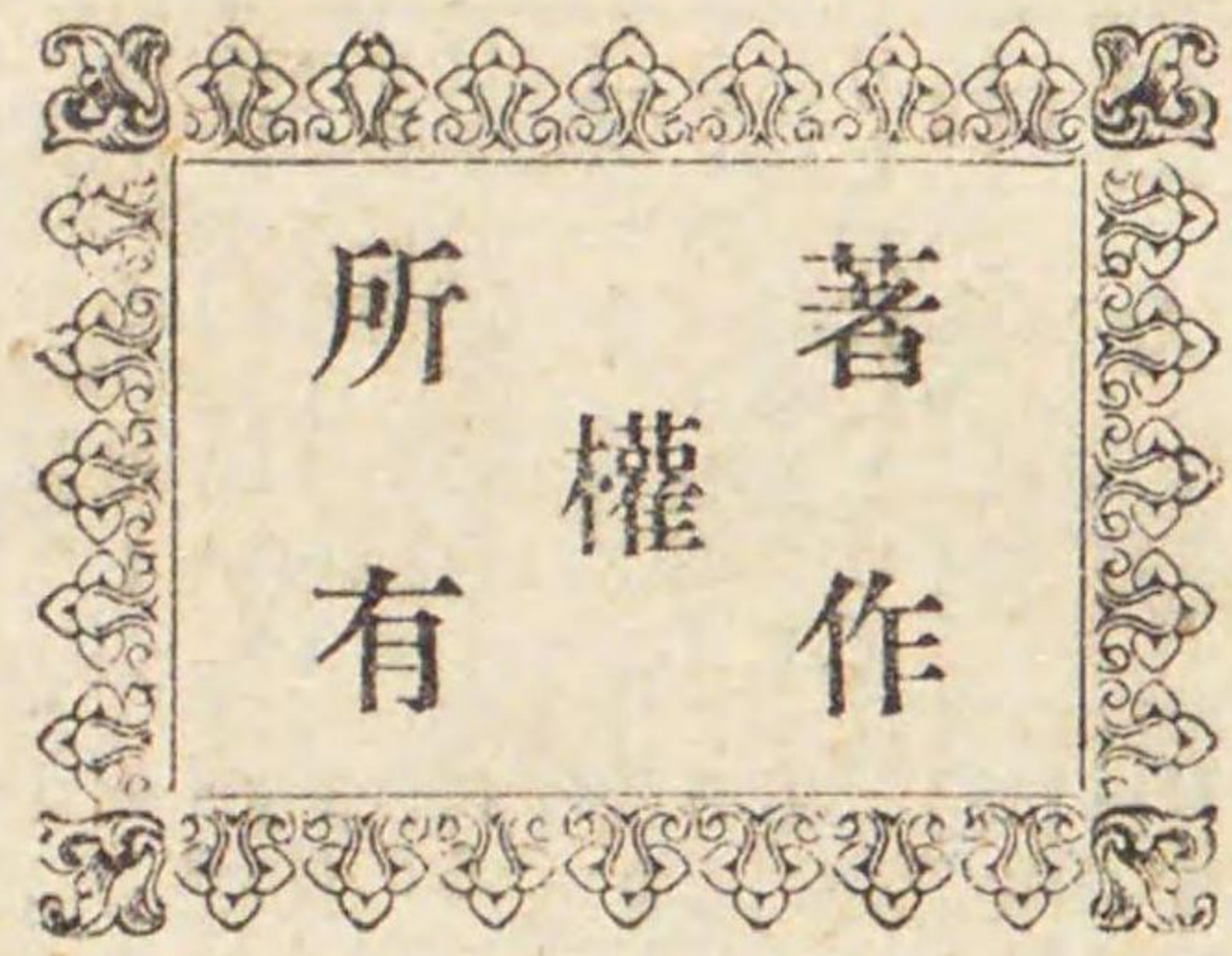
島津三郎が京師に入つて先づ主張したる

所は公武合躰の政策なりき。彼は第一に幽閉せられし栗田宮、近衛前左大臣、鷹司父子を放免し、幕府に於ては徳川氏の親藩宗室の幽閉を釋き、近衛氏をして關白たらしめ、越前侯をして幕府の大老たらしめ、老中安藤對馬守信睦の官を罷め、朝廷の意を容易に浪士に洩らさしむらんことを計り、此の如くして公武を合躰せしめんとす。已にして長州侯の世子毛利元徳江戸より

國に歸らんとして京師に至るや、朝廷之を止めて島津三郎と力を合して浪士を鎮撫し、京都を護衛せしむ。已にして土佐侯山内豊範もまた兵を率ひて、出て、京都を守護す。京師の公卿、意氣大に擧がり、即ち大原重徳をして勅使たらしめ、島津三郎をして之を護衛せしめ、幕府の改革を江戸に迫らしむ。曰く將軍速に上洛して諸侯と朝廷に公議して民心に従つて國安を圖るべしと。曰く沿海の五大侯を五大老として國政に參與せしめ、國防を充實せしむべし。曰く一橋慶喜を將軍の後見とし、越前侯を大老たらしむべしと。幕府已に人物なく、また大勢の赴く所を察する能はず、勉強して朝廷の意に従ひ、以て安を圖らんとし、悉く其云ふ所を聞き且つ井伊直弼以來、幕府の開國政策を把持したる諸臣を黜陟し、越前侯に大政を委す、越前侯春岳横井小楠の議を聽き參勤交代の制を改めて簡易に従はしめ、諸侯の質を放つて國に歸らしむ。之より幕府の威權、滔々として地に落ち、京都に於ける九條關白、千種少將、岩倉中將、富小路中務少輔等幕府に黨するもの悉く退けられ、遂に朝廷の中に國事掛を置き、關白、大臣、議奏、傳奏を以て之に充つ。此に於てか、京都は事實に於ける主權者となり、徳川氏立てより二百六十年にして、政權また漸やく朝廷に歸す。之より將軍の上洛となり、長州に於ける討幕攘夷黨の專權となり、薩長兩藩の軋轉となり、幕府に於ける會津、桑名兩藩の佐幕運動勝を制し、歐米軍艦の下の關砲撃となり、英人の櫻島攻撃となり、幕府の開國政策の放棄となり、長州壯

士の京師亂入となり、反覆の論旨となり、水戸筑波黨の暴擧となり、長州征伐となり、小栗上野の雄藩討殲策となり、薩長二藩の聯合となり、兩度の長州征伐となり、將軍家茂の死となり、慶喜の將軍就職となり、大勢遂に維持すべからずして慶應三年十月の政權奉還となる。

明治廿九年五月廿五日印
同 年五月廿八日發
明治四十二年十月十日第十九版發行



著 者

東京府豐多摩郡東大久保村十四番地

竹 越 與 三 郎

發 行 者

東京市麻布區谷町六十三番地

隅 谷 巳 三 郎

印 刷 者

東京市京橋區弓町二十四番地

高 塚 慶 次

印 刷 所

東京市京橋區弓町二十四番地

三協印刷株式會社

出版元

東京市麻布區
谷町六十三番地

開 拓 社

二〇二五年史與附
定價金一圓八十錢

竹越與三郎君著

諸學校教科參考書

訂正 第四版

一千五百年史

菊判大本全壹冊
七百六拾餘頁
定價金壹圓八拾錢
郵稅金貳拾錢

建國より幕府の衰亡に至る二千五百年間の史記、骨は文明史、肉は編年史、血は記傳史、脈は哲學史、研究の方法は科學的、記述の筆は靈活明快、炬火の如き眼光、衡量の如き批評、畫く所は政變、文學、英雄、美術、經濟、宗教、思想、社會風俗の變、參差錯綜の妙を極む、國民古今のパンヲマ此にあり日本歴史の大典此に備る、ニールバルに非ず、ギボンに非ず、シユエグルに非ず、東西を融化せる日本文學の一大產物

早稻田文學 材料の豊富、文章の明快體裁の整備、及び浩瀚なるに於て近年稀に見るの好日本史也、自ら造詣する所本文に悉くし難き枝葉の註釋者くは註疏を要する事柄をば欄外に掲げたるなど讀者に取りて重大の便利なり國史の大體を窺ふに至極適當の書と思はる

陽 道麗明快人をして倦まざらしむる書き振り日出たしと云ふべし堂々七百六十三頁の大著、著者の健腕は歴史なるべきを確言するものなり、吾等はその形式の理想的なるの一點に於て已に此書を歡迎するものなり、吾等は此書によりて竹越君の純理哲學上の根據に就て十分説明を窺ふを得ざるを以て、俄に是非の判断を下し難しと思ふ、我邦史家の未だ企て及ばざりし形式によりて我史を説明せんとしたるの偉勳は、決して没すべからざるものなりと思ふ

中央新聞 第十九世紀の史家の新模範を爲し得て二十年の舊現象を縱横自在に評し盡したるに至ては其才力精力眞に未だ嘗て善く其體を得たるものあるを見ず此二千五百年史の出るに及り終つて後文運の隆盛と共に史書の出る甚だ多し然れども其名已に甚だ壯なり眞數無慮七百六十三其大なる亦想ふべし最初より最終に至る迄又氣貫絡整々の挫折なく體は紀事本末の粹を得て極めて法度あり行文の飛動、才想富麗、眼光炯々善く事物の表裏を看破す直ちに白石の讀史餘論の後繼たらむと謂ふべし本書の價値は著者の抱負と共に大なる言を待たず要するに此如き大事業を獨力して成りしむるは當世稀に見る所と謂ふべし

國民新聞 八百頁の大冊近來有數の著述なり、而して其多事の際、零細の時間に成りしむるを思へば氏才の非凡なるを知らしむる吾人の敬服する所は氏善く史上の大事業を看取して過したるに在り

史學雜誌 著者新日本史に譲らず、一般教育ある人士の參考に資すべき良好の史書に乏しき今日に當り著者此の如き希望を抱き其研究の結

評批の間世 越君の純理哲學上の根據に就て十分説明を窺ふを得ざるを以て、俄に是非の判断を下し難しと思ふ、我邦史家の未だ企て及ばざりし形式によりて我史を説明せんとしたるの偉勳は、決して没すべからざるものなりと思ふ

西園寺侯校閱 竹越與三郎君著

増補 十二版 人民讀本

第一一萬四千部
全一冊脊クロ一ス
定價金參拾五錢
郵稍金四錢

國家は山川より成らず、人民の心中にある國家思想より成る。小學生は山川より成らず、人民の心中にある國家思想より成る。此書は尊皇愛國の大義より起し憲法、人民の權義、政府の組織、議會の權能、軍備、外交、財政、軍人としての人民、法廷に於ける人民、納稅者としての人民、地方政治より國民の理想公徳に至る二十九章より成り立憲人民の心得べき事一切を網羅する。第二の人民を作らんとする、君子悝悝の心を以て固より尋常教科書作者と異なり、剛健にして智識ある者にして、文章平易、説明巧妙、讀誦の間自ら心脾に沁み渡るの感あり小學生徒及び夜學校生徒用若くは家庭讀本として、教師父兄たるもの必らず本書を購はれんことを望む。

本書は既に各府縣に於て小學校補習科用及び夜學校教科書として續々採用せらるゝに至れり。

實業 農業 工商讀本

和本綴全一冊
定價金三十錢
郵稅金四錢

今日の農工商家の子弟は昔日と異なり、日新の事情に應ずる丈の心得なかるべからず、而して此目的に適せる書籍なきを遺憾とし、我社數人の作家と共同して此書を出す、其内容著實進歩的にして、之を讀まば今後實業家の子弟たるに相應なる教養となるべし、一夜作りの際物と同一視すべきにあらず、小學校補習科、實業家の子弟たるに相應なる教養となるべし、一夜作りの際物と同一視すべきにあらず、民讀本を歡迎せられたる教育社會は、又本書を歡迎するに吝ならざるべきことを信ず。

發兌 元 東市麻布區 開拓社

竹越與三郎君序 佐久間秀雄君編

宗教以外の德育

第一章	法律の下にある人生	第六章	仁愛の法律	第十一章	個人の習慣
第二章	道徳的法律の源奉	第七章	道徳上重要語	第十二章	予等の國家
第三章	克己	第八章	家庭	第十三章	性徳の進歩
第四章	克己	第九章	力作	第十四章	道徳の進歩
第五章	公正の法律	第十章	尊貴の法律	第十五章	金誠に従ふ人生

宗教に依らずして德育を施し得べき乎。科學的原理に依りて德育を施し得べき乎。若し得べしとせば如何なる方法に依るべき乎。本書は公私學校の教師及び家庭に於ける父兄の爲に、趣味多き此問題を説明したるもの也。苟も興國の日本に適する道徳、宗派に偏せぬ道徳、科學の説明によれる道徳、社會と個人を調和する道徳を知らんと欲する者は、須らく本書を一讀せざるべからず。

獨學自修の道

近時書籍の刊行せらるゝもの汗牛充棟も嘗ならず、學修者岐路に迷ひ、適從する所を知らざるもの如し、本社茲に見る所あり、一般讀者に向つて讀書の方針を示さんがため、本書を公にす、書中には如何なる方法を以て、如何なる順序により如何なる書籍を讀むべきかを説き、且つ廣く諸家の意見を徴し如何にして諸科の一般を解すべきかを説きたるものにして、獨學自修の手引、讀書界の指南車たる也。

發兌元 東京市麻布區開拓社

附四

定價廿五錢 郵稅四錢

定價廿二錢 郵稅四錢

竹越與三郎君著

萍聚絮散記

色刷寫眞版木板
肖像景色書翰
二十餘頁
定價金五十錢
郵稅金六錢

身世の遭遇は、譬へば萍の聚まるが如く、また絮の散するが如し、何れか偶然にあらざるものぞ、著者年猶は多からずと雖も、遭遇の變多し、顧みて感慨に堪えず、即ち遭遇する所の人物、事實、境界を叙す、一種の隨見隨聞録にして趣味極めて多し、從來著者の文、世に出るもの多くは、史論政論のみ、文學的作品を出すもの此篇を初めとす。

竹越與三郎君著

三又書翰

定價四拾錢
郵稅四錢
上製五十五錢
郵稅六錢

書翰は文壇に一領圖を有すべきものなるに拘はらず、世に閑却せられしが爲め斯道の振はざるや久し、我社茲に見る所あり聊か書翰文學復興の春風たらんことを期し本書を公刊す。本書は竹越三郎君の書翰を集めたるものにして、全篇悉く清新流麗、蓮の水を出でたるが如く一唱三嘆の感なくんばあらず。世人多く三又君の政治論、外交策若しくは史筆を見るのみにして、書翰を見るもの少なし、本書題目は政治より人物、文學より家庭、教育より處世に亘り其文情風趣を見んと共に其議論の一端を知るに足らん。

發兌元 東京市麻布區開拓社

附五

慶應義塾教頭 門野幾之進君序
竹越與三郎君序
慶應義塾文學士 占部百太郎君著

羅馬盛衰記

五百十餘頁
定價八十錢
郵税八錢

羅馬は近世文明の淵源、古代歴史の絶頂也。

本書は其興隆の當初より衰殘の末日に至る大活劇を一幅の裏に集めたるパノラマ也、中に英雄あり美人あり、詩人あり、大雄辯家あり、大道徳家あり、制度典章より、文學美術百般の遊戲に至るまで、細大洩さず一指苟くもせず、參差錯綜、錦繡點綴の妙を極む其文や逸澤、其辭や華麗、太平記の剛健と平家物語の優麗とを兼ね合せて更に一大史詩を作せり、羅馬文明の偉大と、其文物の燦爛とを知らんと欲する者は此書を繙くを以て最上の策と爲す。

發兌元

東京市麻布區
谷町六十三番地

開拓社

秋元子爵演述

蔚堂閑話

寫真版及木版入
定價四十五錢
郵税四錢

秋元子は藝術批評界の一巨眼にして其議論警拔を極む。
此書は同子爵の庭園、刀劍、繪畫、圍碁に關する談論を筆記したるもの也。

前遞信大臣原敬君序 羽田浪之紹君纂譯

カブール

口繪肖像入
定價金參拾錢
郵税金四錢

カブール何人ぞ。
少年にして大志を懷き赤手を揮つて新以太利を建設せる者なり。
彼は新聞記者たり、政黨員たり、退隱農業者たり大内閣の組織者たり、大外交家たり、流風遺韻今猶は以太利國民の胸中を支配す。
ヒスマーの事業も日耳曼一統も畢竟彼の事業を模範としたるのみ。
此書は此大事業の中心たるカブールの人となり傳へて餘蘊なし。

立身策

定價卅五錢
郵税金四錢

逆境貧賤より起りて立身出世し功名を遂ぐるの道を平易に説きたる處世の活哲學なり十版を重ねたるを見ても有用の著なるを知るに足らん

如何に生活すべき乎

定價卅五錢
郵税金四錢

生活の困難は何人も皆感ずる處なり此書は勞力によりて生活する者小資本によりて生活する者等幾多の職業に就き如何にせば世に生活し得べきかを實例に照して一々丁寧親切に説明したる者にして行路の安を希ふ人々の六韜三略なり

發兌元

東京市麻布區
谷町六十三番地

開拓社

社會之進化

定價金卅五錢 郵税金四錢

ダーウキンが發見したる進化の大法は何の邊まで行はるか、一個人一動物に行はるか、か、如く、一社會にも行はるか、社會に行はるか、とせば其方法結局は如何、是れ千古の大問題也、キッド氏曠世の識を以て此問題を解くや、歐洲の文壇爲に風靡し、ダーウキン以來の大著とす。

我社が本書を譯出したるは以て貧寒なる我思想界を富さんが爲也。

1514-38

新体文章軌範

定價金 四十錢
郵税金 六錢

本書は先づ作文の用意と修辭の一般とを掲げて鄭寧懇切を極め、之が實例として古今東西の名文を擧ぐ、而して之が翻譯及び校訂は、悉く専門の名流に依頼して一字苟もせず、其和文の優麗巧緻、漢文の雄拔雅健、英文の博大精到、佛文の絢爛典雅、獨文の莊重周密、孰れも固有の特長を發揮し、筆々靈動神韻無窮の妙致を有す、要するに初學者の爲に絶好の修辭作文書たるは勿論、世界文華の吉粹を蒐めたる一大奇書也。

三 明治書翰文範

定價金 廿五錢
郵税金 四錢

書翰の巧拙は言語の優劣の如く士人の體面に關する所頗る大也此書の編集は宋明諸大家の尺牘日本幕府時代大儒の書簡及び泰西名家の書翰數百を集め三者を折衷して新に書翰の文體を一定せんことを欲するに出づ故に要用俗事に關するものは云ふまでもなく社交應酬の文體男女兩性の文範に至りても具はらざるなし苟も此書により書翰を認めんか其人の品位を増すこと限なからん。

發 兌 元 開 拓 社

東京市麻布區
谷町六十三番地